

Small white label with blue text, likely containing the book's title or author information.



贈
呈

殿

片倉工業株式會社

片倉工業株式會社三十年誌

わが社の光榮



昭和二十二年十月十四日
天皇陛下 普及團蠶種製造所 行幸

わが社の光榮

行幸



昭和二十一年三月二十五日

富岡製絲所

天皇陛下には群馬縣下へ行幸の砌り、同所を御視察遊ばさる。陛下には社長の御案内にて繭の撰別、繰絲作業等具に御視察、見返り物資としての重要な役割をもつ斯業に深く思を至させられ優しき激勵の御言葉を賜わる。

昭和二十一年六月十七日

沼津蠶種製造所

天皇陛下には社長の御案内にて製造最盛期の蠶種製造状況を具に御視察、蠶絲業の重大使命達成に懸命の努力を続ける従業員に優しき激励の御言葉を賜わる。

昭和二十二年十月十四日

普及團蠶種製造所

天皇陛下には甲信越地方御巡幸の砌り、同所を御視察遊ばされ、製造作業を御巡視の後、社長に「重大なる産業であるから一層努力して貰いたい」、又従業員には「種々困難もあるうが組合の健全な發達のためにしつかり頼む」と親しく激励の御言葉を賜わる。

昭和二十二年十一月二十九日

松江製絲所

天皇陛下には山陰地方御巡幸の砌り、社長の御案内にて工場内を具に御巡視遊ばされ種々激励の御言葉を賜わる。

昭和二十四年五月二十二日

小坂製絲所

天皇陛下には九州地方御巡幸の砌り、社長の御案内にて工場内を具に御視察遊ばされ、種々有難き激励の御言葉を賜わる。

昭和二十四年六月四日

末吉製絲所

天皇陛下には九州地方御巡幸の砌り、社長の御案内にて兩製絲所を具に御巡視遊ばされ、種々有難き激励の御言葉を賜わる。

都城製絲所

昭和二十五年三月二十二日

高知製絲所

天皇陛下には四國御巡幸の砌り、社長の御案内にて工場内を具に御巡視遊ばされ、親しく激励の御言葉を賜わる。

行 啓

昭和二十三年六月五日

石原製絲所

皇太后陛下には大日本蠶絲會總裁の御資格にて同所を御視察遊ばさる。

昭和二十三年六月六日

富岡製絲所

皇太后陛下には大日本蠶絲會總裁の御資格にて同所を御視察遊ばさる。

昭和二十四年六月十八日

松本製絲所

皇太后陛下には大日本蠶絲會總裁の御資格にて長野縣下御視察の砌り、兩所を御視察遊ばさる。

普及團蠶種製造所

昭和二十五年六月九日

郡山製絲所

皇太后陛下には大日本蠶絲會總裁の御資格にて同所を御視察遊ばさる。

仙臺製絲所

昭和二十五年十月八日

皇太后陛下には大日本蠶絲會總裁の御資格にて同所を御視察遊ばさる。

侍從御差遣の光榮

昭和十七年五月十三日

盛岡工場

産業戦士御慰勵の思召により、久松侍從を御差遣あらせらる。

昭和十七年五月十八日

宮城縣是共榮蠶絲株式會社

仙南工場

産業戦士御慰勵の思召により、久松侍從を御差遣あらせらる。

昭和十七年六月十七日

産業戦士御慰勵の思召により、戸田侍従を御差遣あらせらる。

松本工場

昭和十七年六月二十四日

産業戦士御慰勵の思召により、戸田侍従を御差遣あらせらる。

愛知工場

昭和十七年七月十日

産業戦士御慰勵の思召により、入江侍従を御差遣あらせらる。

大宮試験工場
研究所
絹化学工場

昭和十七年七月十三日

産業戦士御慰勵の思召により、入江侍従を御差遣あらせらる。

富岡工場

各宮殿下の御臺臨

昭和十八年六月四日

宮城縣是共榮蠶絲株式會社

仙臺工場

皇后陛下の御内旨により、東久邇宮妃聰子内親王殿下御臺臨あらせらる。

昭和十八年六月六日

福島蠶種製造所

皇后陛下の御内旨により、東久邇宮妃聰子内親王殿下御臺臨あらせらる。

昭和十八年六月二十八日

都城工場

皇后陛下の御内旨により、久邇宮大妃殿下御臺臨あらせらる。

昭和十八年九月二十二日

富岡工場

明治六年六月二十四日照憲皇太后、英照皇太后御同列にて富岡工場へ行啓あらせられてより滿七十年に當りこれが記念碑除幕式舉行のため、閑院宮載仁親王殿下御臺臨あらせらる。

昭和二十三年五月二十一日

八王子製絲所

高松宮殿下都下御視察の砌り、御視察せらる。

白石製絲所

昭和二十三年六月十五日

高松宮殿下御視察せらる。

大宮製絲所

昭和二十三年十一月二十一日

秩父宮妃殿下御視察せらる。

和田山製絲所

昭和二十五年四月十一日

高松宮妃殿下兵庫縣下御視察の砌り、御視察せらる。

昭和二十五年七月二十八日

秩父宮妃殿下長野縣下御視察の砌り、御視察せらる。

普及團蠶種製造所

温故
知新

昭和廿六年

正英

序

昭和十六年わが社は創立二十年の記念として「片倉製絲紡績株式會社二十年誌」を刊行したが、早くも本年三月末をもつて滿三十年を迎えた。明治十一年片倉組創業の時より數えて正に七十三年を閲したことになる。この間わが國の經濟界特に蠶絲業の勃興と時を同じくして國力の歩みと共に進み、昭和十六年事業興隆の頂點において第二次世界大戰に向かわんとする時局のため、企業整備を要請されるのやむなきに立ち到つた。その後今日までわが國は戦争下と連合國の占領下にあつて未曾有の苦難を體驗したが、この間蠶絲業も亦幾多の波瀾曲折を経て、今年度に入り漸く業界の前途に明るい見透しを持ち得るに到つた。

顧みればこの十年間、社名も片倉工業株式會社と改め、國策に應じて再度の事業轉換を行い、幾多の經濟變動と法令の制限に耐えて、能く今日まで歴史ある事業を繼承し得たことを思う時、誠に感慨に堪えないものがある。

こゝにその経緯を記録して創立三十年の記念とし、併せて温故知新の資と致す次第である。

昭和二十五年十二月

片倉工業株式會社

取締役社長 中澤正英

凡 例

- 一、本誌に輯録した關係諸賢の氏名は、歴史的人物として尊敬の意を表し本文中には敬稱を省略さして戴いた。
- 一、本誌は「片倉工業株式會社三十年誌」と題したが、先に刊行した「片倉製絲紡績株式會社二十年誌」の續編として發刊することとし、主として昭和十六年以降現在に至る沿革を記録し「二十年誌」の形式を踏襲して編輯した。
- 一、従つて役員掲載寫眞は歴代社長並に現役員のみとした。但し昭和十六年以降に選任後辭任された方は「二十年誌」に掲載されていないので本誌に掲載させて戴いた。
- 一、なおわが社の事業は明治十一年片倉家の創業に端を發してより七十有三年、會社創立より滿三十年の歴史をもつ故に、讀者の理解を助けるため昭和十五年迄の沿革を第一章に掲げることとした。
- 一、戦後の經濟情勢と労働事情は特筆すべきものがあるので夫々一章を設けて詳述することとした。
- 一、本誌は大體昭和二十五年十月一日現在を以て編纂した。編纂に當つては、總て記録によつて考證し事實の正確を期したが、紙面の關係でかなり割愛せざるを得なかつた。この缺を補う意味において卷末に統計圖表及び年表を附して事業の消長、社運の大勢を把握して戴くこととした。



本 社 全 景

一、本誌の題字は取締役社長中澤正英自らの信念を揮毫された。

一、本誌の装幀には時あたかもわが社自動繰糸機の完成を記念するため、伸長應力式感知器による生糸を繰糸に、デミラー式感知器による生糸を緯糸に用い、織維研究所において製織したものを使用した。

一、文章は新假名遣いによる口語體とし、漢字は本漢字を用いた。



本 社 全 景

- 一、本誌の題字は取締役社長中澤正英自らの信念を揮毫された。
- 一、本誌の装幀には特あたかもねが社自動線繰機の完成を記念するため、伸長應方式繰糸器による生糸を経糸に、デニール式繰糸器による生糸を緯糸に用い、織維研究所において製織したものを使用した。
- 一、文章は新假名遣いによる口語體とし、漢字は本漢字を用いた。



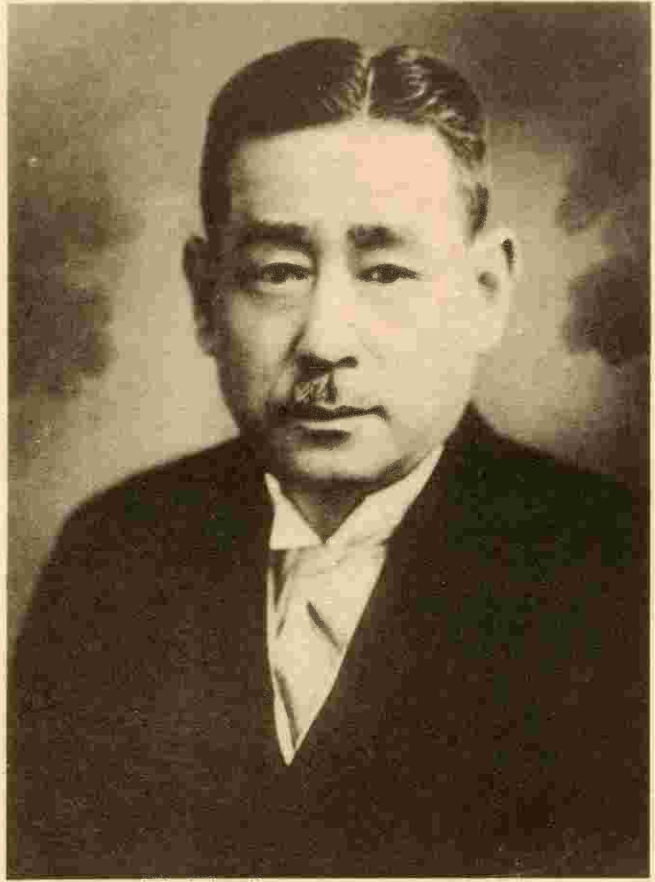
故初代 片倉兼太郎翁



初代社長 故二代 片倉兼太郎翁



二代社長 故 今井五介翁



三代社長 故三代 片倉兼太郎



四代社長 故 野崎 熊次郎



取締役社長 中 澤 正 英



常務取締役 中島 覺 衛



取締役 武井 方 介



取 締 役
(纖維研究所長) 有 賀 文 雄



取締役
(蠶業研究所長) 小針喜三郎



取締役
(販賣部長) 花岡眞澄



取締役
(工務部長) 下迫田宗市



取締役
(原料部長兼
蠶桑試験所長) 合田信一



取締役 福永健司



取締役 (經理部長) 鎌田一郎



取締役 (九州事務所長兼 熊本製絲所長) 飯田稻二



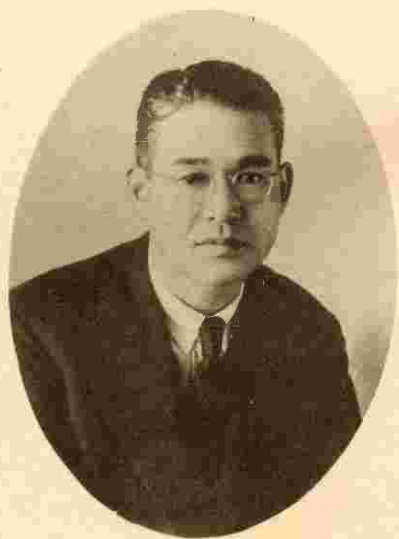
取締役 (總務部長) 林要一郎



取締役兼
關東事務所長
(大宮製絲所長) 竹入 貞人



監査役 小口 精



監査役 尾澤 金一



元取締役 片倉五郎



元常任監査役 中川良輔



元監査役 北澤和巳

片倉工業株式會社三十年誌 目次

わが社の光榮……

前掲

序……

”

第一章 昭和十五年迄の沿革……

一

第一節 片倉組時代……

一

第二節 片倉製絲紡績株式會社の創立と事業の發展……

五

第二章 業 務 體 制……

一六

第一節 株主總會と株主の變遷……

一六

第二節 定 款……

三三

- 第三節 役員…………… 六
- 第四節 事業組織…………… 三
- 第五節 職員と工員…………… 六
- 第六節 諸規程…………… 元
- 第三章 營業狀況…………… 四
- 第一節 資本金の推移…………… 四
- 第二節 營業機關と生産高…………… 四
- 第三節 收支決算…………… 四
- 第四節 社債の發行…………… 五
- 第五節 資産再評價…………… 五
- 第六節 金融事情…………… 五

第四章 事業及び事業所の變遷…………… 五

- 第一節 蠶絲業の變轉とわが社の企業整備…………… 五
- 第二節 軍需産業への轉換狀況…………… 六
- 第三節 戦災及び終戦による被害…………… 七
- 第四節 戦後の事業再轉換…………… 七
- 第五節 經營の合理化…………… 七

第五章 蠶種の製造…………… 八

- 第一節 蠶品種の改良…………… 八
- 第二節 蠶種製造技術…………… 八
- 第三節 蠶種の販賣…………… 八

第六章 原料繭の購入…………… 八

第一節 戦時中の原料繭購入状況…………… 六

第二節 戦後の原料繭購入状況…………… 九

第三節 優良原料繭の獲得…………… 九

第七章 製絲技術の變遷…………… 一〇三

第一節 生繭處理…………… 一〇四

第二節 煮繭及び繰絲…………… 一〇四

第三節 製絲機械…………… 一〇七

第四節 生絲整理…………… 一〇九

第五節 技術者の養成…………… 一一一

第八章 生絲の販賣…………… 一一六

第一節 生絲…………… 一一六

第二節 撚絲及び織布…………… 一一三

第三節 副蠶類…………… 一一四

第四節 絹製品…………… 一一五

第九章 労働組合及び福利厚生施設…………… 一二六

第一節 労働組織の變遷…………… 一二六

第二節 労働組合の活動状況…………… 一二八

第三節 労働關係諸規程…………… 一三三

第四節 教育施設…………… 一三七

第五節 福利厚生施設…………… 一四一

第十章 戦後の經濟法令とわが社…………… 一四五

第一節 企業再建整備とわが社…………… 一四五

第二節 企業民主化とわが社…………… 一五〇

附 録

- 1、事業所所在地圖
 - 2、わが社並に全國蠶種製造高推移表
 - 3、都道府縣別原料繭買入高圖
 - 4、原料繭買入高、同價額並に全國生産高推移表
 - 5、設備臺數、生絲年産額、同賣上高推移表
 - 6、生絲生産能率推移表
 - 7、生絲直輸出高並に全國輸出高推移表
 - 8、横濱市場生絲相場推移表
 - 9、株價推移表
 - 10、製絲勞務者出身都道府縣別分布圖、並に男女構成及び業種別構成圖
- 年 表

第一章 昭和十五年迄の沿革

第一節 片倉組時代

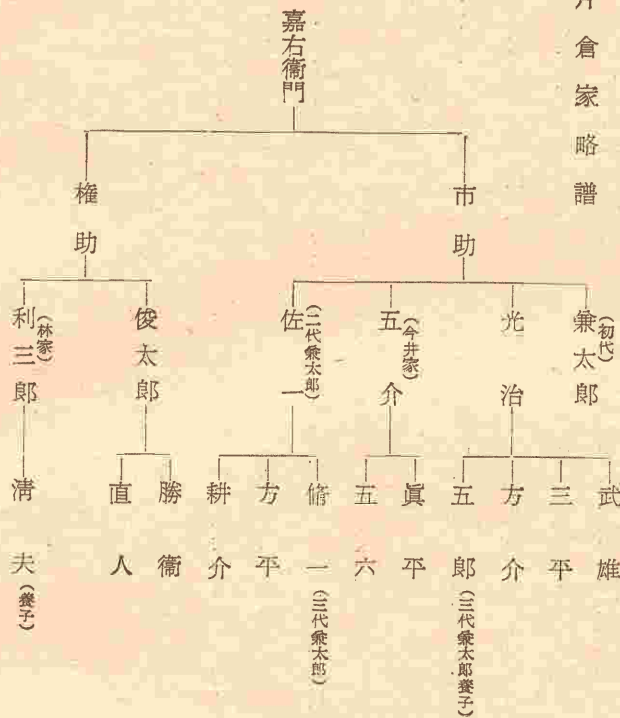
片倉組の組織は明治二十八年片倉同族の匿名組合として設立されたのであるが、その經營する製絲事業は古く明治六年、初代片倉兼太郎により座繰十人取りをもつて創業され、弟光治と共に經營された。明治十一年に至り片倉兼太郎は製絲業がわが國將來の國富増進に寄與すべき重要産業たることを洞察し、片倉家の事業として經營すべく意を決し、長野縣諏訪郡川岸村深澤の天龍河畔に三十二釜の所謂洋式機械製絲工場を建設し、垣外製絲所と命名して六月五日より操業を開始した。

翌七月には地方の有志と計り共同出荷組合を創設し、次いで尾澤金右衛門、林國藏等と共に開明社を組織して共同揚返し、共同荷造り販賣を行い品質の統一に努める等拮据經營に努め、事業の改善進歩に多大な努力を重ねた。

由來片倉家は地方の素封家であり、代々里正の職にある家柄であつたが、明治六年座繰十人取りを開始した當時初代兼太郎は歳二十五歳（嘉永二年十一月二十九日生）次弟光治は二十二歳（嘉永五年八月二十八日生）の青年であつた。明治九年父市助は五十四歳をもつて隠居したので長男兼太郎は三十歳にして家督を継ぎ、翌々十一年垣外製絲所を創始し、十四年には従弟片倉俊太郎（市助弟權助の長男）の經營せる製絲事業（明治九年創業）を合同して六十釜とした。後明治二十三年三男今井五介（安政六年十一月十五日生、後片倉製絲紡績株式會社二代社長となる）米國遊學より歸りてこれに

參畫し、四男佐一（文久二年十二月二十四日生、二代兼太郎襲名後、片倉製絲紡績株式會社初代社長となる）長ずるに及んで亦これに協力し、降つて明治三十二年には岡谷の製絲場主（六十六釜）從弟林利三郎（權助二男）の加盟もあつてこゝに初代兼太郎を盟主とする同族一同擧つて製絲業に邁進する態勢が出来上つた。

片倉家略譜



この兄弟及び同族は片倉兼太郎總指揮の下に、文字通り粉骨碎身業に勵み、製絲のあらゆる業務に孜々として専念

した。原料繭の仕入れに際しては雇人を帯同し、自ら天秤を擔いで遠く原料産地を馳驅し、その活躍振りは且に星を戴いて立ち出で、夕に月を仰いで歸るを常とした。しかもこの飽くなき努力に加えて各人それぞれに異なる才能を持ち、長兄兼太郎の一絲亂れざる統率の下に適材適所に得意の手腕を發揮した。他面業務上の改良研究については瞬時も怠らず、常に業界の動向に對して明敏なる判断を下し、商機を掴んでは果敢に邁進し、従業員に對しては徳をもつて遇すること家族の一員のごとく、業務の指導訓練に當つては嚴格にして寸毫も忽せにせず、多数の人材を養成した。かようにして稀有の人材に恵まれ、進取的にして且つ堅實なる一門の間には自らなる家風が培われ、率先躬行身をもつて範を示す經營の中においては當然堅忍不拔にして活動的な氣分に富み、しかも事業的手腕を備えた人材が溢れるごとく輩出し、事業の進展と共に隨時適材適所に配置された。今日片倉工業が波亂興亡常なき製絲業界にあつてよく創業以來七十餘年の歴史を保ち、古くしてなお新しく社運を拓きつゝある所以のものは、既に創業時の先覺者によつて築かれたのであり、一世紀に亘り受け繼がれた傳統の精神によるものと言ひ得よう。

従つて片倉組の事業は旭日のごとき勢いをもつて發展を見るに至り、明治二十三年には松本市に製絲所を建設したのを第一歩とし、二十七年には○川岸三全社を建設し、以來引續いて大宮、仙臺、郡山、高島（山形縣）、一の宮、姫路、上井（鳥取縣）、鳥栖、大分、長野縣内各地、朝鮮内各地に事業を擴張し發展して行つた。

かようにして全国各地に製絲工場の進出擴張を計つたのみならず、明治二十六年には今井五介、尾澤琢郎等を派遣して上海に製絲業の經營を試み、或は原料の輸入を計畫したが日清戦争の勃發により中止せざるを得なかつた。

二十八年には片倉組を組織すると共に東京市京橋區に支店を設置して、中央に雄飛の基礎をかためた。

たまたま日清戦争の勝利によりわが國は海外發展の機運に際會したので、片倉組においても逸早く翌二十九年臺北

市に、三十六年には北海道岩見澤に支店を設置し、三十九年には北海道に北村農場を經營し、朝鮮平壤府に支店を設け、四十一年には朝鮮に黃州農場を設けて殖産事業に乗り出し、植民地の開發に多大の貢獻をした。

大正四年には郡山市に岩代絹絲紡績所を設置して絹絲紡績事業に乗出した。(後、大正十二年に分離獨立せしめて日東紡績株式會社を設立す)又同年には大日本一代交配蠶種普及團(大正三年今井五介の提唱により設立された)の事業を繼承して蠶種の製造事業及び一代交配種の改良育成に乗り出す等、識見高邁にして潤達な經營に終始した。

大正の初期においてわが國の經濟力は急激な發展段階に入り、たゞ第一次歐洲大戰の勃發に伴つてこの氣運は一層拍車をかけられ、まさに爆發的な産業隆興の時代を迎えたのである。

この絶好の機會に際會して製絲業も亦黄金時代を現出し誠に股盛を極わめ、事業網の擴張競争が行われた。片倉組も亦この時流に應じたこと勿論であるが、唯その發展段階においてもいよゝ内容に堅實味を加え、創業後四十三年目の大正九年には製絲所二十三カ所、設備釜數一萬一千九百五十臺、絹絲紡績所一カ所、支店四十八カ所、一カ年の産額は生絲三萬八千餘捆、絹絲紡績製品二十七萬斤を算するに至つた。

しかしながら片倉組の組織がいかに鞏固に確立したと雖も、全國に散在するこの龐大な事業網の運營には既に適切を缺くに至り、同族の資本力のみをもつては事業發展に自ら限度があるので更に大發展を期するには大衆の資本を動員利用し得る組織の必要性を痛感するに至つた。こゝにおいて時の片倉組主脳部は四十餘年間孜々營々として築き上げ、しかも最好調にある事業を公開し株式會社に組織變更することとした。

第二節 片倉製絲紡績株式會社の創立と事業の發展

前述のごとき過程を経た片倉組は株式組織に變更するため大正九年一月十八日、築地精養軒において發起人會を開催し、直ちに創立事務に着手し次のごとき経過をもつて會社の創立を見た。

發起人 飯島保作、伊藤長次郎、今西林三郎、今井五介、原富太郎、橋本萬右衛門、林利三郎、小野哲郎、若尾謹之助、片倉兼太郎、片倉勝衛、片倉武雄、佐藤永孝、田中新之助、土橋源藏、黒澤利重、安田善雄、八木久兵衛、小林作五郎、喜多又藏、澁澤敬三、茂木惣兵衛

資本金 五千萬圓

株式總數 百萬株 一株につき二十五圓拂込

發起人引受 三十六萬七千八百株

贊成人引受 三十三萬一千二百株

一般公募 三十萬株

募集期間 自一月二十六日、至二月三日

額面超過金 一株につき最高百一圓、最低三十五圓

總額一千三百七十四萬六千七百五十二圓

會社創立總會 大正九年三月二十三日

役員

- 取締役社長 片倉兼太郎 (二代)
- 取締役副社長 今井 五介
- 常務取締役 田中新之助
- 同 片倉 武雄
- 同 今井 眞平
- 同 片倉 脩一 (後三代兼太郎襲名)
- 同 片倉 直人
- 同 林 清夫
- 取締役 片倉 勝衛
- 同 唐澤 晋三
- 監査役 飯島 保作
- 同 安田 善雄
- 同 土橋 源藏
- 同 小口 友龜

願 問 原富太郎、小野哲郎、茂木惣兵衛、山田松三郎、藤瀬政次郎
 本社所在地 東京市京橋區疊町八番地 (現在東京都中央區京橋三丁目二番地に改正)

會社設立登記 三月二十四日

かくて會社設立手續を了し同月二十五日取締役會を開催し、片倉組經營に係る製絲及び紡績の事業一切を一千萬圓にて買収する契約を締結し三月三十日全額の支拂を完了した。續いて事業を繼承し四月一日より營業を開始するため三月三十一日迄を第一期として決算を行い、株式募集の額面超過金一千三百餘萬圓の利益を計上し幸先の良い發足をみたのであつた。

その後昭和十五年迄の二十年間に極めて順調な事業發展をし、工場を増設、買収、委任經營の受託、或は吸收合併等各種の形式において事業の擴大を續けたのであるがこれを一表に示すと次の通りである。

摘 要

年 月 日	事業所名	所在地	異動事由
大正 八、	大邱蠶種製造所	朝鮮	創 設
九、 四、二二	武井製絲所	長野縣	買 収
同	須坂田中製絲所	長野縣	買 収
同	岐阜田中製絲所	岐阜縣	買 収
同 五、	小城郡是製絲所	佐賀縣	買 収
同 五、二〇	島原工場	長崎縣	委任經營
同 一、一	高知製絲所	高知縣	買 収
同	鴨島製絲所	徳島縣	買 収
一〇、	一代交配蠶種普及團	長野縣	買 収
同 六、一五	横濱出張所	神奈川県	新 設
一、 一	大阪出張所	大阪府	新 設

武井覺太郎 經營
 田中新之助 經營
 同
 小城郡是製絲株式會社
 長崎製絲株式會社
 株式會社高知製絲所
 同 鴨島分工場
 大日本一代交配蠶種普及團

同五、二八	諫早工場	長崎縣	委任經營	昭和一五、一〇、一	合併	長崎製絲株式會社
一二、四	日東紡績株式會社	福島縣	分離創設			片倉岩代絹絲紡績所
同	密陽蠶種製造所	朝鮮	創設			
同	鹿兒島工場	鹿兒島縣	委任經營	昭和一五、一一、一	合併	薩摩製絲株式會社
同	宮之城工場	鹿兒島縣	委任經營	同		同
同	志布志工場	鹿兒島縣	委任經營	同		同
同	末吉工場	鹿兒島縣	委任經營	同		同
同	尾澤製絲所	長野縣	合併			株式會社尾澤組 經營
同	熊谷製絲所	埼玉縣	合併			同
同	盛岡工場	岩手縣	合併	昭和四、一〇、五岩手縣是製絲株式會社創立片倉より讓渡して委任經營受託昭和一一、一〇、一合併		同
同	熊本製絲所	熊本縣	合併			同
一二、一三	紐育出張所	米國	新設			伊藤亮一 經營
一五、四	瑞浪製絲所	岐阜縣	買收			
同	江津工場	島根縣	委任經營	昭和一一、一〇、一	合併	片倉江津製絲株式會社
同	五、二五佐川工場	高知縣	委任經營	昭和一二、一〇、一	合併	片倉佐越生絲株式會社
同	六、二八作州工場	岡山縣	委任經營	昭和一二、一〇、一	合併	備作製絲株式會社
同	一、一岡山工場	岡山縣	委任經營	昭和一二、一〇、一	合併	同
昭和一二、四	一試驗所	埼玉縣	創設			

昭和一二、四	京城製絲所	朝鮮	買收			京畿道營恩賜授産京城製絲所
同	七、一越後第一工場	新潟縣	委任經營	昭和一二、八、三	合併	片倉越後製絲株式會社
三、三、二五	松江工場	島根縣	委任經營	昭和一二、一〇、一	合併	松江片倉製絲株式會社
同	六、二五紀南製絲所	和歌山縣	創設			
同	七、一全州製絲所	朝鮮	創設			
同	一〇、八咸興製絲所	朝鮮	創設			
同	四、七、二二平工場	福島縣	委任經營	昭和一二、一〇、一	合併	片倉磐城製絲株式會社
同	七、多摩工場	東京府	委任經營	昭和一二、一〇、一	合併	多摩製絲株式會社
同	一二、越後第二工場	新潟縣	委任經營	昭和一二、九、三〇	買收	片倉共榮製絲株式會社
五、四	龍仁蠶種製造所	朝鮮	買收			京畿道龍仁女子蠶業講習所
同	六、一五チヨロッパ農園	スマトラ	買收			三笠農園
同	七、九三原製絲所	廣島縣	創設			
同	七、蠶業試驗所	長野縣	創設			
同	七、栽桑試驗所	東京府	創設			
同	八、六高田工場	岩手縣	委任經營	昭和一二、一〇、一	合併	岩手縣是製絲株式會社
同	福島蠶種製造所	福島縣	創設			
同	沖繩蠶種製造所	沖繩縣	創設			
六、一	佐賀蠶種製造所	佐賀縣	買借			佐賀縣是蠶業株式會社
同	一〇、五千厩工場	岩手縣	委任經營	昭和一二、一〇、一	合併	岩手縣是製絲株式會社

昭和八、三、五	福岡工場	岩手縣	委任經營	昭和一五、一〇、一	合併	岩手縣是製絲株式會社
同 八、	福岡蠶種製造所	福岡縣	委任經營	昭和一三、一二、	より賃借經營	九州蠶種株式會社
九、一、	沼津蠶種製造所	静岡縣	創設			
一一、六、	姫路蠶種製造所	兵庫縣	創設			
同 一二、	伊達工場	福島縣	賃借經營	昭和一三、一〇、一	合併	日東製絲株式會社
同	安積工場 (現郡山製絲所)	福島縣	賃借經營	同		
同	美濃工場	岐阜縣	賃借經營	同		
同	和田山工場	兵庫縣	賃借經營	同		
同	江見工場	岡山縣	賃借經營	同		
同	愛媛工場	愛媛縣	賃借經營	同		
同	都城工場	宮崎縣	賃借經營	同		
同	飯田製絲所	長野縣	讓渡			保證責任下伊那郡 生絲販賣購買利用組合
一二、三、七	八王子製絲所	神奈川縣	買收			蠶絲興業株式會社
同 三、	裡里蠶種製造所	朝鮮	買收			楠田精一 經營
同 六、一二	仙臺製絲所	宮城縣	讓渡して 委任經營 受託			宮城縣是共榮蠶絲株式會社
同 六、	雲仙工場	長崎縣	委任經營	昭和一五、一〇、一	合併	長崎製絲株式會社が雲仙 製絲株式會社より賃借

昭和一二、九、 甲府撚絲工場 山梨縣 買收 富士撚絲株式會社

同 一二、一三 仙南工場 宮城縣 委任經營 昭和一五、五、七
縣是の賃 宮城縣製絲共同施設組合
批 該が買收

一三、二、一一 仙北工場 宮城縣 委任經營 同

同 七、一二 富岡製絲所 群馬縣 委任經營 昭和一四、九、三〇 合併 株式會社富岡製絲所

一四、六、一五 上海出張所 中華民國 新設 借 都城蠶種共榮社

同 都城蠶種製造所 宮崎縣 賃借

會社創立以來昭和十五年迄の二十年間には關東大震災における生絲燒失問題、昭和六年の世界經濟恐慌、これに派
生せる蠶絲業の合理化、特に過剩製絲設備の整理、滞荷生絲の處理、絲價安定の問題等、加うるに人造絹絲との競争
等幾多の困難な問題が連續山積したのであつた。

これ等の根本をなすものは結局新興人造纖維との闘いにあつたのでこれが解決を見ぬ限り日本の生絲は自滅の他な
き状態に追い込まれたかも知れないのであつたが、わが社は別項に詳述せるところ一代交配蠶種の普及に全力を擧げ
てわが國蠶品種の飛躍的改善を齎らし、規格統一せる原料繭を確保して製品の齊整を期し、併せて養蠶家との連絡協
調を密にするため特約養蠶組合の制度を創始して繭取引に特約全盛時代を畫したのである。續いて御法川直三郎の發
明にかゝる多條線絲機の採用により製絲技術の革命を行い、人絹に壓倒せられない高級生絲の生産に成功して「片倉
ミノリカワ・ロー・シルク」の名聲を博し、販賣面においては紐育出張所の活躍により生絲直輸出の先鞭をつけて米
國絹業者と直接取引を行い、ます／＼鞏固なる信用を築いて行つた。

これ等の諸對策の成功は獨りわが社の繁榮に裨益せるのみならず、わが國蠶絲業の行くべき途を示したのであつて他社皆これに倣い、蠶絲業の危機を打開する要素ともなつたのであつて、わが國蠶絲業史に特筆大書さるべき功績を残したもので言ひ得よう。

かくのごとく昭和年間の蠶絲業は幾多の問題をはらみ、誠に波亂曲折常なく業者の興亡相次ぎ、すべての施策は合理化の一點に歸一されるのであつた。この渦中にあつて二代社長今井五介は全國製絲業組合連合會長を兼ね、問題の發生する毎に業界の陣頭に立ち、日夜奔走してわが國蠶絲業發展のため八十八年の生涯を捧げたのであつた。この生涯を通じての偉大な功績は前者にその例を見ずわが國のみならず世界のシルク王として海外にも知られたのである。

その經綸抱負遠大にして時局を洞察し、社業の運營においても見透しを誤らず、常に適切にして積極的な對策を實行して幾度かの危機を打開し、事業は日に増し發展膨脹の一途を辿つたのであつた。しかもその内容はいよゝ堅實の度を加え、僅か二十年間に別表掲載のごとく世界に冠たる製絲會社を築き上げたのであつた。

これは單に今井五介獨りに止まらず、全役員、幹部社員、いずれも有爲の人材を網羅し、事業網いかに擴大するも人材の配置に事缺くことなく、しかも片倉組創立當時以來の傳統的精神によつて、一絲亂れざる運營の行われたことも亦重大な要素となつたのである。又經營面においても常に一步先んずる機敏さと、果敢な實行力、飽くことない努力の集積が事業界稀に見る社運の隆昌をもたらしたのであつた。

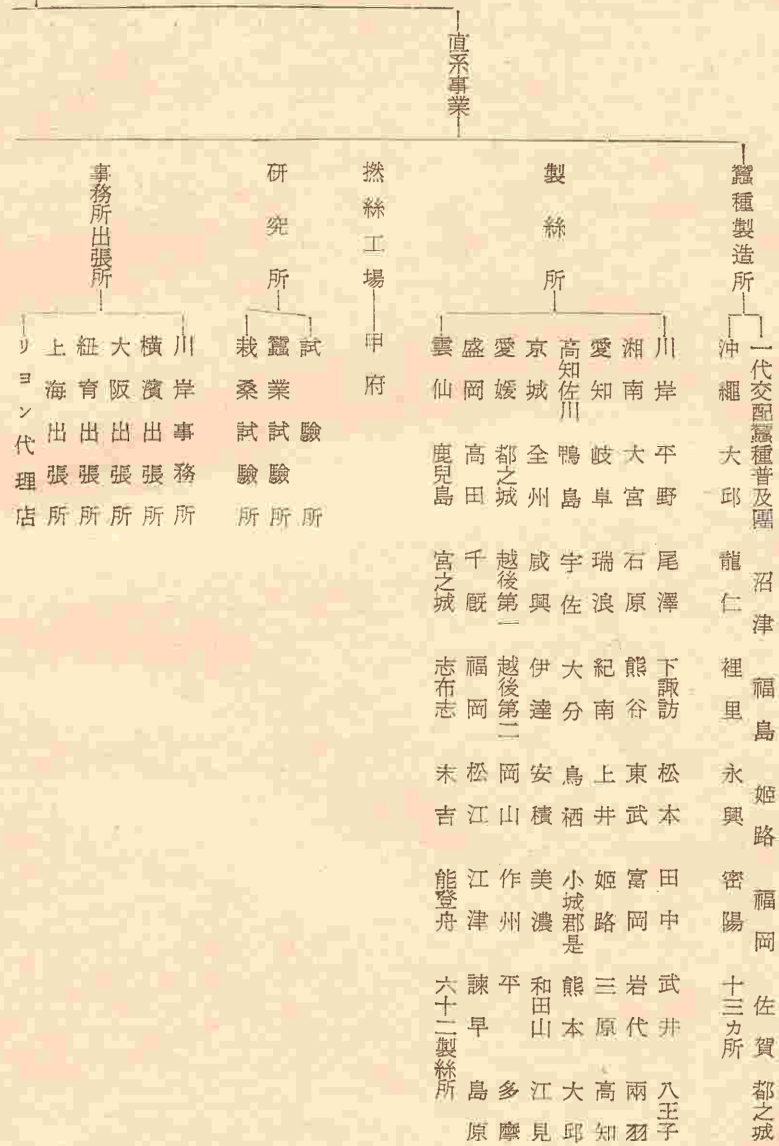
かくて片倉製絲紡績株式會社は製絲業を中核とし、關係事業にも逐次事業網を擴大し、片倉系事業の主柱となり、事業興隆の絶頂において昭和十五年芽出度創立二十年を迎えたのであつた。

昭和十五年
一、本社所在地 東京市京橋區三丁目二番地四

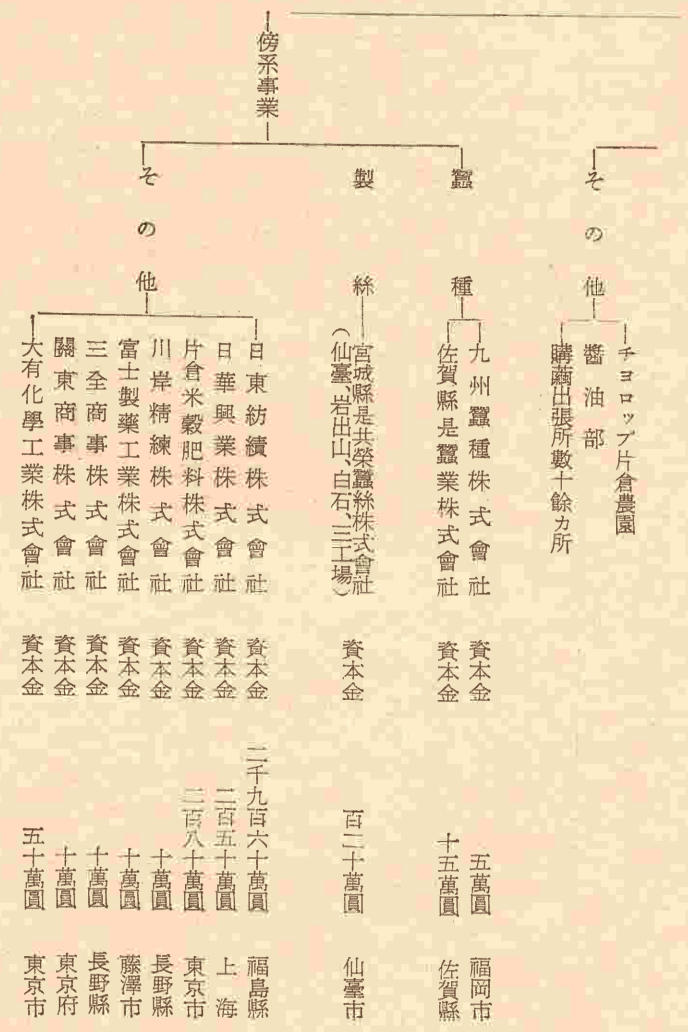
- 一、資本金 六千六百五十萬圓
- 一、諸積立金 千九百萬圓
- 一、會社所有地 百二十三萬餘坪 (外に傍系會社分 千七百餘坪)
- 一、建物延坪數 三十七萬五千餘坪 (同 一萬三千餘坪)
- 一、製絲機臺數 二萬三百八十八臺 (同 九百五十臺)
- 一、從業員數 三萬八千餘人 (同 千五百餘人)
- 一、事業所數 別表の通り
- 一、製品出來高 (年額)
 - (イ) 生絲 十萬餘俵 (外に傍系會社分 五千餘俵)
 - (ロ) 副蠶品 八百五十餘萬圓 (〃 四十萬圓)
 - (ハ) 蠶種 千七百萬瓦 (外に委託蠶種 五百萬瓦)

- 一、役員
- | | |
|------------------|-------------|
| 取締役會長 (三代) 片倉兼太郎 | 取締役 野崎熊次郎 |
| 取締役社長 今井 五介 | 同 片倉 方平 |
| 取締役副社長 片倉 勝衛 | 同 中澤 正英 |
| 常務取締役 片倉 武雄 | 同 今井 五六 |
| 取締役 武井覺太郎 | |
| 同 片倉 直人 | 常任監查役 根橋 清二 |
| 同 林 清夫 | 監查役 尾澤 金一 |

續株式會社



片倉製絲紡



第二章 業務體制

第一節 株主總會と株主の變遷

昭和十五年以降はわが社としては事業内容に大きな變遷を重ねた時代であり、株式總會においても重要な事項が議せられた。この間、定時總會は第二十六回から第三十八回まで十三回、臨時總會も十三回に及んだ。特に臨時總會の多かつたのは、昭和二十一年八月十一日から二十四年七月三十一日までの間で、當時わが社は特別經理會社として正規の決算をなし得ず、しかもその間増資等の重要事項を議決する必要のあつたことにもよるが、一般に定款變更、社債發行、資産再評價等重要問題が相次ぎ、株主總會の開催が度重なつたのである。けれどもこの間にあつて、株主は常にこれ等の問題が社業向上のため必要缺くべからざるものであることをよく理解され、常に満場一致異議なく原案を可決して事業の經營に毫も後顧の憂なからしめたことはわが社の誇りとするところである。

次に昭和十六年以降の定時及び臨時株主總會の一覽表を掲げる。

株主總會一覽表

回数	日 時	場 所	主要決議事項
一六	昭和一六・四・三〇	東京市京橋區片倉製絲紡績株式會社 京橋三丁目一番地	○取締役改選

二七	一六・一〇・三一	右に同じ	○取締役三名の他會社取締役兼任○前取締役今井五介、片倉勝衛、武井覺太郎三氏へ慰勞金贈呈
二八	一七・四・二八	右に同じ	○監査役改選○取締役三名の他會社取締役兼任
二九	一七・一〇・三一	右に同じ	○丸庄製絲株式會社合併契約承認○取締役林清夫辭任に付慰勞金贈呈○取締役補選
臨時	一八・一・三〇	右に同じ	○定款變更
三〇	一八・四・三〇	右に同じ	○設立中の日本蠶絲製造株式會社へ營業一部譲渡
三一	一八・一〇・三〇	右に同じ	○雲仙製絲株式會社合併契約承認○定款變更
三二	一九・四・三〇	東京市京橋區片倉工業株式會社	○定款變更○取締役片倉兼太郎、片倉武雄、野崎熊次郎及び小口精が日本蠶絲製造株式會社の取締役たることの認許
三三	一九・一・一六	右に同じ	○定款變更○取締役五名の他會社取締役兼任
三四	二〇・五・二五	右に同じ	○宮城縣是共榮蠶絲株式會社合併契約承認
臨時	二〇・九・三〇	右に同じ	○宮城縣是共榮蠶絲株式會社合併報告
三五	二〇・二・一九	右に同じ	○常任監査役中川良輔辭任に付慰勞金並に故常任監査役根橋清二に弔慰金贈呈
三六	二一・五・二八	右に同じ	○監査役改選
臨時	二一・一〇・一八	右に同じ	○昭和二十一年度前期決算書承認
臨時	二二・二・二五	右に同じ	○取締役並に監査役補選
臨時	二二・五・一五	東京都中央區片倉工業株式會社 京橋三丁目一番地	○昭和二十一年度特別下半年(自二一・八・一一)決算延期報告
臨時	二三・一・三一	右に同じ	○昭和二十二年度前期決算延期○定款變更

○元取締役片倉五郎、野崎熊次郎、片倉方平、片倉直人及び元監査役北澤和巳の五名に對し慰勞金贈呈○役員報酬額變更

臨時	一三・九・一八	右に同じ	○資本金増加○定款變更○加入團體會費支拂
臨時	一三・一・二・八	右に同じ	○増資新株式募集報告○定款變更
臨時	二四・五・二五	右に同じ	○決算延期報告○資本金増加○定款變更○監査役改選
臨時	二四・九・一五	右に同じ	○増資新株式募集報告
臨時	二四・一〇・二八	右に同じ	○再建整備計畫認可に伴う決算書並に利益金處分承認
臨時	二五・三・一〇	右に同じ	○社債募集
臨時	二五・五・三〇	右に同じ	○昭和二十四年度後期決算書並に利益金處分承認○取締役改選
臨時	二五・八・一〇	右に同じ	○資産再評價
臨時	二五・一〇・三〇	右に同じ	○取締役補選○監査役改選○役員報酬改訂

(註) 定時總會においては毎回必ず事業經過報告、貸借對照表、財産目録、損益計算書、利益金處分案を議決しているが本表にはこれを省略した。

わが社の資本金は昭和二十三年十月未拂込資本金を徴収した外、數次に亘る増資の結果、創立當時の十倍（拂込金額にして二十倍）となつたけれども、株主數はその割合に増加せず、創立當時の四千三百二十六名に對し昭和二十五年九月三十日現在は約五倍の二萬三千九百四十八名である。しかして昭和二十三年十二月の増資にあつては株主に一對二の割合で割當てた外、緣故者に十萬六千株、従業員に三十萬株を割當て、わが社創立以來の精神である共存共榮、勞資協調の實を示したのであつた。

株價はこの間にあつて高値四百五圓から底値四十六圓までの間を上下し、かなりの波動があつたが、これは増資に

よる高値及びその権利落によるものであつて、現在は大體六十圓から七十圓の間に落ちついている。昭和十五年以降の株式の移動は次のごとくである。

株式移動表

期別	事業期間	資本金額	株式數	株主數	期中移動株式數
昭和十五年後期	自昭和十五年一月三十一日 至同 一六年三月三十一日	六、五〇〇 千圓	一、三三〇、〇〇〇 株	一六、四〇〇 人	二七、五五九 株
同 一六年前期	自昭和 一六年四月一日 至同 一六年九月三十日	六、五〇〇	一、三三〇、〇〇〇	一六、六四六	二一、二九
同 一六年後期	自昭和 一六年十月一日 至同 一七年三月三十一日	六、五〇〇	一、三三〇、〇〇〇	一六、三三五	二二、八三三
同 一七年前期	自昭和 一七年四月一日 至同 一七年九月三十日	六、五〇〇	一、三三〇、〇〇〇	一六、一〇〇	二〇、七三三
同 一七年後期	自昭和 一七年十月一日 至同 一八年三月三十一日	六、五〇〇	一、三三〇、〇〇〇	一四、四六一	三三、六〇九
同 一八年前期	自昭和 一八年四月一日 至同 一八年九月三十日	六、五〇〇	一、三三〇、〇〇〇	一三、六五五	三六、三七四
同 一八年後期	自昭和 一八年十月一日 至同 一九年三月三十一日	六、五〇〇	一、三三〇、〇〇〇	一三、三三三	三九、〇〇〇
同 一九年前期	自昭和 一九年四月一日 至同 一九年九月三十日	六、五〇〇	一、三三〇、〇〇〇	一三、〇〇〇	四一、〇〇〇
同 一九年後期	自昭和 一九年十月一日 至同 二〇年三月三十一日	六、五〇〇	一、三三〇、〇〇〇	一二、三三六	四三、〇〇〇
同 二〇年前期	自昭和 二〇年四月一日 至同 二〇年九月三十日	六、五〇〇	一、三三〇、〇〇〇	一二、八七六	四四、〇〇〇
同 二〇年後期	自昭和 二〇年十月一日 至同 二一年三月三十一日	六、八〇〇	一、三三六、〇〇〇	一三、三七七	四五、〇〇〇

同 二一年前期	自昭和二十一年 至 同	四月一日	六、〇〇〇	一、三六〇、〇〇〇	一、三六〇、〇〇〇	三、七〇〇
同 二一年後期	自昭和二十一年 至 同	八月一日	六、七〇〇	一、三六〇、〇〇〇	一、三六〇、〇〇〇	三、七〇〇
同 二二年前期	自昭和二十二年 至 同	三月三十一日	六、七〇〇	一、三六〇、〇〇〇	一、三六〇、〇〇〇	三、七〇〇
同 二二年後期	自昭和二十二年 至 同	九月三十一日	六、七〇〇	一、三六〇、〇〇〇	一、三六〇、〇〇〇	三、七〇〇
同 二三年前期	自昭和二十三年 至 同	三月三十一日	六、七〇〇	一、三六〇、〇〇〇	一、三六〇、〇〇〇	三、七〇〇
同 二三年後期	自昭和二十三年 至 同	九月三十一日	六、七〇〇	一、三六〇、〇〇〇	一、三六〇、〇〇〇	三、七〇〇
同 二四年前期	自昭和二十四年 至 同	三月三十一日	六、七〇〇	一、三六〇、〇〇〇	一、三六〇、〇〇〇	三、七〇〇
同 二四年後期	自昭和二十四年 至 同	七月三十一日	六、七〇〇	一、三六〇、〇〇〇	一、三六〇、〇〇〇	三、七〇〇
同 二五年前期	自昭和二十五年 至 同	三月三十一日	六、七〇〇	一、三六〇、〇〇〇	一、三六〇、〇〇〇	三、七〇〇
同 二五年後期	自昭和二十五年 至 同	九月三十一日	六、七〇〇	一、三六〇、〇〇〇	一、三六〇、〇〇〇	三、七〇〇

(註)

昭和二十一年八月十一日より昭和二十四年七月三十一日迄の間は特別經理會社であつたため、本決算を行わず、法人税法上の適用から別記の通り假決算を行つた。

わが社創立以來の大株主であつた合名會社片倉組等が證券保有制限令に基いて株式の分散を行つたため、株主の分布には大きな變動があつた。

次に昭和二十五年九月三十日現在の株主の一覽表を掲げる。

大株主

氏名又は名稱	住	所	所有株式數	既發行株式總數に對する比率
小柳證券株式會社	東京都中央区日本橋兜町一の八		二〇〇、五二〇株	一・〇%
山一證券株式會社	同		一四二、五五〇	一・四
安田火災海上保險株式會社	同		一〇三、四〇〇	一・〇
山崎證券株式會社	同	千代田區大手町一の六	九九、六四九	一・〇
野村證券株式會社	同	中央區日本橋兜町二の三〇	七二、六二四	〇・七
親和會社	同	中央區京橋三の二	八四、二〇〇	〇・八
イージエリー・エンド・コンパニーインコーポレーテッド	米國ニวยอร์ก市イースト街三四の四九		六三、四二〇	〇・六
大和證券株式會社	東京都千代田區大手町二の八		四一、二八〇	〇・四
株式會社東邦銀行	福島市大町四一		三八、二〇〇	〇・四
日興證券株式會社	東京都中央區日本橋兜町一の五		三七、五一八	〇・四
水野證券株式會社	静岡市中町三二		三三、八〇〇	〇・三
大東證券株式會社	東京都中央區日本橋兜町一の二		三一、二九三	〇・三
株式會社大阪銀行	大阪市東區北濱五の二二		三〇、〇〇〇	〇・三
小布施證券株式會社	東京都中央區日本橋一の三		二八、六〇〇	〇・三
丸三證券株式會社	同	中央區日本橋小網町二の二二	二八、二〇〇	〇・三

株主の地理的分布狀況は次表のごとく全国各地に分散しているが、東京、大阪、兵庫等のわが國經濟の中心都府縣の外、埼玉、長野等の主要養蠶縣に多いのが特徴である。

株主地域の分布状況

都道府縣名	株主數	所有株式數	割合
北海道	五、四九八	七、七八〇株	〇・七%
青森	一〇〇	四、四〇〇	〇・〇三%
岩手	五七三	一〇、三九六	〇・〇九%
宮城	九五四	七、四〇〇	〇・〇六%
秋田	二〇九	一〇、四五六	〇・〇二%
山形	二四八	五、〇〇〇	〇・〇五%
福島	一、九八	八、〇〇〇	〇・〇七%
茨城	一五八	七、〇〇〇	〇・〇七%
群馬	一八四	五、四〇〇	〇・〇五%
栃木	一五八	四、四〇〇	〇・〇五%
群馬	一、三九	三、四〇〇	〇・〇四%
東京	三、三三	一、三三三	〇・一
神奈川	一、〇〇	二、六九三	〇・〇三%
埼玉	六八一	三、四〇〇	〇・〇三%
千葉	五九八	二、六〇〇	〇・〇二%
山梨	三七三	一、八三三	〇・〇一%
長野	六九三	一、〇〇〇	〇・〇〇%
新潟	一三三	一、〇〇〇	〇・〇一%
富山	二二	一、〇〇〇	〇・〇〇%
石川	一三	一、〇〇〇	〇・〇〇%
福井	一三	一、〇〇〇	〇・〇〇%
岐阜	一三	一、〇〇〇	〇・〇〇%
愛知	一三	一、〇〇〇	〇・〇〇%
三重	一三	一、〇〇〇	〇・〇〇%
滋賀	一三	一、〇〇〇	〇・〇〇%
京都	一三	一、〇〇〇	〇・〇〇%
奈良	一三	一、〇〇〇	〇・〇〇%
和歌山	一三	一、〇〇〇	〇・〇〇%
徳島	一三	一、〇〇〇	〇・〇〇%
香川	一三	一、〇〇〇	〇・〇〇%
高松	一三	一、〇〇〇	〇・〇〇%
愛媛	一三	一、〇〇〇	〇・〇〇%
高知	一三	一、〇〇〇	〇・〇〇%
山梨	一三	一、〇〇〇	〇・〇〇%
長野	一三	一、〇〇〇	〇・〇〇%
新潟	一三	一、〇〇〇	〇・〇〇%
富山	一三	一、〇〇〇	〇・〇〇%
石川	一三	一、〇〇〇	〇・〇〇%
福井	一三	一、〇〇〇	〇・〇〇%
岐阜	一三	一、〇〇〇	〇・〇〇%
愛知	一三	一、〇〇〇	〇・〇〇%
三重	一三	一、〇〇〇	〇・〇〇%
滋賀	一三	一、〇〇〇	〇・〇〇%
京都	一三	一、〇〇〇	〇・〇〇%
奈良	一三	一、〇〇〇	〇・〇〇%
和歌山	一三	一、〇〇〇	〇・〇〇%
徳島	一三	一、〇〇〇	〇・〇〇%
香川	一三	一、〇〇〇	〇・〇〇%
高松	一三	一、〇〇〇	〇・〇〇%
愛媛	一三	一、〇〇〇	〇・〇〇%
高知	一三	一、〇〇〇	〇・〇〇%
合計	三、四八八	一〇、〇〇〇株	一〇・〇%

第二節 定 款

第四章事業及び事業所の變遷において述べるごとく、戦時中の事業轉換、終戦による製絲業への再轉換、諸種の事情による合併、増資のため、昭和十六年以降定款の變更も多く今こゝに列擧する邊のない位である。

今その主なるものを擧げると、昭和十八年一月三十日の臨時株主總會において新に事業目的中に「兵器並に其の部品の製造加工」を追加したこと、同年十月三十日の定時株主總會において社名を片倉工業株式会社と變更したこと、十九年四月三十日の定時株主總會において株主總會の招集期限を一カ月延長して五月及び十一月にしたこと、二十年五月二十五日の定時株主總會において宮城縣是共榮蠶絲株式會社の合併に伴う資本金の變更を決議したこと、二十三年一月三十日の臨時株主總會において先に追加した「兵器並に其の部分品の製造加工」を削除したこと、同年九月十八日の臨時株主總會において増資して資本金を變更したこと、二十四年五月二十五日の臨時株主總會において増資して資本金を變更したこと、同年七月三十一日企業再建整備法による再建整備計畫の認可により同計畫に申請中の目的變更―新に蠶種、撚絲、織物、自轉車及び農機具の製造販賣を追加したこと等である。その他大小種々の改正を行つて左記のごとき現行定款となつた。

定 款

第一章 總 則

第一條 當會社は片倉工業株式會社と稱す

第二條 當會社は左の事業を營むを以て目的とす

- 一、蠶絲（野蠶絲を含む）の製造販賣
 - 二、紡績絹絲、絹綳絹織物其の他の織維製品の製造販賣
 - 三、蠶種の製造販賣
 - 四、肥料及醬油の製造販賣
 - 五、蠶蛹を原料とする薬品（工業薬品、賣薬部外品を含む）の製造販賣
 - 六、農機具及自轉車の製造販賣
 - 七、前各號に附帶する一切の事業
- 第三條 當會社の資本總額は金五億圓とす
- 第四條 當會社は本店を東京都中央区に置き必要なる地に支店を設けることを得
- 第五條 當會社の公告は官報に掲載して之を爲す

第貳章 株式

- 第六條 當會社の株式は之を壹千萬株に分ち壹株の金額を金五拾圓とす
- 第七條 株式は總て記名式とし拾株券、五拾株券、百株券及千株券の四種とす
- 第八條 削除
- 第九條 株金の拂込を怠りたる株主は拂込期日の翌日より起算し拂込を爲したる當日迄金壹百圓に付壹日金四錢の割合を以て遅延利子を支拂うものとす

第十條 株式の裏書其他の譲渡に因る名義書換若くは株式の買入買權の移轉、消滅の登録を請求するときは當會社所定の請求書に當事者双方連署の上株式を添えて當會社に提出し該株式に證印を受くることを要す但裏書譲渡の場合は名義書換請求書に譲渡人の署

名を要せず

- 第十一條 相續、遺贈又は法律の規定に因る株式取得の名義書換を請求するときは其事由を證すべき書面及當會社所定の請求書に株式を添えて當會社に提出すべし、株主が氏名を變更したる爲め其の名義書換を請求する場合も亦同じ
- 第十二條 株式の毀損、分合又は種類變更の爲め新株式の交付を請求する者は其事由を記載したる書面及當會社所定の請求書に株式を添えて差出すべし
- 第十三條 株式の喪失の爲め新株式の交付を請求する者は當會社所定の請求書に除權判決の謄本を添えて差出すべし
- 第十四條 株式の名義書換其他株主名簿上の登録、同株消並に株券再交付の場合は當會社所定の手數料を徴收するものとす
- 第十五條 當會社は毎決算期日の翌日より其の期の定時總會終了の日迄株式の名義變更並に質權の設定、移轉、消滅の登録を停止す臨時總會招集の通知を發送したる日より其の總會終了の日迄亦同じ
- 第十六條 株主及登録質權者又は其法定代理人は住所氏名を記載したる印鑑を届出づべし、之を變更したるとき亦同じ
- 外國に居住する株主及登録質權者又は其法定代理人は日本國內に於いて通知を受くべき場所及代人を定め届出すべし

第參章 株主總會

- 第十七條 定時株主總會は毎年五月及十一月之を招集す
- 總會の招集は會日より三週間前に總會を開くべき旨及會議の目的たる事項を公告して之を爲すことを得
- 第十八條 總會の議長は社長之に任ず社長事故あるときは副社長又は他の取締役之に代る但監査役の招集したる總會に於ては監査役を以て議長とす
- 第十九條 株主又は其法定代理人自ら總會に出席すること能わざるときは當會社の株主を代理として其議決權を行使せしむることを得

第二十條 總會の決議にして特別決議を要する事項に付ては資本の半額以上に當る株主出席し其の議決權の過半數を以て之を爲す總會の決議に付可否同數なるときは議長の決する所に依る

第二十一條 總會の議事經過及其結果は之を議事録に記載し議長並に出席したる取締役及監査役之に署名捺印したる上之を當會社に保存するものとす

第四章 役員

第二十二條 當會社に左の役員を置く

- 一、取締役 拾五名以内
- 一、監査役 七名以内

第二十三條 取締役の任期は參年監査役の任期は貳年とす但任期中の最終の決算期に關する定時總會の終結前に其任期が満了するときは該總會終結に至る迄之を延長す

第二十四條 役員に缺員を生じたるときは臨時株主總會を開き補缺選舉を行う但法定の員數に缺くことなく且現在の役員に於て事務に差支なしと認むるときは改選期迄之を行わざることを得

第二十五條 取締役は互選を以て社長、副社長各一名及專務取締役、常務取締役各若干名を定むることを得
社長は取締役會の決議により社務を統理す

副社長、專務取締役及常務取締役は社長を補佐し社長事故あるときは其の順序を以つて之に代る
會社を代表すべき取締役は取締役の互選を以て之を定むるものとす

第二十六條 監査役は互選を以て常任監査役二名以内を定むることを得

第二十七條 取締役は取締役會を組織し互選を以て會長を定むることを得

取締役會長は取締役會を招集し之を統理す會長缺員若しくは事故あるときは社長又は副社長之に代る
取締役より請求ありたるときは會長は遲滞なく取締役會を招集すべきものとす

第二十八條 業務上必要と認むるときは取締役會の決議を以て顧問、相談役及理事、評議員各若干名を置くことを得

第五章 計 算

第二十九條 當會社の事業年度は毎年四月一日より九月三十日迄及十月一日より翌年三月三十一日迄とし事業年度末毎に決算を行うものとす

第三十條 當會社の損益計算は毎決算期總益金より總損金を控除したる殘額を利益金とし左の割合に依りて處分す

- 一、法定積立金 壹百分の五以上
- 二、株主配當金 若 千
- 三、役員賞與金 壹百分の五以内
- 四、後期繰越金 若 千

前各號の外必要の處分を爲すことを得

第三十一條 株主配當金は毎決算期末日現在の株主及登録質權者に配當するものとす

前項の配當金は支拂開始の日より滿三年内に支拂の請求なきときは之を當會社の所得とす

第六章 附 則

第三十二條 當會社は株式の額面金額以上の價格を以て株式を發行することを得

第三十三條 昭和十八年四月三十日以前に發行せられたる舊株券は依然其の効力を失ふことなし
前項の株券を拾株以上の株券に併合せんとする場合は新株券の交付手数料を免除するものとす

第三節 役員

わが社の役員は創立以來主として片倉同族及び發起人會中より選任されてきた。後社員中より取締役拔擢昇進の途も拓かれてきたが終戦時までは大きな變更はなかつた。しかるに終戦を契機として、わが社も亦財界追放會社A級に指定された關係もあつて、片倉同族は大部分後退し陣營を一新して經營に當ることとなつた。しかして昭和二十二年以降は役員は甚だ稀であつて任期満了後多くは再選、重任されて今日に至つてゐる。

次に現在役員の名を掲げる。

取締役社長	中澤正英
常務取締役	中島覺衛
取締役 纖維研究所長	有賀文雄
取締役	武井方介
取締役 販賣部長	花岡眞澄
取締役 蠶業研究所長	小針喜三郎

取締役 原料部部長 兼蠶業試験所長	合田信一
取締役 工務部長	下迫田宗市
取締役 經理部長	鎌田一郎
取締役	福永健司
取締役 總務部長	林要一郎
取締役 九州事務所長 兼熊本製絲所長	飯田稻二
取締役 關東事務所長 兼大宮製絲所長	竹入真人

監査役	尾澤金一
監査役	小口精

次に昭和十五年以降現在に至る役員の変動を表示すれば次のごとくである。

役員の異動
取締役

氏名	昭和十五年	昭和十六年	昭和十七年	昭和十八年	昭和十九年	昭和二十年	昭和二十一年	昭和二十二年	昭和二十三年	昭和二十四年	昭和二十五年
片倉兼太郎	取締役	取締役	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
今井五介	取締役	取締役	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
片倉勝衛	取締役	取締役	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
片倉武雄	常務取締役	取締役	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
武井覺太郎	取締役	取締役	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
片倉直人	取締役	取締役	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
林清夫	取締役	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
野崎熊次郎	取締役	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
片倉方平	取締役	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
中澤正英	取締役	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
今井五六	取締役	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
小口精	取締役	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

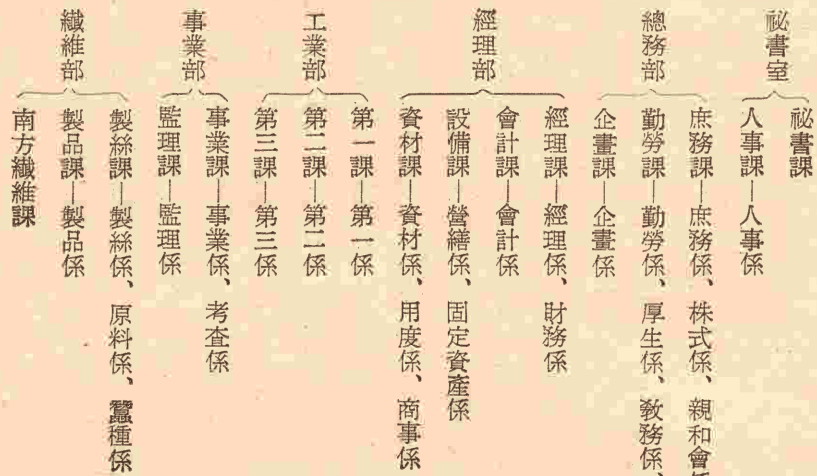
氏名	昭和十五年	昭和十六年	昭和十七年	昭和十八年	昭和十九年	昭和二十年	昭和二十一年	昭和二十二年	昭和二十三年	昭和二十四年	昭和二十五年
有賀文雄	取締役	取締役	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
北澤和巳	取締役	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
武井方介	取締役	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
花岡眞澄	取締役	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
片倉五郎	取締役	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
中島覺衛	取締役	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
小針喜三郎	取締役	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
合田信一	取締役	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
下迫宗市	取締役	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
鎌田一郎	取締役	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
福永健司	取締役	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
林要一	取締役	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
飯田稻二郎	取締役	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
竹入貞人	取締役	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

氏 名	昭和十五年	昭和十六年	昭和十七年	昭和十八年	昭和十九年	昭和二十年	昭和二十一年	昭和二十二年	昭和二十三年	昭和二十四年	昭和二十五年
根 橋 清 二	常任 監査役	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
尾 澤 金 一	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
北 澤 和 巳	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
小 川 良 輔	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
中 川 良 輔	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
林 要 一 郎	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

第四節 事業組織

一、本社の組織

會社創立以降社業の發展に伴つて前後三回の改正をみて昭和十八年に至つた業務組織は、同年四月二十六日日本蠶絲製造株式會社が設立されるに及び、一大變更をみるに至つた。即ちわが社の内地の蠶絲部門は擧げてこれに参加せしめられ、わが社は朝鮮の蠶絲部門の外、數工場の軍需轉換工場を經營することとなつたので、昭和十九年五月一日次のごとく事業組織の變更を行つた。



〔監査第一課〕
〔監査第二課〕

昭和二十年八月十五日終戦となり、續いて十月わが社は製絲業への再轉換を行うと共に加工部門への進出を企圖し二十一年三月一日業務組織を左のごとく改正した。即ち

秘書室（秘書課、人事課） 總務部（總務課、購買課、渉外課―二十一年六月以降―） 勞務部（勞務課、厚生課） 企畫部（企畫課、調査課） 經理部（經理課、設備課、販賣課―二十一年四月以降―） 工務部（工業課、事業課） 製絲部（製絲課、製品課） 原料部（原料課、蠶業課） 蠶種部（蠶種課） 監査課となつた。

その後企業再建整備の進行と他面販賣部門の擴充の必要から本社職制の再檢討が行なわれて、昭和二十三年三月及び九月の兩回に亘つて次のごとく整備された。即ち同年九月一日現在の職制は

重役室直屬（秘書課、渉外課、重役室附） 總務部（總務課、管理課、調査課、購買課） 勞務部（勞務課、厚生課） 經理部（經理課、會計課） 工務部（製絲課、技術課、製品課） 販賣部（内國課、外國課） 蠶業部（蠶種課、原料課、蠶業課） 監査室（監査課となつた。

昭和二十四年六月經營合理化の一環として事業組織を六部十四課に縮減した。その後二十五年四月一日工務部の加工課を分立して加工部とし、七月二十日監査課を検査課とし總務部所屬とした。次に現在の本社職制を掲げる。

秘書課―秘書係、人事係
調査課―調査係
總務部 庶務課―庶務係、購買係、文書係

株式課―株式係
検査課―検査係

給與課―給與係

勞務部 勞務課―勞務係、厚生係、保險係

經理部 經理課―經理係、會計係

管理課―管理係、營繕係

販賣部 販賣課―外國係、内國係

工務部 製絲課―製絲係、技術係

蠶種課―蠶種係

原料部 原料課―蠶業係、原料係

加工部 加工課―纖維係、機器係

二、地方事務所の組織

昭和二十四年六月一日經營合理化の方策として全國を東北、關東、中部、關西、九州の五地區に分ち、それぞれ事務所を仙臺、大宮、松本、和田山、熊本の各製絲所内に設け、事務所長をしてその管下の工場及び出張所と本社との連絡、指導及び調整を行い、外部に對してはこれを總括せしめることゝした。しかしてその組織は次のごとくである。

三、事業所の組織

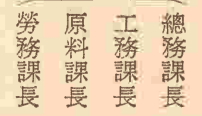
○製絲所



製絲所の事務分掌は昭和十六年現在、場長、次長の下に事務、現業、蠶業の三主任を置き、業務を擔當せしめていた。

終戦後製絲所の復元に伴い總務、工務、原料の三課とし、後二十三年一月新たに勞務課を設けて現在に及んでいる。製絲所事務分掌

所長—(次長)—



○蠶種製造所

日本蠶絲製造株式會社に賃貸されるまでは所長、次長の下に事務、現業の兩主任をおいていたのであるが、現在は次のごとくである。

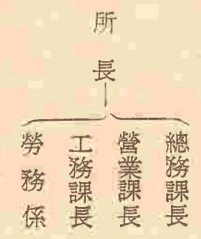
蠶種製造所事務分掌



○加工部門

大宮製作所、多摩製作所、松本機器製作所、その他製作部門の業務組織はその規模の大小により多少の相異はあるが現在大體次の通りである。

加工部門の事務分掌



なお湘南工場の事務分掌は次のごとくである。



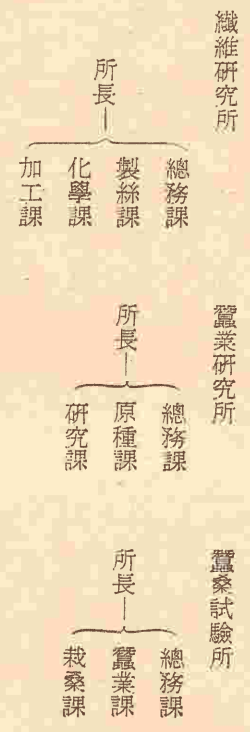
○出張所

横濱、神戸兩出張所は現在所長の下に總務、業務、商務の三課を置いている。

なお前二出張所以外の原料関係出張所は所長もしくは主任一名の下に係員がいるのみである。

○研究機關

研究機關の職制は數次に亘る變更の後昭和二十四年九月一日次のごとくになった。



なお研究機關には昭和二十四年九月一日研究員制度が設けられ研究所課長は研究員の資格ある者の中より選任されることになった。

第五節 職員と工員

わが社の従業員の資格は昭和十三年一月設けられた制度を踏襲して現在に至っている。即ち

- 一、職員——社員、準社員、雇員
- 二、工員

なお工員を業種別に分けると

製絲部門——業員、業婦、業手

蠶種製造部門——常置工員、季節工員、臨時工員
 加工部門——鍛造工、機械工、板金工、組立工
 ——撚絲工、織布工、縫製工
 昭和二十五年九月末現在の従業員の在籍人員を左に掲げる。

部門別従業員數 (昭和二十五年九月三十日現在)

部門別	職員		工員		合計	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子
製絲部門	1,046	55	777	910	1,823	965
蠶種部門	129	5	70	259	199	264
加工部門	274	3	327	429	601	432
研究機關	86	5	59	189	145	194
管理部門	328	5	5	66	333	71
合計	1,868	73	1,178	1,743	3,046	2,011

(註) 管理部門は本社、地方事務所、横濱、神戸、下館、前橋各出張所

第六節 諸規程

元來わが社の諸規程は片倉組時代のもを繼承或は改廢して整備されてきたものであるが、戦時中の混亂及びその後の客觀狀勢の變化に伴い數次に亘り改正された。

現在の社則は昭和十八年八月大改訂されたものをその後時代の變化に即應して屢々部分的に改正してきたが、なお不備を免れないので、現在事務連絡委員會を中心として根本的改正案が検討されている。現在一應實施されている諸規程は次のごとくである。

規程	制定年月日
一、旅費規程	大正 九年 八月十五日
二、會計規程	大正 九年 八月十五日
三、慶弔規程	大正 九年十一月 三日
四、發明考案獎勵規程	大正 十二年 二月十一日
五、片倉工業株式會社々則	昭和 十八年 八月二十日
六、就業規則	昭和二十二年十一月十五日
七、寄宿舎規則	昭和二十二年十一月十五日
八、職員退職金支給要綱	昭和二十三年 一月 一日
九、職員賃金規則	昭和二十三年 七月 一日
一〇、工員賃金規則	昭和二十三年 七月 一日
一一、工員勤續金支給要綱 退職金	昭和二十三年十一月 五日

第三章 營業狀況

第一節 資本金の推移

わが社創立當初の資本金は五千萬圓（内拂込資本金二千五百萬圓）であつたが、その後合併による増資を重ねて昭和十五年には資本金六千六百五十萬圓となつた。しかるにその後社業の發展に伴い、且つは戦後のインフレ的傾向による自己資金増加の必要、債務の返還等の必要もあつて、合併増資の外、二回の資本増加を経て現在資本金五億圓（全額拂込済）となつた。

先ず昭和二十年五月二十五日宮城縣是共榮蠶絲株式會社を合併した。同社は創立當時よりわが社の關係會社であり、資本金百二十萬圓（全額拂込済）中六十萬圓はわが社の出資であつた。合併當時同社の設備は日本蠶絲製造株式會社へ賃貸中であつたが、縣民の要望もあつてわが社と合併することとなつたのである。これによりわが社の資本金は六千七百八十萬圓（内拂込資本金三千三百九十萬圓）、株式數は百三十五萬六千株となつた。

終戦後の製絲業復元には巨額の資金を要し、更に又インフレーションによる原料高、賃金値上り等により莫大なる運轉資金（主として購置資金）を要することとなつたが、わが社はこれを借入金で賄つていた。けれども昭和二十三年に至り經濟情勢が好轉して増資に好都合となり、加えて自己資本を増加して經營を鞏固にする必要もあつたので、當時進行中の再建整備計畫とらみ合せて未拂込徴收及び増資を行い資本金を二億五千萬圓（全額拂込済）、總株式數五

百萬株とした。

次いで昭和二十四年再建整備計画の實行には更に資本金を増加する必要があることが明かとなつたので倍額増資して五億圓(金額拂込済)、總株式數一千萬株とした。

昭和十六年以降の増資経過をみると次の如くである。

第六回増資

増資の決定 昭和二十年五月二十五日定時株主總會

増資の金額 百三十萬圓

増資の理由 宮城縣是共榮蠶絲株式會社合併

増資後の資本金 六千七百八十萬圓

増資後の株式數 百三十五萬六千株

合併登記の年月日 昭和二十年十二月二十九日

第七回増資

増資の決定 昭和二十三年九月十八日臨時株主總會

増資の金額 一億八千二百二十萬圓

増資の理由 舊債務返済並に資本構成の是正を圖るため

増資後の資本金 二億五千萬圓

増資後の株式數 五百萬株

増資登記の年月日 昭和二十三年十二月二十七日

(註) 未拂込資本金の徴収年月日は昭和二十三年十月八日

第八回増資

増資の決定 昭和二十四年五月二十五日臨時株主總會

増資の金額 二億五千萬圓

増資の理由 舊債務返済並に資本構成是正を圖るため

増資後の資本金 五億圓

増資後の株式數 一千萬株

増資登記の年月日 昭和二十四年九月十六日

第二節 營業機關と生産高

わが社の事業が最大となつた昭和十五年には蠶種製造所十三、製絲所六十二、撚絲工場一、試験所三、事務所及び出張所六、原料關係の出張所數十カ所の大組織をもつて製絲業の經營を行つたのである。

現在の營業機關については第四章「事業及び事業所の變遷」において詳述する通りであるが、事務所及び出張所十、製絲所三十三、蠶種製造所十二、製作所四、研究所三、原料關係の出張所三十一カ所を擁している。しかして部門別の事業内容並に各部門間の關連性を示すと次のごとくである。

部門別事業内容

(昭和二十五年九月三十日現在)

部門別	事業内容	収入割合
蠶種部門	蠶種の製造販賣	五・二%
製絲部門	生絲及び副蠶絲の製造	八三・四
製作部門	絹織物、製絲機械、自轉車及び農機具の製造販賣	一一・四
管理販賣並に研究部門	經營管理及び一般營業業務並に蠶絲業に關する諸研究	—

次に生産高の推移を掲げる。

蠶種部門
蠶種製造高推移

年次	原蠶種	普通蠶種
昭和十五年	一、四九二千繰	一五、二七千瓦
同十六年	一、四七五	一七、二六一
同十七年	一、一七〇	一四、二九〇
同十八年	一、四六四	一四、七三二
同十九年	—	—
同二十年	—	—
同二十一年	三、九七七	七、八四三
同二十二年	二、〇〇〇	六、六〇〇
同二十三年	一、六四四	七、七一一
同二十四年	一、〇三〇	七、七三二

製絲部門
設備臺數、生糸生産高推移

年次	設備臺數	生糸生産高	金額
昭和十五年	三〇、四八七	九、八六四	三三、六九七
同十六年	一八、六四八	七、六四五	一〇、一九三
同十七年	一四、八八五	六、五〇〇	八、五三三
同十八年	九、六六〇	四、〇〇七	五、四六四
同十九年	—	—	—
同二十年	—	—	—
同二十一年	七、八八八	一、八八五	三、九七五
同二十二年	八、一〇〇	三、八五六	一、八六六
同二十三年	八、二六五	二、七四六	三、一五七
同二十四年	八、二二八	二、九三六	三、七六八

加工部門

加工部門生産高推移

年次	撚絲	織布	縫製	トリコツトその他	自轉車	製絲機械	同分品
昭和二十一年	—	ヤード	—	—	—	—	—
同二十二年	—	—	—	—	—	—	—
同二十三年	—	—	—	—	—	—	—
同二十四年	—	—	—	—	—	—	—
昭和二十一年	一〇、〇四〇	一七、八八〇	二、七〇一	九、二二二	一〇、一〇五	一、六、〇三三	一〇、〇三三
同二十二年	五、〇〇〇	—	一、五七五	—	一、九七五	三、八八八	一、〇三三
同二十三年	一〇、〇〇〇	—	一、九七五	—	一、九七五	三、八八八	一、〇三三
同二十四年	一〇、〇〇〇	—	一、九七五	—	一、九七五	三、八八八	一、〇三三
昭和二十一年	—	—	—	—	—	—	—
同二十二年	—	—	—	—	—	—	—
同二十三年	—	—	—	—	—	—	—
同二十四年	—	—	—	—	—	—	—

第三節 收支決算

わが社は元來生絲、副蠶絲及び蠶種の製造販賣を主體とし、これに附隨して紡績絹絲の製造販賣、更には肥料及び醬油等の販賣を行つてきたのであるが、戦時中はこれに航空機及び同部品の生産をも行つた。戦後は生絲、副蠶絲及び蠶種の製造販賣は往年と同様であるが、これに撚絲、織布、製絲機械、自轉車、農機具等の製造販賣をも併せ行つ

てきた。然しながらわが社事業の主体をなすものは飽くまでも生絲の製造であつて、わが社の業績は一に製絲部門の消長に懸つてゐる。このことは昭和二十五年九月三十日現在の各部門の固定資産額比率からもその一端を窺うことが出来る。

各部門別固定資産

(單位千圓)

種別	部門別					合計
	製絲部門	製作部門	蠶種部門	本社	その他	
土地	三、七三三	二、六四四	一、〇七九	一、二九六	一、〇七一	六、五六三
建築物	一七、七六八	一、六三五	一、五七六	八、六〇六	三、五五四	三、七三三
構築物	一〇、五五八	八、九三三	七、九一	一、四七	一、〇九	二、七〇七
機械	二四、七六八	五、九三三	二、七五	三、〇三〇	一、〇六九	二、四一一
車輛運搬具	九、七五	一、〇九九	八四〇	九	六七五	一、三三九
工具・器具・備品	三、六〇五	五、八三三	三、五七三	一、一九〇	一、八三三	三、六一一
合計	三、六〇五	七、六三六	三、六六六	一〇、七五四	五、〇九六	三、六一一
比率	三〇%	二二%	四%	一六%	八%	一〇〇%

(註) 但し工事假拂金一千四百八十萬三千圓を含まない。

昭和十六年以降の業績は太平洋戦争の勃發にも拘らず、概ね順調であり各期毎に可成りの利益をあげ、缺損を生じたことはなかつた。終戦後においても概ね順調であり、殊に昭和二十四年五月の統制撤廢後は生絲價の變動甚しかつたにも拘らずかなりの業績を示した。このことはわが社の企業合理化の効果によるものと云えるのである。

昭和十五年以降の毎期業績を掲げると次の如くである。なお二十一年八月十一日より二十四年七月三十一日までには特別經理會社であつたため税法に基く假決算しか行ななかつた。

事業形勢

期別	項目	資本金	法定積立金	諸積立金
昭和十五年前期		五九、一〇〇千圓	一三、七五〇千圓	四、二七三、七八八圓
同 一五年後期		六六、五〇〇	一四、七〇〇	四、一六九、七五八
同 一六年前期		六六、五〇〇	一四、九〇〇	四、三四五、七六八
同 一六年後期		六六、五〇〇	一五、一五〇	五、五六〇、四三二
同 一七年前期		六六、五〇〇	一五、四〇〇	六、〇七一、八六二
同 一七年後期		六六、五〇〇	一五、六五〇	六、七五一、一三六
同 一八年前期		六六、五〇〇	一五、九〇〇	七、九六九、八八九
同 一八年後期		六六、五〇〇	一六、一五〇	五、〇九二、八一九
同 一九年前期		六六、五〇〇	一六、三五〇	五、五三一、三一九
同 一九年後期		六六、五〇〇	一六、五五〇	六、〇二九、〇三九
同 二〇年前期		六七、八〇〇	一六、七五〇	六、三三〇、五四三
同 二〇年後期		六七、八〇〇	一六、九五〇	六、四八四、六九一
同 二一年前期		六七、八〇〇	一四、九五〇	五、七八、二二九
同 二一年後期		二五〇、〇〇〇	四一、二〇八	六七五、五〇八
自昭和二十四年八月三十一日		二五〇、〇〇〇	四一、二〇八	
至昭和二十四年七月三十一日		五〇〇、〇〇〇	五四、二〇八	
昭和二五年後期		五〇〇、〇〇〇	五六、七〇八	三三二、〇一〇、〇二五

發行種類	總額	種類	利率	發行年月日	償還期限	受託會社	引受會社
發券面額	三億圓	五千圓、一萬圓、十萬圓	九千七圓五十錢	昭和二十五年四月二十五日	一年間	株式會社富士銀行	山一、日興、野村外十三證券會社
發行價格	一億圓	同上	九十八圓五十錢	同上	同上	同上	同上
發行利率	同上	同上	同上	同年七月十五日	同上	同上	同上
發行日期	同上	同上	同上	同年八月十日	同上	同上	同上

第五節 資産再評價

戦後急激なインフレーションの進行により物價は急騰した。これにも拘らず固定資産の簿價は戦前の通りであつたといふことは、適正な減價償却を不可能ならしめるものであり、各企業とも再取得に必要な減價償却をなすことなく資本の喰いつぶしをしていたものであつた。このことは又インフレーションより来る固定資産の譲渡所得に對する架空利益乃至名目所得に課税されていたことでもあつた。このような事情から資産再評價の必要性は各企業において早くから問題になつていたけれども容易に實現されず、大きな障害となつたが、昭和二十五年四月に至つて漸く資産再評價法が公布施行されたのである。

わが社もこれによつて昭和二十五年四月一日現在を以て資産の再評價を行い、二十五年八月十日の臨時株主總會に

おいて承認をうけ八月三十一日京橋稅務署に申告した。

その内容の概要は次の如くである。

- 一、再評價額の合計額 四億四千三百七十六萬五千八百六十二錢
- 二、再評價直前の帳簿價額 一億二千二百九十九萬三千八百八十一圓六十六錢
- 三、再評價差額 三億二千七百七十七萬四千七百四十四圓四十六錢
- 四、倍數 三・六倍
- 五、初年度減價償却増 三千三十三萬九千五百三十圓
- 六、再評價後の固定資産簿價 六億圓（昭和二十五年四月一日現在）

第六節 金融事情

戦前わが社は主として東京市内の五大銀行から融資を受け、所要資金を圓滑に調達して來たが昭和十八年、軍需産業に轉換するに及び安田銀行（現富士銀行）がわが社の融資銀行に指定され、終戦迄の間必要の都度借入れをすることが出來た。

戦後再び製絲業へ復元するに當り購置資金は從來の取引銀行から融資を受けることになり、且つ日本銀行は枠外貸出を認め、特例として農林中央金庫よりも融資を受けたので都府縣農業會より延取引の形式において短期借入を行つた。昭和二十一年新たに發足した日本蠶絲業會は日本蠶絲統制株式會社の業務を引継ぎ、蠶絲類の一手買取りを行うことになつたので、製絲業者の購置資金は同會宛約束手形の振出によつて調達され、翌二十二年も同様製絲業者振出

し蠶絲業會裏書の擔保手形によつて貸出融資が行われた。

當時銀行側としては過度經濟力集中排除法の具體化に伴う大企業の分割を懸念し、且つインフレ經濟下における勞働不安と各事業會社の内容不健全化を慮つて融資引締めを行い、市中銀行は貸出しを澁る氣配が濃厚となつたので、わが社は全國各事業所に自主的に地方銀行から融資を受けしめるよう方針を變えたのである。昭和二十二年十一月日本蠶絲業會は閉鎖機關に指定されたので翌二十三年よりは繭の融資限度、對象等についても一部改訂され、融資の方式も新たにスタンプ手形制度によつて日本銀行の優遇措置を受け得ることになつたので、わが社においては全國約三十七銀行より借入調達したのである。融資限度は昭和二十三年は收納見込買數につき内渡金六〇%、實收量につき清算金の二〇%、二十四年度は買入れ價格（釜入費用加算）の八五%に決定された。

同年四月には對米爲替の單一レートが設定されたため製絲業者の損失補償問題が起り、織維公團は手持量一萬五千俵を限度とし、四百二十圓レートの價格で輸出生絲三萬俵迄補充買上げを行うこととなり、これによつて業者は總額六億圓の補償を受けたのである。

昭和二十五年に入り絲價は急激に崩落したので製絲業者は莫大な損失を招くに至り、偶々ドツチ均衡財政々策によつて日銀はオーバローンの規正を嚴重にし、市中銀行も貸出を減額する等強力な金融引締措置が採られたので、缺損と金融梗塞の挾撃に遭つた製絲業は未曾有の苦境に追込まれたのである。こゝにおいて各業者は三月—六月迄の間に各自休業による生産調節を行い、休業中の繼ぎ資金調達、返済手形の延期を要請する等各種の對策を講じて危機を切り抜けた。

しかるに六月朝鮮動亂の勃發を轉期として絲價は昂騰を續け業界は漸く明朗となつたが晩秋期一萬掛の聲を聞くに至り、銀行は貸出制限を行つたので購繭資金の調達は容易ならざる努力を要するに至つた。

第四章 事業及び事業所の變遷

第一節 蠶絲業の變轉とわが社の企業整備

昭和の初年、繭、生絲の生産額が古今を通じて最大となつた製絲業は、群小製絲家の亂立と、強敵人造絹絲の急速な發展による生絲への重壓によつて昭和五年を境として過剰生産の様相を呈するに至つた。加うるに昭和四年の世界的經濟恐慌は企業再編成に拍車をかけ蠶絲業は一路合理化への途を歩まざるを得なくなつた。従つて業界は經營の形態においても、企業規模においても自然淘汰が行われ、業者の自主的措置としての昭和五年、六年、九年の生産制限や十二年の過剰製絲設備の整理等人爲淘汰が呵責なく行われたのであつた。一方行政面においても昭和四年の絲價安定融資補償法の公布を初め、六年の蠶絲業組合法、七年の絲價安定融資擔保生絲買入法、同年の製絲業法、九年の輸出生絲取引法、越えて十一年の産繭處理統制法、翌十二年の絲價安定施設法等々の諸法令が矢次ぎ早に施行されたのである。昭和十五年一月には農林商工省令をもつて生絲の配給統制規則が公布されて國內消費は割當切符制となり、翌十六年三月十二日には蠶絲業統制法が公布され、五月七日日本蠶絲統制株式會社が設立されてこゝに完璧な戰時統制の体勢が確立されたのであつた。

かくのごとく政府の諸施策と業者の絲價維持對策とはその都度適切な手が打たれてはきたが、生絲消費量の減退は掩らうべくもなく常に生産過剰の現象を免れなかつた。更に昭和十三年米國で發明されたナイロンの工業化はますます

生絲の將來を悲觀説に追い込み、製絲設備の整備は不可避免の要請となつた。従つて自然淘汰のみによる製絲設備の整理では到底蠶絲業の合理化は遂行出来ないで、全國製絲業組合連合會と全國産業組合製絲組合連合會は協同して昭和十一年十一月より一カ年間に第一回とし、次いで十六年三月より一カ年間に第二回とし、更に十七年四月より十八年九月迄を第三回として根本的な企業整備を実施した。

わが社においては蠶絲業統制法の實施に對處するため、昭和十六年二月二十七日第一次七工場、同年十一月第二次八工場の閉鎖を実施し、同時に蠶種製造所三カ所の閉鎖をも行つたのである。

第一次（昭和十六年二月二十七日）閉鎖事業所

所名	荷印	所在地	變遷	賣却敷地 坪數	賣却延建 坪數	設備金數 （昭和三年）
尾澤製絲所	尾	岡谷市三、五六四	昭一六、四、五、丸興製絲株式會社に貸貸、 昭三、一、五、賣却	一六	五、四二六	五〇一
姫路製絲所	七	姫路市北條町二五〇	昭一八、六、七、吳海軍第二衣糧廠に賣却	三〇、四九	七、七三三	四三三
高知佐川製絲所	サ	高知縣高岡郡佐川町甲一、二五三	昭一六、六、高知市大高商會に賣却	一、五八一	一、三四四	一〇〇
宇佐製絲所	三	大分縣宇佐郡北馬城村大字岩崎七三一	昭一七、一、一、復活、大分製絲所を移轉	—	—	二〇〇
越後第二工場	共	新潟縣中蒲原郡五泉町	昭一七、二、二、八、五泉町に賣却	五、五〇〇	一、三四四	二二五
岡山工場	岡	岡山市上伊福九四〇の二	昭一六、二、一〇、吳海軍經理部に賣却	九、七四〇	四、五九六	三〇〇
末吉工場	末	鹿兒島縣薩摩郡末吉町大字二之方字森田四五五	昭一八、三、三、復活、現末吉製絲所	—	—	一三八

第二次（昭和十六年十一月）閉鎖事業所

所名	荷印	所在地	變遷	賣却敷地 坪數	賣却延建 坪數	設備金數 （昭和三年）
田中製絲所	田	長野縣上高井郡須坂町大字小山四六〇	昭一七、三、九、富士通信機製造株式會社に賣却	七、七三〇	七、一〇一	三三三
八王子製絲所	八	藤澤市辻堂六〇〇	昭一七、三、一〇、海軍第一衣糧廠に賣却、 昭三、三、二、賃借、現湘南工場	九、七七八	〇、〇七〇	一六〇
紀南製絲所	紀	和歌山縣日高郡深川村大字小松原五〇	昭一八、八、三〇、大和紡績株式會社に賣却	七、六七七	三、九七五	二〇〇
三原製絲所	三	三原市東町四九〇	昭一六、三、二、三菱重工業株式會社に賣却	一〇、一五〇	三、三三三	二二〇
江津工場	江	鳥根縣那賀郡江津町大字郷田一一〇	昭一六、一〇、一、四、日本製絲株式會社に賣却	一、九、三三	四、九八三	二二五
諫早工場	諫	諫早市水島町二〇〇	昭一六、二、三〇、佐世保海軍建築部に賣却	三、九九	六、一〇一	三〇〇
志布志工場	志	鹿兒島縣薩摩郡志布志町大字安樂字船磯一〇〇	昭一八、五、五、鹿兒島市岩崎與八郎氏に賣却	一、三、一九	二、六〇四	一〇〇
能登舟製絲所	能	長野縣諏訪郡川岸村三、三六七	昭一六、五、三〇、廢止、川岸事務所の管理に入る	一、三〇〇	取壊し	六〇

蠶種製造所の閉鎖した事業所

所名	荷印	所在地	變遷	賣却敷地 坪數	賣却延建 坪數	製造額
姫路蠶種製造所	②	姫路市北條町二〇五	昭一七、三、閉鎖、吳海軍第二衣糧廠に賣却	一、五五九	三、二四一	昭和六年度 一、九〇千五
佐賀蠶種製造所	③	佐賀縣小城郡小城町五三九	昭一八、三、一、日東航機工業株式會社へ 昭一七、四、一、一、美濃中部蠶種共同施設組合 設備買収、昭一八、八、八、國廣刀劍株式會社 に貸貸、昭一三、八、一、三、關町農業會に賣却	四九三	—	昭和八年度 六、五〇千五
岐阜蠶種製造所	④	岐阜縣武儀郡關町		—	—	—

即ち第一次千七百八臺、第二次千七百九十九臺、計三千五百七臺を整理したのであつて、これは昭和十六年三月末設備釜数の一七・一％に當つてゐる。又蠶種製造能力において二七・四％の減少となつた。しかしながら當時中小製絲業者の中にはわが社への吸収を希望するものが續出したので、その要望を容れ、丸庄製絲株式會社本庄工場、同豊岡工場、組合製絲長良社（現、關製絲所）、府是製絲株式會社（現、青梅製絲所）、小口製絲所、その他小製絲業者の設備等合計千二百五十三臺を買収經營した。

昭和十四年七月二十七日米國國務省より日米通商航海條約の廢棄通告が行われ、十六年七月二十六日には在米資産の凍結令が實施され、在米生絲も凍結されることとなつたので生絲の對米輸出はこゝに完全に杜絶するに至つた。

一方わが國は羊毛、棉花の輸入杜絶によつて絹短纖維の生産が要請されるに至つたので、わが社は昭和十六年に石原工場、安積工場、美濃工場、仙南工場（現、白石製絲所）、翌十七年鳥栖製絲所を短纖維工場として轉換發足せしめると共に、業界の要請により十六年七月二十八日わが社が保有する絹短纖維製造に關する特許及び實用新案の權利三件を公開したのである。

蠶絲業統制法による日本蠶絲統制株式會社の設立と共に蠶種製造部門においても生産割當及び蠶種の一手買上げが行われ、養蠶家に對しては一括賣渡しの方式が採られた。昭和十六年の割當基準は十三年より十五年迄の三カ年間の製造実績を基準とし、これに豫備蠶種一〇乃至二〇％を含めた數量であつたのでわが社の製造高は前年度より上廻つた。越えて昭和十七年の蠶種製造計畫は繭生産計畫に準據して前年度の三五％減と決定されたので、業界では従來の方式では經營至難となり企業合同等による打開策が採られた。しかしわが社においては社製蠶種の需要が増加したのでこれに即應して中小同業者の經營を受託し、又は製造權の譲り受け等を行い、十七年四月徳島、岐阜、愛知、群馬

の四蠶種製造所を開設したのである。

製絲業界は昭和十七年四月より十八年九月迄を第三回とする企業整備の終了しないうちに戦局の推移により、更に徹底的な企業整備を必要とするに至つた。こゝにおいて十八年四月二十六日製絲業者を大合同し、片倉兼太郎を社長とする資本金一億圓の日本蠶絲製造株式會社が創設され、同年六月一日より業務を開始した。わが社においても製絲所二十九（設備釜數長纖維七、一四〇臺、蠶種製造所九（年間製造高昭和十八年度普通蠶種一四、二二九千瓦）蠶業試験所、原料關係の出張所十二、計五十一カ所の設備一切を同社へ貸貸した。次に貸貸事業所の一覽表を掲げる。

日本蠶絲製造株式會社へ貸貸した事業所

所名	所在地	貸貸年月日	設備釜數	復元年月日	備考
福岡工場	岩手縣二戸郡福岡町字八幡下二八	昭二六、三、一	御法川式	昭二〇、三、二、一	
高田工場	岩手縣氣仙郡高田町字大石一五	昭二八、二、七同		昭二〇、三、三、三	
兩羽工場	岩手縣東置賜郡高島町大字高島三、二、六	昭二八、〇、八同		昭二〇、三、五、一五	
宮城縣是共榮蠶絲株式會社仙臺工場	仙臺市東八番町一〇七	昭二九、三、五	乾藪場 貸貸	昭二〇、三、四、二	昭二六、八、五、設備更生金庫に供出、建物陸軍第一造兵廠仙臺製造所に貸貸、終戦返還、昭二〇、五、五合併
宮城縣是共榮蠶絲株式會社仙南工場	宮城縣刈田郡白石町字櫻小路四三	昭二八、二、五	短纖維	昭二〇、三、四、三	昭二〇、五、三、合併
宮城縣是共榮蠶絲株式會社仙北工場	宮城縣玉造郡岩出山町字上川原六	昭二八、二、三	御法川式	昭二〇、三、三、〇	昭二〇、五、三、合併
（現岩出山製絲所）					

安積工場 (現、郡山製絲所)	郡山市字田中三八	昭二、三、九短纖維 三三昭二、四、五	昭二、七、八、越後工場 昭三、二、五、火災焼失 昭三、〇、八、土地村松町に 賣却
越後第一工場 (村松工場)	新潟縣中清原郡村松町乙二一〇	昭二、二、五 三〇昭二、三、五	
石原工場	館谷市大字石原字二、二二二	昭二、八、五短纖維 七昭二、三、四、五	
東武工場	埼玉縣北埼玉郡三俣村大字三俣三八五	昭二、八、〇、元 御法川式	
富岡工場	群馬縣北甘樂郡富岡町大字富岡一	昭二、八、二、天同 昭二、〇、三同 昭二、〇、三同	昭二、三、九、府是製絲株式 會社買收
青梅工場	東京都西多摩郡青梅町青梅一、一一一	昭二、八、二、三同 昭二、八、二、三同	
松本工場	松本市大字筑摩一、三三三	昭二、八、二、三同 昭二、八、二、三同	
瑞浪工場	岐阜縣土岐郡瑞浪町大字小田七三	昭二、八、八、七短纖維 三三	昭二、七、九、戰災焼失 昭二、四、五、土地岐阜市に賣 却
美濃工場	岐阜市辨天町二三	昭二、八、二、七 御法川式	昭二、七、三、三、長良社買收 昭二、七、八、〇、岐阜製絲所設 備移轉
關工場	岐阜縣武儀郡關町甲三、六六〇	昭二、八、二、六同 昭二、八、二、六同	昭二、三、四、關製絲所
和田工場	兵庫縣養父郡大藏村大字東谷二二〇	昭二、八、二、三同 昭二、八、二、三同	
松江工場	松江市東朝日町六六八	昭二、八、二、三同 昭二、八、二、三同	
江見工場	岡山縣英田郡江見町大字川崎二五〇	昭二、八、二、六同 昭二、八、二、五同	
高知工場	高知市旭町二丁目二二	昭二、八、二、五同 昭二、八、二、五同	
鴨島工場	德島縣麻植郡鴨島町大字喜來三三三三	昭二、八、二、五同 昭二、八、二、五同	
宇佐工場	大分縣宇佐郡北馬城村岩崎七三一	昭二、八、二、五同 昭二、八、二、五同	
小城工場	佐賀縣小城郡小城町一	昭二、八、二、五同 昭二、八、二、五同	

島原工場	島	長崎縣南高來郡島原町字泥川一、二二〇	昭二、三、二、〇 御法川式	昭二、八、六、戰災焼失 昭二、三、再建
都城工場	宮之城工場	都城市大字川東榎原四、七二〇	昭二、八、二、〇同 昭二、八、二、〇同	昭二、〇、七、七、一部戰災焼失
末吉工場	平	鹿兒島縣薩摩郡宮之城町大字屋地字城 ノ前一、五〇八 鹿兒島縣薩摩郡末吉町大字二之方字森 田四五五 平市字三倉八	昭二、八、二、三普通 昭二、八、二、元 御法川式	昭二、九、三、〇、解消、浦田計 緑に貸貸 昭二、九、二、元、解消 昭二、九、五、一、東亞榮業化學 工業株式會社に貸貸
伊達工場	福島縣伊達郡湯野町字田中一	昭二、八、二、二同	昭二、八、二、二同	
一代交配蠶種普及團	普	松本市大字筑摩一、五四八	昭和六年度 製造額 原普四、〇三三 昭二、〇、三、三	普普通蠶種 原一原蠶種
沼津蠶種製造所	沼津市大岡一、〇二〇	昭二、八、二、一〇普 昭二、八、二、〇普	昭二、〇、三、三 昭二、〇、三、三	
福島蠶種製造所	福島市八島町八八	昭二、八、二、〇普 昭二、八、二、一普	昭二、〇、三、三 昭二、〇、三、三	
福岡蠶種製造所	福岡市大字箱崎一、三六一	昭二、八、二、一普 昭二、八、二、一普	昭二、〇、三、三 昭二、〇、三、三	
都城蠶種製造所	都城市北原町	昭二、八、二、三普 昭二、八、二、三普	昭二、〇、三、三 昭二、〇、三、三	
德島蠶種製造所	德島縣麻植郡鴨島町字神島四三四	昭二、八、二、三普 昭二、八、二、三普	昭二、〇、三、三 昭二、〇、三、三	
群馬蠶種製造所 (現、高岡蠶種製造所)	群馬縣北甘樂郡富岡町大字富岡一	昭二、八、二、三普 昭二、八、二、三普	昭二、〇、三、三 昭二、〇、三、三	
愛知蠶種製造所	愛知縣丹羽郡古知野町大字兩高屋字霞 場一、一五	昭二、八、二、三普 昭二、八、二、三普	昭二、〇、三、三 昭二、〇、三、三	
沖繩蠶種製造所	沖繩縣島尻郡眞和志村安里二一七の一 場一、一五	昭二、八、二、三普 昭二、八、二、三普	昭二、〇、三、三 昭二、〇、三、三	
蠶業試験所	松本市大字筑摩字源地一、二三九の一	昭二、八、二、三普 昭二、八、二、三普	昭二、〇、三、三 昭二、〇、三、三	

原ノ町出張所	福島縣相馬郡原町大字南新田字南東原	昭二、三、三	昭三、三、三	昭三〇、八、〇、一、一部戦災焼失
伊達工場附屬乾	福島縣伊達郡湯野町田中一	昭二、五、三	昭三、四、五	昭三、三、復舊
取手出張所	茨城縣北相馬郡取手町甲七七三の一	昭二、八、〇、三〇	昭二、四、〇	昭三、六、事業轉換
下館出張所	茨城縣直壁郡下類町乙一四六	昭二、二、三六	昭二、四、三	昭三、二、一、獨立
前橋出張所	前橋市天川原字松前六三三	昭二、二、三六	昭三、四、六	昭三、二、〇、一、獨立
川越出張所	川越市大字松郷字六軒一四九の三	昭二、四、二九	昭三、四、二六	
熊谷工場附屬乾	熊谷市大字熊谷町七〇一	昭二、四、三三	昭三、四、四	昭三〇、八、一、四、戦災焼失
伊勢原出張所	神奈川縣中郡伊勢原町日之出町	昭二、二、二四	昭二、四、二七	
篠ノ井出張所	長野縣更級郡篠井町大字布施高田八五五の一	昭二、二、二二	昭三、三、二六	
岩村田出張所	長野縣北佐久郡岩村田町一、一〇四	昭二、二、二二	昭三、三、八	自昭三、八、三〇、増澤工業株
韭崎出張所	山梨縣北巨摩郡韭崎町北の内一、五四五	昭二、二、二二	昭三、三、三六	至昭三、二、三〇、式會社賃貸
龜山出張所	三重縣鈴鹿郡龜山町西町二九〇	昭二、一、二五	昭三、三、三	昭三、六、三〇、賣却

なお同年十月殘餘の業者は全國共榮蠶絲組合を組織しこゝに製絲業の再編成を全く完了したのである。

第二節 軍需産業への轉換狀況

これより先わが社は時局の要請により昭和十八年一月三十日の臨時株主總會において一部工場をもつて軍需産業に轉換することを決定し、定款の變更を行い、準備に着手していたのであるが、日本蠶絲製造株式會社の創立に伴い、

内地における製絲事業の營業權一切を擧げて同社へ讓渡したのを機會に本格的事業轉換に着手した。先ず豫てより試験所において研究中であつた絹塑造物シルクブロック製品の事業化を行うため昭和十七年十一月絹化學工場の建設を終り、絹齒車、航空機用耐油性絹、パッキング等の製作を開始し、翌十八年六月十四日陸軍航空本部監督工場となつた。

續いて十七年十一月鳥栖工場の轉換を決定し、十八年八月鳥栖航機製作所と改稱、同年九月十五日三菱重工業株式會社名古屋航空機製作所の協力工場として航空機油槽及び部品の製作に着手し、後同社熊本工場の事業開始に伴い、これが協力工場となり、十八年十二月二十九日には陸軍航空本部監督工場となつた。

十八年六月一日にはわが社より鹿兒島工場の土地、建物を出資し、三機工業株式會社より技術、機械を出資して三機航空工業株式會社を設立し、その従業員を引繼いで航空機部品の製造を開始したが二十年六月十七日戦災により焼失した。

十八年六月十六日には太刀洗航空機株式會社と契約を締結し、わが社より百四十五萬圓、及び熊本工場の土地建物を、先方より百五十五萬圓及び機械、技術を出資し、計三百萬圓の資本金をもつて不知火航空機株式會社を設立し、同工場の従業員を引繼ぎ同年十一月司令部偵察機(新可偵機四六〇)の尾翼製作を開始した。

十八年六月十六日には日本小型飛行機株式會社と共同出資(片倉十萬圓、先方五萬圓)で諏訪航空工業株式會社を創立した。しかるに事業意のごとく進行せざるうち、十月十日陸軍航空本部より指令を受け、改めて片倉製絲紡績株式會社が一千萬圓の全額拂込で諏訪航空工業株式會社を創立し、日本小型飛行機株式會社と國際航空株式會社がこれに協力して技術指導を行うこととなつた。こゝにおいてわが社は十月平野工場、十一月下諏訪工場を轉換して木製大型

輸送機の部品製作を行うことになり同社は翌十九年四月十日成立し、六月十日軍需省管理工場の指定を受けた。これに併行して組立作業を行うため諏訪湖畔に延八千四百四十坪にのぼる大工場を建設し、同年十月作業を開始し終戦迄に四十八機の組立を完了した。

十八年六月、研究所は航空機用動作ポンプの製作に轉換するため製絲研究設備を廢止し、テグス事業を海老名テグス工場へ、製油施設を伊達工場へそれぞれ移轉した。化學部門のみは隣接地へ移轉して研究を續けた。

十八年七月一日には石川島芝浦タービン株式會社へ武井工場を賃貸した。續いて八月十三日には大宮試験工場を轉換して大宮航機製作所とし工場設備の改造を始め、立川飛行機株式會社の協力工場として戦闘機の機體製作に着手した。同所は製絲所の女子工員を主體として事業を開始し、能率的な作業方式の立案と、適切な勤務管理の實施によつて作業開始後僅か一カ月後の九月末には第一號機を完成し、爾後引き續いて異例な生産量を擧げ轉換工場の模範と謳われたのであつた。従つて事業はますます繁忙となり擴張を續けたので翌十九年六月一日には同所を第一製作課、絹化學工場を第三製作課、研究所を轉換した製作所を第二製作課とし、移轉新設した研究部（研究所の後身）を包括總合して大宮製作所とし、取締役今井五六自ら所長となり綜合運営を行つて軍需生産に寄與し、同六月十五日には軍需省管理工場の指定を受けた。當時の従業員はわが社工員の他、徴用工、學徒勤勞奉仕隊、女子挺身隊併せて三千人に達する盛況を示したのであつた。

十八年九月二十五日には多摩工場を轉換して多摩航機製作所とし、十九年一月十日より立川航空廠直轄の協力工場として下け翼の製作を開始した。

同年十月三十日東京芝浦電氣株式會社へ川岸工場を賃貸し、十二月には熊谷工場を熊谷電機製作所に轉換して日本

電氣兵器株式會社の協力工場として航空通信機用小型電動機、同小型發電機等の製作を開始した。

以上の他後述のごとく幾多の事業所を閉鎖して他社への賣却、軍への提供等各種の形式において處理すると共に、新たに國廣刀劍株式會社（十八年三月十六日）、大洋ベニヤ株式會社（十九年三月四日）、九州合板株式會社（十九年七月一日）、葉山木造船株式會社（十九年一月八日）等々を關係會社として設立或は買収して軍需産業への轉換を進めたのである。

一方甲府燃絲工場、絹化學工場を擴充すると共に、海老名工場、絹網工場、東亜榮養化學工場、蠶絲化學工場を新設し、更に丹後興和織物株式會社への經營參加、或は大邱製絲所内に織布事業を開設する等絹製品並に副蠶利用の事業にも積極的に進出した。

わが社の内地における製絲部門は日本蠶絲製造株式會社の設立と共に同社へ引継ぎ、蠶絲業との關係は一應終止符を打つたが、朝鮮における蠶絲業は依然繼續し鮮内の纖維資源擴充國策に順應した。更に昭和十八年十二月二十四日滿洲柞蠶興業株式會社を設立して滿洲の柞蠶事業に乗り出すと共に、支那においては日華興業株式會社と連繫を密にした。又昭和十九年八月十八日には本社纖維部内に南方纖維課を設け、スマトラ島メダンに出張所を置き、同じくチエ州のクアラジャヤ、ランサ及びムラボーに事業所を設けて、養蠶、製絲、織布の一貫業務を行つて南方資源開發への雄飛を企圖したのである。

かくのごとくわが社は時局の要請に即應して軍需産業への轉換を行うと共に、纖維部門にも多大の努力を傾注したのであつた。

次に昭和十九年一月一日現在のわが社直轄事業所を掲げる。

事業轉換に伴う片倉工業株式會社直轄事業所（昭和十九年一月一日現在）

所名	荷印	所在地	變遷	設備
本社	①	東京都京橋區京橋三丁目二の四	昭二九、六、業務停止、昭三三、一、業務再開	
横濱出張所	②	横濱市本町四丁目二八	昭三、四、業務停止	
大阪出張所	③	大阪市東區北濱二丁目九〇	昭二六、〇、販賣部本社へ、昭二八、八、印刷部は諏訪印刷株式會社（現、中央印刷株式會社）昭二八、二、廢止、業務整理片倉事務所	
川岸事務所	④	長野縣諏訪郡川岸村一〇八	昭二八、八、軍需轉換、多摩航機製作所、昭三〇、八、多摩製作所、自轉車製造開始	
多摩航機製作所	⑤	東京都西多摩郡福生町熊川七二四	昭二八、八、軍需轉換、熊谷電機製作所、昭三〇、八、戰災、昭二四、製絲に復元	御法川式 三〇〇
熊谷電機製作所	⑥	熊谷市大字熊谷七〇一	昭二七、二、短纖維製造開始（設備七）昭二七、二、織業停止、昭二八、八、鳥栖航機製作所、昭三〇、七、製絲に復元、昭二八、三、大藏省福岡專賣局に賣却	同 三〇〇
鳥栖航機製作所	⑦	佐賀縣三養基郡鳥栖町大字鳥栖七九七	戰時中、鳥栖航機製作所の一部を疎開、土地建物昭三〇、〇、佐賀少年刑務所に賣却	短纖維 七
麓工場	⑧	佐賀縣三養基郡麓村	昭二〇、七、戰災焼失、撚絲機 〇〇〇（一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百）	撚絲機 一九二二機
甲府撚絲工場	⑨	甲府市東青沼町五六七	昭二六、〇、土地山梨殖産株式會社に買却	
大宮航機製作所	⑩	大宮市大字大宮一〇	昭二六、〇、大宮工場、昭二八、三、線絲開始、昭三〇、一、大宮製絲所	御法川式 四〇〇
研究所	⑪	大宮市大字大宮一八四の五	昭二六、〇、大宮製作所第二製作課、昭二〇、〇、大宮工場第二製作課、昭二二、二、大宮製作所	御法川式 五〇〇
絹化學工場	⑫	大宮市大字大宮一八四の三	昭二六、〇、設立決定、昭二七、一、工場完成、昭二九、六、大宮製作所第三製作課、昭三〇、〇、大宮工場第三製作課、昭三〇、一、大宮工場第三製作課、昭三〇、一、大宮工場第三製作課	普通 二四
海老名工場	⑬	神奈川県高座郡海老名町大谷五五	昭二八、二、三、新設（海老名テラス工場）昭二九、九、三、所名變更、昭三〇、〇、厚木絹織株式會社	機械臺數 四〇〇
絹網工場	⑭	茨城縣西茨城郡大戸町大字平町一九七	昭二七、六、八、新設、昭三〇、五、三〇、閉鎖	

所名	荷印	所在地	變遷	設備
東亞榮養化學工場	⑮	東京都南多摩郡川口村橋原六一〇	昭二八、二、五、新設、昭二八、二、〇、三、東亞榮養化學工業株式會社	御法川式 三〇〇
蠶絲化學工場（片倉榨油工場）	⑯	郡山市字田中三八（安積工場内）	昭二七、四、片倉榨油工場、昭二七、八、七、所名變更、昭二八、一、〇、三、閉鎖、設備東亞榮養化學工業株式會社へ	御法川式 二〇〇
紐育出張所	⑰	紐育市第五街二二五	昭二六、七、六、在米生絲凍結により資産整理	普通 一〇
上海出張所	⑱	支那上海九江路五〇號（三井銀行ビル）	昭二六、七、六、在米生絲凍結により凍結手形整理、昭二九、三、閉鎖	御法川式 二四六
京城販賣所	⑲	朝鮮京城府杏村町二〇九（京城工場内）	昭二八、八、開設、終戦喪失	御法川式 三〇〇
大邱工場	⑳	朝鮮大邱府大鳳町九七	終戦喪失	御法川式 三〇〇
京城工場	㉑	朝鮮京城府杏村町二〇九	終戦喪失	御法川式 二〇〇
全州工場	㉒	朝鮮全州府相生町二五八	終戦喪失	普通 一〇
咸興工場	㉓	朝鮮咸興府曙町一丁目五五	終戦喪失	普通 三〇〇
大邱蠶種製造所	㉔	朝鮮大邱府大鳳町九七	終戦喪失	御法川式 二四六
密陽蠶種製造所	㉕	朝鮮慶尙南道密陽郡密陽面大字駕谷里七九	終戦喪失	昭和六年度製造高
龍仁蠶種製造所	㉖	朝鮮京城道龍仁郡内四面大字陽知里四六六	終戦喪失	普通蠶種 七四
裡里蠶種製造所	㉗	朝鮮全羅北道益山郡裡里巴大字古縣町二七	終戦喪失	千疋 五
永興蠶種製造所	㉘	朝鮮咸鏡南道永興面大字雲坪里一〇五	終戦喪失	同 二〇〇
全州蠶種製造所	㉙	朝鮮全州府相生町二五八	終戦喪失	同 九〇
原州蠶種製造所	㉚	朝鮮江原道原州郡原州邑	昭二八、三、開設、終戦喪失	同 一五
寧邊蠶種製造所	㉛	朝鮮平安北道寧邊郡寧邊邑	昭二八、三、開設、昭二九、二、賣却	

（註）昭和一九、四、一、大邱、龍仁、全州、永興、寧邊、原州各蠶種製造所を統合して大邱府大鳳町九七に朝鮮蠶種製造所を設置した。

わが社の事業轉換に伴う直轄事業所と日本蠶絲製造株式會社へ賃貸した事業所以外の九事業所は時局の要請に基き軍需會社へ賣却し、又賃貸又は共同出資によつて軍需に轉換した事業所は十五カ所であつた。

軍需會社に賣却した事業所

所名	荷印	所在地	變遷	賣却敷地 坪數	賣却延坪 坪數	設備金數
岩代工場	㊦	福島縣郡山市境橋町一	昭八、四、三、三菱電氣株式會社に賣却	二八、八八六	九、一九八	五〇〇〇
愛知工場	一	愛知縣一の宮市松隆通五丁目一六	昭六、七、二、川崎航空機工業株式會社に賣却	九、六二五	四、五五五	四〇〇〇
岐阜工場	真	岐阜縣岐阜市青柳町一	昭七、五、三、川崎航空機工業株式會社に賣却	一五、五二〇	七、五二二	三〇〇〇
上井工場	六	鳥取縣東伯郡日下部村大字海田	昭八、七、三、株式會社神戸製鋼所に賣却	二、五四五	七、九四四	四〇〇〇
愛媛工場	六	愛媛縣越智郡富田村大字宮ヶ崎	昭九、三、五、住友化學工業株式會社に賣却	六、二〇〇	三、一六四	一、〇〇〇
大分製絲所	大	大分市大字大分二、四五〇	昭六、一、三、吳海軍施設部に賣却	六、五〇六	一、〇七三	三〇〇
雲仙工場	〇	長崎縣南高來郡島原町字辨天	昭九、二、二、不二越鋼材工業株式會社に賣却	一、一八六	一、〇三三	三〇〇
豊岡工場	〇	埼玉縣入間郡豊岡町	昭七、二、七、丸庄製絲株式會社より買収、昭七、四、二、豊岡飛行機治具計器製作所に賣却	不詳	不詳	多條八八
本庄工場	㊦	埼玉縣玉郡本庄町二、七一一	昭七、二、七、丸庄製絲株式會社より買収、昭八、四、五、千葉製作所に賣却	一三、六七二	五、〇〇〇	普通三三

賃貸又は共同出資による軍需轉換事業所

所名	荷印	所在地	變遷	賣却敷地 坪數	賣却延坪 坪數	設備金數
下諏訪工場	㊦	長野縣諏訪郡下諏訪町三三二	昭八、三、二、諏訪航空工業株式會社に賃貸、昭三、二、四、返還、現下諏訪工場	一	一	御法川式 三三三

所名	荷印	所在地	變遷	賣却敷地 坪數	賣却延坪 坪數	設備金數
川岸工場	㊦	長野縣諏訪郡川岸村一、九六〇	昭六、一、〇、三、東京芝浦電氣株式會社に賃貸、昭五、八、返還、現川岸出張所	一	一	御法川式 三三三
平野工場	㊦	岡谷市三、二四五	昭八、二、二、諏訪航空工業株式會社に賃貸、昭三、七、三、返還、現岡谷分室	一	一	同 四〇〇
武井工場	㊦	長野縣上伊那郡伊那富村大字伊那富三、九三四	昭八、七、一、石川島芝浦タービン株式會社に賃貸、現芝浦ミシン株式會社辰野工場(賃貸)	一	一	同 五二二
宮城縣是共榮製絲株式會社仙臺工場	㊦	仙臺市東八番町一〇七	昭六、八、五、陸軍第一造兵廠仙臺製造所に賃貸、昭三、五、三、片倉合供、終戦により復歸、現仙臺製絲所	一	一	同 四三三
千厩工場	㊦	岩手縣磐井郡千厩町字脇谷六	昭六、一、一、陸軍被服廠に賃貸、昭三、八、返還、昭二、一、〇、製絲復元、現千厩製絲所	一	一	御法川式 二四〇
平工場	平	平市字三倉八	昭八、二、一、日本蠶絲製造株式會社に賃貸、昭九、三、〇、解消、浦田計器に賃貸、昭三、九、一、復元、現平製絲所	一	一	同 二五二
伊達工場	㊦	福島縣伊達郡湯野町字田中一	昭六、六、三、日本蠶絲製造株式會社に賃貸、昭九、三、元、解消、同年五、一、東亜榮養化學工業株式會社に賃貸	一	一	同 二〇〇
盛岡工場	㊦	岩手縣岩手郡本宮村大字仙北町	昭六、六、三、株式會社岩手織工所(現岩手工業株式會社)に現物出資	九、五八八	五、一〇九	同 三〇〇
作州工場	作	岡山縣眞庭郡落合町大字垂水一、一三四	昭六、七、三、陸軍被服本廠に賃貸、昭三、二、二、返還、落合町に賣却	六、五八八	二、九六	同 一八〇
熊本工場	㊦	熊本市田崎町三四〇	昭八、六、六、大刀洗航空機株式會社と共同出資、昭六、七、三、三、賣却、昭五、三、一、同社より賃借	一	一	同 五〇〇
鹿兒島工場	㊦	鹿兒島市原良町一、六五五	昭八、九、一、三、機工業株式會社と共同出資、昭三、〇、六、七、戦災焼失	一七、二二五	一、九四	同 一九四
八王子工場	㊦	八王子市中野町三、六一七	昭八、五、三、三、賣却、昭五、三、一、同社より賃借	四、六五五	六、六三三	同 五七六
松本源池分工場	㊦	松本市大字筑摩字源池一、三四一	昭二、六、一、三、三、中信短織維工業株式會社に賃貸、昭三、三、三、三菱重工業株式會社名古屋航空機製作所に賃貸、昭三、四、一、松本機器製作所	一	一	同 式三三

奈良工場	奈良縣吉野郡下市町大字下市三、〇八五	昭三、七、大和繭絲販賣購買利用組合買収、同、二、操業、昭三、三、三、土地下市町へ賃貸、昭二、八、三、六、建物設備下市町前山五兵衛へ賣却	二、五八	二、三、増澤式表
------	--------------------	---	------	----------

なおわが社の軍需轉換に伴い昭和十九年五月一日裁察試験所は閉鎖された。

第三節 戦災及び終戦による被害

わが社は戦災により全焼三事業所、部分焼失四事業所の被害を被つたがその被害高は生産能力において會社全體の四・七％に當り、金額にして約七十萬圓であつて當時の全固定資産の三・五％に當り、比較的輕微なものであつた。次に戦災事業所の内容を掲げる。

戦災事業所

所名	荷印	所在地	年月日	戦災設備	焼失建物 延坪數	概要	要
鹿兒島工場	②	鹿兒島市原良町一、六五五	昭三、六、二	—	大半焼失 六、五二坪	消滅	—
甲府燃絲工場	④	甲府市東青沼町五六七	昭三、七、七	繭絲機 二、二二機	全焼 一、六五	繭絲機昭三、七、湖南工場へ、〇〇〇機 昭三、〇、下諏訪工場へ三、〇〇〇機、土地 山梨殖産株式會社に賣却(三、〇〇〇坪)	—
美濃工場	⑤	岐阜市辨天町二三	昭三、七、九	繭絲機 三、四機	同 四、三三	昭三、三、土地岐阜市に賣却(六、四三坪)	—
宮之城工場	⑥	鹿兒島縣薩摩郡宮之城町大字屋地一、五〇八	昭三、七、二七	—	第一倉庫 二、〇〇	昭三、三、七、復舊	—
都城工場	⑦	都城市大字川本榎原四、六七二	昭三、八、六	—	全焼 六、八七	昭三、三、復舊	—
原ノ町出張所	⑧	福島縣相馬郡原ノ町新田字南東原二八	昭三、八、〇	—	事務所寄宿 會 六、八七	昭三、三、復舊	—

熊谷工場	熊谷市大字熊谷七〇一	昭三、八、二四	—	倉庫、乾繭場、社宅、備前屋	昭三、三、復舊
計	全焼、三事業所 部分焼失、四事業所	—	—	二、五五八 二、五五八	二、三、六、二八

昭和十六年七月二十六日米國政府の在米資産凍結令により生絲の對米輸出は完全に杜絶したので、紐育出張所は資産の整理を始め、十月末を以て大半の整理を終つた。これと同時に華中蠶絲株式會社及び支那人製絲業者の生産生絲を取扱つていたわが社上海出張所も亦對米輸出は杜絶し、凍結手形の處理を行うのみにて事實上開店閉業の形となつた。従つて横濱出張所、大阪出張所の業務もその性格を變え、横濱出張所は一時支那、滿洲、獨乙向生絲、及び絹撚絲の輸出を行つていたが、わが社の事業轉換と共にこれ亦昭和十九年六月休業状態となつた。

わが社南方開發事業の一環として昭和五年六月より開始したスマトラ島チヨロップ片倉農園と、昭和十九年新設されたスマトラ島メダンにおける事業、及び戦時中朝鮮において續けられた製絲關係の事業は、昭和二十年八月終戦によりその一切を喪失した。これによる損害は生絲生産能力において六・五％、蠶種製造能力において七・八％、金額にして當時の固定資産の八・九％に相當するものであつた。なおこの損失補填は社内の保留金及び處分益等によつて昭和二十一年八月十日の決算において清算された。沖繩蠶種製造所は日本蠶絲製造株式會社に賃貸後も主として原蠶種製造に獨特の地歩を占めてきたが、太平洋戦争の苛烈となつた昭和十九年度の製造より業務停止の止むなきに至つた。次に敗戦による喪失事業所の内容を示す。

所名	荷印	所在地	敷地 坪數	建物 延坪數	設備	變遷
紐育出張所		紐育市マヂソン通二〇〇	—	—	—	昭六、七、六在米資産凍結による資 産整理、六、三、八閉鎖 昭六、七、六在米資産凍結による凍 結手形整理、昭九、二閉鎖
上海出張所		上海市九江路五〇號(三井銀行ビル)	—	—	—	
チヨロッパ片倉農園		(スマトラ島ベンクレン州レヂヤン區チヨロッパ)	五五、〇〇〇	不詳	—	昭九、八、八、開設
メダン出張所		スマトラ島メダン	—	—	—	
京城販賣所		朝鮮京城府杏村町二〇九	—	—	昭三、三現在	昭六、六、開設
大邱工場		朝鮮大邱府大鳳町九七	三、八三三	五、七〇〇	御法川式	
京城工場		朝鮮京城府杏村町二〇九	四、三三三	三、八三三	御法川式	同
全州工場		朝鮮全州府相生町二五八	四、〇七六	四、三三〇	普通	
咸興工場		朝鮮咸興府曙町二丁目五五	〇、六三三	四、〇七六	御法川式	同
朝鮮蠶種製造所		朝鮮大邱府大鳳町九七	不詳	不詳	昭五年度	
沖繩蠶種製造所		沖繩縣島尻郡眞知志村安里	九五五	三、八八八	昭七年度 普通蠶種 原蠶種	昭九年度業務停止

第四節 戦後の事業再轉換

○ 製絲部門

昭和二十年八月十五日終戦となりわが社直轄事業も一切の生産業務を停止した。昭和二十年十月十一日連合軍覺書により日本蠶絲製造株式會社は解體指令を受けたので、農林省は大合同直前の業者に復歸せしめるを原則とし、新たな業者として免許することゝなつた。そこでわが社の賃貸事業所は昭和二十年十二月より復元を始め翌二十一年五月完了した。

終戦後蠶絲業は再びわが國經濟復興のため重要な役割を占めるものとなり、政府においては二十一年八月十三日蠶絲業復興五カ年計畫を發表し、復元資金の融資と奨励金の交付を行うことゝなつた。

わが社の製絲業復元の方針は前年秋既に決定し、二十一年三月にはK・M式多條繰絲機の設計を完了して製作に着手したが、製絲設備の復元は急を要するので二十一年七月臨時機關の設備改良委員會を設置し、特に繰絲機械の製作を急いだのであつた。かくして同委員會は二十二年六月迄の間に十三製絲所と纖維研究所にK・M式二十條機二千二百五十二臺、六製絲所と纖維研究所に三十條機二百五十四臺、合計二千五百六臺の設備を完了し、これと併行的に他社の要請を容れて約二千臺の繰絲機を製作頒布すると共にこれが技術の指導に當り、製絲業の復元に協力した。しかして昭和二十三年三月末における製絲所數は三十四カ所、設備臺數八千五百五十臺となり、年間生絲生産高(主として十四中三・A以上)二萬八百五十六俵の實績を擧げるに至つたのである。

なお三十四製絲所の中垂崎製絲所は戦後わが社が新設した唯一のもので昭和二十二年二月操業を開始した。又二十

一年五月四日吉城製絲所（岐阜縣吉城郡小鷹利村、（多條機一三三臺）を買収したが翌二十二年八月一日返還賣却した。

○蠶種部門

製絲部門の復元と時を同じくして蠶種製造所九カ所も相次いで復元し、昭和二十一年度のわが社製造高は普通蠶種七百八十四萬三千瓦、原蠶種三百九十四萬七千蛾であつて全國生産高の一七・四％に當る實績を示した。

○加工部門

わが社は終戦後製絲事業への再轉換を計ると共に新たな部門にも進出の計畫を樹て、昭和二十年十月政府より貸與を受けた湘南工場の縫製設備（ミシン二百臺及び附帯機械）を利用し、二十一年九月縫製業務を開始した。更に翌二十二年七月焼失した甲府捻絲工場より残存捻絲機五千錘を移設し、續いて二十三年十月當局より絹織機新設の許可を得て二十四年四月、二十四臺をもつて製織事業を開始し、こゝに捻絲、製織、縫製の一貫作業を確立したのである。續いて設備の増設を行い、二十四年九月には捻絲設備九千錘、絹織機八十臺、二十五年八月絹織機九十二臺、二十五年十一月捻絲機九千四百八十錘、經編メリヤス機三臺となり業界に重きをなすに至つた。

一方下諏訪工場に於ても製絲、捻絲、製織の一貫作業を行うため、二十三年十月焼失した甲府捻絲工場より捻絲機三千錘を移設し、絹織機の新設許可を得て翌二十四年三月、二十四臺を設置して製織を開始し、その後更に増設して十一月に七十二臺となつた。

なお纖維研究所においても捻絲機、絹織機、各種メリヤス機等を設備し、技術的研究を開始した。

又昭和二十一年一月七日には當局より許可を受け、多摩製作所において自轉車の製造事業を開始したが、未経験なるにもかかわらず、従業員の努力によつて逐年業績向上し、その生産臺數も昭和二十四年度において三萬三千五百二

十四臺に達し、その中二千八百七十三臺は沖繩、臺灣に輸出する迄に品質の向上を見た。かくしてわが社の自轉車事業は従業員僅か三百名未滿でこの實績を挙げ、通商産業省より業界のモデル工場としての指定を受けるに至り、その生産量においてもわが國六メーカーの域に達し、質においては片倉のシルク號として内外に名聲を博するに至つた。自轉車の價格統制は昭和二十五年四月以降撤廢されたが元來わが社の自轉車は既に「シルク號」の名稱をもつて好評を博している優良高級車であるため、價格統制撤廢により價格は却つて騰貴した。

鐵鋼類の補給金撤廢、朝鮮動亂勃發に伴う鋼材の價格騰貴に伴い自轉車價格は値上りし、又世界的な軍備擴張による海外自轉車工場の軍需轉換もあつて輸出は好轉し既に約三千臺を臺灣方面へ輸出している。

なお二十四年後半期の販賣先は通商産業省割當七二・六％、代理店經由による一般販賣は二七・四％であつた。既述のごとく戦後製絲設備の復元は焦眉の急を要する問題であつたので、わが社は製絲機械の自給を計るため、昭和二十一年十一月一日、大宮工場を分割してそれぞれ獨立せしめ、第二製作課を改めて大宮製作所とし、K・M式線絲機の製作を開始した。同所は同業務の他社内設備機械の修理、改造等をも専門業務とし、現在自動線絲機の製作を行つている。

又戦時中松本製絲所源池分工場に疎開していた三菱重工業株式会社名古屋航空機製作所の建物及工作機械、及びその技術者を繼承して二十一年四月一日松本機器製作所とし、カルチベーター、水田中耕除草器、動力脱穀機、ホー等の製作を開始し現在に至つている。

なお販賣方法は現在全國購買農業協同組合連合會（全購連）、全國養蠶販賣農業協同組合連合會（全養連）を経て全國各協同組合へ販賣、各縣農機具商、わが社關係事業所を経ての販賣及び小賣とであつて、販賣高の比率は昨年度に

において全購連四五%、全養連六%、農機具商四三%、わが社關係四%、小賣二%である。

第五節 經營の合理化

戦後の蠶絲業は政府の助成政策と、業者の復元への努力によつて急速な生産復興を見、製絲技術の水準も豫想外に早く回復し、見返り物資としての生絲の重要性は確固たるものがあるように見えた。しかるに昭和二十三年十二月二十日日本經濟自立のため經濟九原則の發表があり、翌二十四年四月二十五日對米爲替一ドル對三百六十圓の決定を見、更に同年五月蠶絲類の價格統制が撤廢されたので、従來統制經濟下にあり、圓安レートで安易な經營を續けてきた蠶絲業に深刻な打撃を與へ、わが社も亦この難關を免れることは出来なかつた。

わが社においては既にそのことを洞察してこれに對處するため、前年の昭和二十三年八月二十日重役室附の機關を設けて専ら經營合理化の具體策立案及び實施に着手していた。同年十月二十三日日本社内に事務連絡委員會を設置し、二十四年三月二十二日鳥栖製絲所を大藏省專賣局へ賣却し、二十四年四月各事業所の適正操業度を指示して合理的操業方針に切替を行い、同年六月一日職制改革及び地方事務所の設置を行い、同年七月末をもつて過剩人員の整理を完了し、九月一日には蠶種製造所の運營方法を改革した。更に翌二十五年三月の松本機器製作所の再整備等一連の經營合理化方を矢張り早やに實施して事業運營の大刷新を行つた。

一方技術面の合理化策としては原料價格付の實施を始め、二交替制連帶繰絲法の創始によつて製絲技術の飛躍的進歩を來し、業界に率先して全工場への實施を斷行する等、あらゆる對策を蓄積して經營の危機を打開して來たのである。

かくして昭和二十五年九月三十日現在のわが社事業所の現況は次表の通りとなつたのである。

事業所一覽(昭和二十五年九月三十日現在)

事務所及び出張所

事業所名	荷印	所在地	業務内容	生産能力	従業員数	鉄骨鉄筋 敷地坪數	摘要
本社	①	東京都中央区京橋區三丁目二番地四	會社經營に關する一切の業務 本社と管内事業所との連絡指導及び調整	七部一四課 總務擔當 工務擔當 原料擔當	三〇 コングリ ト地下	前出	
東北事務所	②	仙臺市東八番町一〇五	同	同	四 共八階	同	昭三、六、二開設 仙臺製絲所内
關東事務所	③	大宮市大字大宮二〇	同	同	四	同	大宮製絲所内
中部事務所	④	松本市大字筑摩一、三三	同	同	三	同	松本製絲所内
關西事務所	⑤	兵庫縣養父郡大郷村東谷三〇〇	同	同	四	同	和山製絲所内
九州事務所	⑥	熊本市田崎町三〇	同	同	四	同	熊本製絲所内
横濱出張所	⑦	横濱市中區本町四丁目六	蠶絲類及び製品の集荷並に交易に關する業務	同	六 コングリ ト地下 共六階	同	昭三、三、三神戸荷 扱所 昭三、四、一開設
神戸出張所	⑧	神戸市生田區浪花町三七大同海上ビル	同	同	三	同	昭三、九、六開設
福井出張所	⑨	福井市佐桂枝町二六八	同	同	三	同	昭三、八、八開設
岡谷分室		岡谷市岡谷區三、五五	舊平野製絲所管理 醬油部 東京芝浦電氣株式會社 社川岸工場返還工場 (舊川岸製絲所)管理業務	同 取納工場三、九月度 取納數量、内地五〇俵 七俵輸出五俵 取扱數量月平均 三〇〇~三〇〇俵 月産三〇石	八	同	昭三、八、八開設
川岸出張所		長野縣諏訪郡川岸村一、九〇	同	同	〇	同	昭三、八、八開設

製作所

事業所名	荷印	所在地	設備	年間生産能力	従業員数	敷地坪数	建物坪数	摘要
湘南工場	④	藤澤市辻堂六〇〇	繰繰機 九〇〇 ミシン 九二 トリコット 二〇 三臺繰製ワイシャツ 四八、〇〇〇枚	一五、三〇〇貫	三六五 三〇〇	一、三〇〇坪	三、六三〇坪	昭三、九操業
大宮製作所	⑤	大宮市大字大宮一八四ノ五	工作機械 六、一臺	製繰機製作並に修理 四、〇〇〇臺	一五五 二〇、四九	二、二二坪	二、二二坪	昭三、二一開設
多摩製作所	⑥	東京都西多摩郡福生町館川七二四	同	自轉車 四、〇〇〇臺	三三 五、八三	二、八七坪	二、八七坪	昭三、一七、轉換
松本機器製作所	⑦	松本市大字筑摩字源地	同	脱穀機 三、六〇〇臺	七 四、五七	一、五九坪	一、五九坪	昭三、四、一、轉換
計	⑧		繰繰機 九、〇〇〇 織機 九二 トリコット 二〇 ミシン 九二 工作機械 四八三臺		七四四 三、七二〇 三、九三三	七、四三坪	二〇、三九三坪	

研究所

事業所名	荷印	所在地	職制	従業員数	敷地坪数	建物坪数	摘要
纖維研究所	K	大宮市大字大宮一八四ノ三	總務課、製繰課、化學課、加工課	一六三	二、四三坪	二、七三坪	昭三、二一、再設
蠶桑試験所	S	東京都南多摩郡川口村楯原六一〇	蠶桑課、裁桑課	二七	二、一八坪	五〇七坪	昭三、五、蠶業研究所八王子支所、昭三、三、獨立
蠶業研究所	S	松本市大字筑摩字源地	總務課、研究課	二七	四、四九坪	二、二六坪	昭三、三、日蠶より復元
蠶業研究所	S	愛知縣丹羽郡古知野町大字両高屋字葭場一五	原種課	二七	六、二四坪	二、二六坪	昭三、〇、千葉及び山梨飼育所開設
計	⑨			三八八	二、二八坪	五、七六坪	昭三、二一、開設

第五章 蠶種の製造

第一節 蠶種品の改良

大正三年十月二十四日松本市に大日本一代交配蠶種普及團の誕生をみて以来、わが社の蠶品種改良の業績は誠に驚歎に値するものがあり、わが國蠶絲業に一轉機を畫したのである。變轉極まりない生絲の需要變遷に即應して、「分離白一號×滿月」、「大安×滿月」、「榮光×滿月」等の優良交雜種の淘汰育成に成功し、よく海外機業家の要望に應え、生絲の品質向上を計り、化學纖維の發達に對抗して海外需要を確保してきた所以のものは實にわが社蠶品種改良の成果と、多條繰繰機の發明によると云つてもあえて過言ではない。

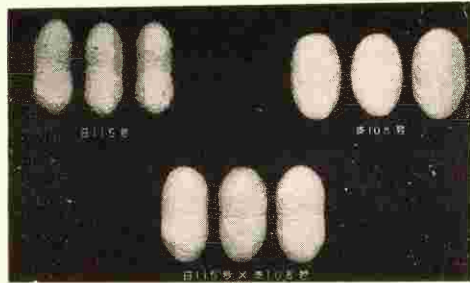
わが社の今日迄における蠶品種改良の研究は、時局の變轉に即應するため誠に苦難の途を辿つたのであつたが、常に多大の犠牲を拂い、研究陣亦不撓の研究に努め、着々と優良蠶品種の育成に成果を擧げてきたのである。即ち昭和十三年「日一一五號」、「支一〇八號」、「日九號」の三品種の選出に續いて、十七年一月二十二日には「日一一五號」同年八月十三日には伴性油蠶による雌雄鑑別容易な「日一二號」、更に十九年二月二十五日には夏秋蠶用強健品種「支一〇八號舊」が夫々蠶品種審査會の議を経て國に採用されたのである。

終戦後生絲の需要は品質優良な細織度物へ移行したので、これに適應した「大平」、「長安」を選出し昭和二十一年六月三日に國の指定をみた。しかるに昭和二十三年には生絲の需要が廣幅織物用中心に變り、再び太織度のものが歡

わが社選出代表的蠶品種



大平 長安
大平 × 長安



日 115 支 108
日 115 × 支 108



秋花 銀嶺
秋花 × 銀嶺



白馬 天龍
白馬 × 天龍



富岳 大宗
富岳 × 大宗

(註) 昭和十六年の普及率は五一%

育成者	品種名	春		夏		秋	
		昭和二年	昭和三年	昭和二年	昭和三年	昭和二年	昭和三年
片倉工業	日一五×支一〇八	五八・二%	四〇・二%	二四・〇%	五七・七%	五五・九%	六〇・三%
同	日一五新×支一〇八	二七・五%	三九・二%	二二・二%	一三・二%	一一・四%	三・一%
同	日一五×支一〇八舊	一一・一%	三・三%	一・七%	一・二%	一一・〇%	一〇・〇%
同	大平×長安	一・五%	六・〇%	三・八・六%	一・四%	一〇・一%	一〇・一%
計		八八・三%	八八・七%	八六・五%	七〇・九%	八〇・八%	八三・五%
片倉工業を除く其 の他民間研究機関 の蠶種		八・八%	九・四%	一〇・八%	一六・九%	一四・七%	二・八%
其の他		二・九%	〇・一%	二・七%	五・〇%	三・四%	七・八%

わが社選出蠶種普及割合

迎されるに至つたので、わが社はこれに即應する品種として昭和二十四年三月二十六日生絲量歩合多く太織度の春蠶用品種「白馬」、「天龍」、「富岳」、「大宗」の四品種を、又蟲質強健絲質優良にして、解舒良好な夏秋蠶用品種として「秋花」、「銀嶺」を蠶絲業法の指定を受け広く公開するに至つたのである。なおこの外にほゞ研究の過程を終り近く實用化せんとしているラウジネス・フリーの支々交雜種「Ff₁×Ff₁」及び雄蠶飼育の「F₁₀₈×ND₁₀₈」があり、わが社蠶業研究所の業績は業界注視の的となつてゐる。

わが社の育成せる蠶品種の戦後の普及状況は、次表に掲げるところ春蠶種、夏秋蠶種共に昭和二十三年度において全國蠶種需要量の八五%に達している。この事實はわが社選出蠶品種が養蠶家は元より製絲家、機業家の要望によく合致していることを如實に物語るものである。

次に蠶種製造高の推移を掲げる

わが社蠶種製造高の推移

年次	普通		蠶種		原蠶	
	わが社	全国	わが社	全国	わが社	全国
昭和十五年	一五、三一七	一八三、四〇四	八・四		一、四九一	二六・一
同十六年	一七、二八一	一九三、一四八	八・九		一、四七五	二八・九
同十七年	一四、二九〇	一三九、六七二	一〇・二		一、一七〇	三〇・六
同十八年	一四、七三九	一二五、五五五	一一・七		一、四八四	三六・六
同十九年	—	一一七、二六一	—		—	—
同二十年	—	七三、八八一	—		—	—
同二十一年	七、八四三	四五、一一四	一七・四		三、九四七	八二・三
同二十二年	六、六三〇	四四、二四六	一五・〇		二、〇〇八	六二・〇
同二十三年	七、七一一	三九、五九八	一九・五		一、六四四	五二・〇
同二十四年	七、七七五	四〇、一九二	一九・三		一、三五〇	四二・一

第二節 蠶種製造技術

蠶種の人工孵化には従来各種の方法が採用されてきたが、わが社普及團蠶種製造所においては昭和二十二年頃より窒素酸孵化法を實用化した。本法は即時浸酸種を處理する方法であつて従來の處理方法より技術的安定性が高く、

不良卵の除去が容易で且つ經費が低廉である等、各種の長所を持つていたので急速に普及し、二十五年にはわが社の即時浸酸種中の八〇%を實施するに至つた。

第三節 蠶種の販賣

昭和十六年五月日本蠶絲統制株式會社が設立される以前のわが社蠶種の販賣は、製絲所の原料課を通じ養蠶特約組合に配布されていたので社製蠶種は殆んど社外に供給する餘裕をもたなかつた。しかるに統制後は製造實績に應じて製造割當が行われ、蠶種は日本蠶絲統制株式會社が一手買上げを行い養蠶家に配布されることとなつた。この時の蠶種價格は生産費を基調として決定され、しかも割當を受けたものは残蠶種を生じても有償で引取られたからその經營は比較的容易であつた。

昭和二十年十月同社の解體に伴い二十一年一月以降日本蠶絲業會の手による自治的統制となり、養蠶家の需要に應じた生産割當が行われた。翌二十二年には農林省が直接統制に當り、普通蠶種需給調整要綱により府縣に蠶種配給調整委員會が設置され、養蠶業者の希望に應じて注文生産を行い、且つ原料繭收納者の意向をも徴して都府縣知事が配給割當を決定したが、残蠶種については何等の補償はされなかつた。この制度は二十三年まで續けられ、ために業者は經營合理化による生産費の低減と販路擴大、並に需給見透しに腐心した。

昭和二十四年五月統制が撤廢され蠶種の製造販賣は同年春蠶種より自由取引となつた。

蠶種の價格は昭和二十一年以降物價統制令により毎年公定價格が決定されたが、二十四年五月の統制撤廢と共に廢止され、同年夏秋蠶種より自由價格となつた。この間中小蠶種業者はわが國産繭額の減少に伴う蠶種の需要減と、大

企業の優良蠶品種に押されて、販路擴充のため激甚なる賣込戦を展開するに至つた。

なお二十二年頃より瓦當り收繭量の多きを誇るため利用價值のない餘剩蠶種を以て一箱の増量を行い、販賣擴張の具に狂奔する等その弊害目に餘るものがあつたので、わが社は十瓦、一萬九千粒の粒數取引を提唱しその實現をみたのである。

次に蠶種部門の賣上高と蠶種價格の推移を掲げる。

年次	賣上高	十瓦當り(⊗)又は協定價格(支母)
昭和十六年	六、一六〇、五〇八・八四	二・〇〇
同 一七年	五、九二〇、一五五・〇〇	二・〇〇
同 一八年	五、七七二、五〇七・〇九	二・一〇
同 一九年	—	—
同 二〇年	—	—
同 二一年	二九、七二一、七六一・〇三	—
同 二二年	一〇六、二五四、〇九一・六九	—
同 二三年	二九一、六五九、四九〇・三二	—
同 二四年	二八〇、九四〇、七五九・四〇	—
同 二五年(前期)	三〇六、二六〇、一五六・三九	—

平均	春	夏	秋
—	一・九〇	二・〇〇	二・一〇
—	二・〇〇	二・一〇	二・二〇
—	二・一〇	二・二〇	二・三〇
—	二・二〇	二・三〇	二・四〇
—	二・三〇	二・四〇	二・五〇
—	二・四〇	二・五〇	二・六〇
—	二・五〇	二・六〇	二・七〇
—	二・六〇	二・七〇	二・八〇
—	二・七〇	二・八〇	二・九〇
—	二・八〇	二・九〇	三・〇〇
—	二・九〇	三・〇〇	三・一〇
—	三・〇〇	三・一〇	三・二〇
—	三・一〇	三・二〇	三・三〇
—	三・二〇	三・三〇	三・四〇
—	三・三〇	三・四〇	三・五〇
—	三・四〇	三・五〇	三・六〇
—	三・五〇	三・六〇	三・七〇
—	三・六〇	三・七〇	三・八〇
—	三・七〇	三・八〇	三・九〇
—	三・八〇	三・九〇	四・〇〇
—	三・九〇	四・〇〇	四・一〇
—	四・〇〇	四・一〇	四・二〇
—	四・一〇	四・二〇	四・三〇
—	四・二〇	四・三〇	四・四〇
—	四・三〇	四・四〇	四・五〇
—	四・四〇	四・五〇	四・六〇
—	四・五〇	四・六〇	四・七〇
—	四・六〇	四・七〇	四・八〇
—	四・七〇	四・八〇	四・九〇
—	四・八〇	四・九〇	五・〇〇
—	四・九〇	五・〇〇	五・一〇
—	五・〇〇	五・一〇	五・二〇
—	五・一〇	五・二〇	五・三〇
—	五・二〇	五・三〇	五・四〇
—	五・三〇	五・四〇	五・五〇
—	五・四〇	五・五〇	五・六〇
—	五・五〇	五・六〇	五・七〇
—	五・六〇	五・七〇	五・八〇
—	五・七〇	五・八〇	五・九〇
—	五・八〇	五・九〇	六・〇〇
—	五・九〇	六・〇〇	六・一〇
—	六・〇〇	六・一〇	六・二〇
—	六・一〇	六・二〇	六・三〇
—	六・二〇	六・三〇	六・四〇
—	六・三〇	六・四〇	六・五〇
—	六・四〇	六・五〇	六・六〇
—	六・五〇	六・六〇	六・七〇
—	六・六〇	六・七〇	六・八〇
—	六・七〇	六・八〇	六・九〇
—	六・八〇	六・九〇	七・〇〇
—	六・九〇	七・〇〇	七・一〇
—	七・〇〇	七・一〇	七・二〇
—	七・一〇	七・二〇	七・三〇
—	七・二〇	七・三〇	七・四〇
—	七・三〇	七・四〇	七・五〇
—	七・四〇	七・五〇	七・六〇
—	七・五〇	七・六〇	七・七〇
—	七・六〇	七・七〇	七・八〇
—	七・七〇	七・八〇	七・九〇
—	七・八〇	七・九〇	八・〇〇
—	七・九〇	八・〇〇	八・一〇
—	八・〇〇	八・一〇	八・二〇
—	八・一〇	八・二〇	八・三〇
—	八・二〇	八・三〇	八・四〇
—	八・三〇	八・四〇	八・五〇
—	八・四〇	八・五〇	八・六〇
—	八・五〇	八・六〇	八・七〇
—	八・六〇	八・七〇	八・八〇
—	八・七〇	八・八〇	八・九〇
—	八・八〇	八・九〇	九・〇〇
—	八・九〇	九・〇〇	九・一〇
—	九・〇〇	九・一〇	九・二〇
—	九・一〇	九・二〇	九・三〇
—	九・二〇	九・三〇	九・四〇
—	九・三〇	九・四〇	九・五〇
—	九・四〇	九・五〇	九・六〇
—	九・五〇	九・六〇	九・七〇
—	九・六〇	九・七〇	九・八〇
—	九・七〇	九・八〇	九・九〇
—	九・八〇	九・九〇	一〇・〇〇

第六章 原料繭の購入

第一節 戦時中の原料繭購入状況

昭和の初期においてわが國産繭額は一億貫に達し、自由經濟下における典型的な生産過剰の様相を呈し絲價は暴落するに至つた。

わが國蠶絲業はこれを轉機として増産一點張りの奨励時代から合理化の時代へと大轉換を餘儀なくされたのである。

その後戦時統制の始まる迄の間、官民協力の諸對策は生産調節による絲價維持と、これに伴う製絲業の企業整備、養蠶業の合理化等を主としこれに附隨する各種の問題を處理することであつた。

わが社はこの間にあつて第一章に述べたごとく益々事業の膨脹發展を見たのであるが、その要因の主なるものは多條練絲機の採用により高級生絲の製造に先鞭をつけたことであり、これを可能ならしめたものは優良蠶品種の選出に成功し、特約養蠶組合の組織を通じて規格統一せる原料繭を大量に購入し得たからであつた。しかるに昭和十一年に産繭處理統制法が施行されて原料繭取引は全面的に監督を受けることとなり、昭和十六年には蠶絲業統制法が實施されて完全な戦時統制に入つた。

そも／＼特約取引の形態は大正末期において片倉、郡是等の大製絲により創始され、當時としては進歩的な取引法

であつたので急速な發達を見、昭和三年には全國取引高の一五・八%であつたものが昭和十五年には四五・八%を占めるに至つた。同年におけるわが社の原料繭購入高は全國上繭産額の一六・七%に當る千二百九十二萬貫でありその特約養蠶組合數千三百、組合員數三十五萬九千餘名、會社より派遣した技術指導員二千六百名の多數に及んだのであつた。かくてわが社は組合の育成に當つては養蠶指導の徹底を計ると共に養蠶資金、蠶具、肥料等の便宜を計り、或は奨励金を交附する等多大の犠牲を拂い、繭質の改善に努め、わが國蠶絲業の發展に大きな役割を果して來たのであつたが、普及發達するに従い資本の力をもつて養蠶農家を隷屬化するものであるとの思想的な批判を受けるに至り、やがて産繭處理統制法によつて取締りを受けることとなつたのである。

この間わが國産繭額は次第に減少して昭和十五年には八千萬貫臺となり、絲價も安定して合理化の効を奏して來たが、たゞ／＼國際狀勢の緊迫に伴い生絲の對米輸出は昭和十六年七月をもつて杜絶するに至り、同年十二月太平洋戰爭の勃發によつて全く様相を一變するに至つた。

わが國においてはそれより先同年三月蠶絲業統制法が施行されていたので業界の混亂を免れることは出來たが、蠶絲業の性格は外貨獲得の使命を失い、専ら國內纖維資源の最も重要なものとして十八年には軍需纖維の給源となるに至つた。

しかるに戰爭苛烈となるに従い國內の食糧需給は極度に窮迫し、桑園は次第に食糧作物に轉換されて別表に見るごとく産繭額は激減するに至つた。

かくのごとく用途の變化と極端な勞力不足を反映して養蠶は全く粗放育となり、専ら強健蠶種のみが飼育されるようになり技術指導も行われなくなつたので、飼育技術は極度に低下し、特に開繭短纖維原料繭のときは解舒の必要

なく、唯繭層さえ構成しておれば差支えないので切歩取引（繭層歩合による取引）さえ行われるに至つた。

全国桑園互別の推移

年次	耕地面積	主要食糧作物付延面積	同上耕地に對する比率%	桑園面積	耕地に對する桑園比率%
昭和十五年	六、七七〇、一〇〇 <small>町</small>	六、一七五、七七一 <small>町</small>	一〇一・五	五三三、九一九 <small>町</small>	八・八
同 一 六 年	六、〇六六、六四七	六、一四一、五九〇	一〇一・〇	四九四、四四二	八・二
同 一 七 年	六、〇三六、〇八〇	六、三〇三、五五五	一〇五・五	四三三、六四四	六・八
同 一 八 年	五、九三二、六四四	六、一五三、一五三	一〇二・二	三六四、九七〇	六・一
同 一 九 年	五、八四三、八三六	六、〇二一、七三六	一〇二・二	三〇五、六七〇	五・三
同 二 〇 年	五、三〇四、五五三	五、七六七、〇四五	一〇七・二	二四二、〇〇六	四・五
同 二 一 年	五、三二五、三三四	五、四四五、二二五	一〇二・〇	二六二、二四六	三・五
同 二 二 年	五、三六五、五五九	五、四三三、八七〇	一〇一・〇	二七二、三三六	三・三
同 二 三 年	五、二七二、九四九	五、三七一、二二七	一〇二・七	二〇八、一四三	三・四
同 二 四 年	五、二八八、〇〇〇	五、二四一、二二二	一〇二・一	二八六、七六六	三・五

（註）昭和二十三年まで農林統計、二十四年は農林統計速報、二十四年の耕地面積は推定

昭和十六年五月七日蠶絲業統制法に基き政府及び關係業者の出資によつて日本蠶絲統制株式會社が設立され、政府に代つてわが國の蠶絲類一切を獨占統制することゝなつた。即ち同法の規定に基いて一切の蠶絲類生産者及び消費者は統制會社以外の者と製品を取引賣買することを禁ぜられ、蠶種製造業者は統制會社へ蠶種を賣渡し、養蠶者は同社

より蠶種を購入してその産繭は同社へ賣渡し、製絲業者は統制會社より原料繭の賣渡し配給を受け、生産した生絲は又同社へ賣渡すことゝなつた。又その取引価格は農林大臣が蠶絲委員會（委員は農林大臣が任命した）に諮問して決定する形式が採られ、すべて統制價格が適用されたのである。

同社は創立と共に各府縣に出張所を設け、同年春繭より上述のごとき廣範な業務を行うことゝなつたのであるが、未だ準備も不充分であつたので暫定的に各府縣毎に官民合同の繭配給委員會を組織し、實務を代行せしめ、現物の取扱いはその後も引續いて從來の業者に委託して代行せしめたのである。従つて現物受渡しの混亂を防止する意味もあつて、蠶種配給は農業會に代行させ、製絲業者への原料繭賣渡し配給は繭配給委員會によつて豫め地盤割當ての方式が採られ、從來の取引關係と特約養蠶組合は極力尊重されたのであつた。この地盤割當ての方式も繭出廻り期前に全部完了し得ない場合も起り、且つ製絲業者への配給割當量も豫想であるため收納後において初めて適確な數量を知り得るものであるから、爾後において再調整の必要もあり、この準備のため統制會社は全量の一割位を調整用として買上げ保有するを常とした。この場合においてもこれが乾繭保管の業務は製絲業者、乾繭共同組合等に委託し代行せしめたのであつた。かように統制會社の業務は配給統制を主體とし、賣買差金の収益によつて經營されたのであるが前述のごとく繭、生絲等を買上げ保有し、或は必要に応じて放出する等需給調整の機能を兼ね備えて昭和二十年に解散する迄完全にその目的を果したのであつた。

繭配給の實權が統制會社に移つてからは製絲業者と養蠶組合との關係は間接的なものとなり、養蠶技術の指導も農業會の手によつて一元的に強行され、主として部落單位に構成されていた養蠶實行組合は町村農業會單位に統合された。従つて繭配給の地盤割當も町村單位をもつて行われるようになったので、從來の特約養蠶組合の觀念は次第に拂

拭されるに至り、製絲業者との連繫も統制前のとき緊密さは失われてきたのである。

かくて昭和十八年四月に至り製絲業は時局の要請に基き企業整備が強行されて業者の大本合同が行われ、遂に日本蠶絲製造株式會社の設立を見るに至つたのである。

かゝる客觀狀勢の下にあつて昭和十五年には七十餘カ所を算えていたわが社の購繭出張所、繭取扱所等の購繭組織網は次第に減少し、日本蠶絲製造株式會社へ引繼いだ時は僅か十二カ所に過ぎないのであつた。

第二節 戦後の原料繭購入状況

終戦後蠶絲業は我國經濟復興の一翼を擔つて再發足することになつたのであるが、戦時中食糧作物への轉換によつて桑園は著しく減少したので産繭額は益々激減し、昭和二十年度における全國總收繭額は二千二百五十六萬貫となり統制前の四分の一に過ぎなかつた。こゝにおいて政府は蠶絲業復興五カ年計畫を樹立し、年次別繭増産目標を明示して増産奨励に乗り出したのであつたがインフレーションと食糧事情の窮迫、並に肥料、農具等生産資材の枯渇に阻害されて繭は増産の方針に反して逆に減産の一途を辿り、昭和二十二年度には僅か千四百二十六萬貫に低減した。

蠶絲業復興五カ年計畫

年次	桑園面積	完成桑園面積	産繭額	生絲製造數量
昭和二十二年	一八三、〇〇〇 <small>町</small>	一七一、〇〇〇 <small>町</small>	二〇、五二〇 <small>千貫</small>	一五二、六一〇 <small>俵</small>
同二十三年	二〇〇、〇〇〇	一七三、〇〇〇	二三、三三五	一七三、七〇〇

同二十四年	二二〇、〇〇〇	一八三、〇〇〇	二七、四五〇	二〇四、一五〇
同二十五年	二六〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	三二、〇〇〇	二三八、〇〇〇
同二十六年	二七〇、〇〇〇	二三〇、〇〇〇	三六、八〇〇	二七三、七〇〇
同二十七年	二七〇、〇〇〇	二六〇、〇〇〇	四一、六〇〇	三〇九、四〇〇

(註) 昭和二十一年八月十四日農林省蠶絲局發表

この傾向は北九州、關西、四國方面に特に著しく、わが社の製絲所においても昭和二十三年度の設備一臺當り原料繭收納量(別表参照)を見ると前記地帯に所在する宇佐二百七十貫、小城百七十貫、高知二百八貫、江見百三十貫に過ぎないのであつた。その反面關東特に東北方面所在製絲所においては充分な原料繭の收納を見たのであつて、これが調整の必要もあり會社操業方針の變更を餘儀なくされたので、昭和二十四年度における經營合理化方策の實施に當つてはこの點を充分に勘案し、各製絲所の合理的操業度を決定指示したのであつた。

しかしながらこの最悪事態も昭和二十三年ドゥッデラインによるインフレーションの収束と、食糧及び肥料事情の好轉によつて次第に恢復に向い漸く増産の緒についた。

蠶絲業の統制後採られた上繭割當基準は生絲製造実績と、設備臺數との比率によつて算出されたのでわが社は復元に當り、事業所配置の重點を東北、關東方面においた。従つて産繭額最低の昭和二十二年度においても一臺當り平均三百二十七貫の原料繭を收納することが出来た。又昭和二十一年度よりは季節指導員を製絲業者に歸屬せしめること

設備一臺當り原料繭收納量

所名	設備一臺當り 收納原料 繭	買當り原料 副費
福岡	五三〇	四一・八七
高田	三四八	三六・七三
千厩	四六五	二九・一二
岩出山	五五七	五二・七八
仙臺	五一〇	五二・二七
白石	五二六	五七・七八
兩山	四四三	二八・二〇
郡平	五〇五	三〇・〇〇
富岡	三六九	三四・三一
石原	四三五	二七・五三
熊谷	四二八	三五・九〇
東武	三三四	三八・六五
		四六・二〇

所名	設備一臺當り 收納原料 繭	買當り原料 副費
大宮	四二二	三六・八一
八王子	三二三	五六・三五
青梅	三六六	四七・五四
龍崎	四三八	四八・六七
下諏訪	七〇九	四六・二九
松本	二五九	五一・一九
瑞浪	三三三	四四・三二
和山	二八九	四四・四五
江見	一三〇	四四・四五
松江	二七五	三八・〇〇
松島	三〇六	二七・八九
鴨島	三〇六	四三・五〇
高知	二〇八	四七・九五

所名	設備一臺當り 收納原料 繭	買當り原料 副費
宇佐	二七〇	四三・三一
鳥栖	二三四	二六・六三
小城	一七〇	三六・二三
島原	三五四	五二・二三
熊本	二九五	四六・八一
都城	二七三	四七・一四
宮之城	四一六	四二・〇〇
末吉	四六四	五一・〇六
前橋		二六・二〇
下館		五三・四四
平均	三七六	四一・八五

(註) 調査年度 昭和二十三年

原料繭の取引価格は昭和十六年統制實施後は繭生産費を基準とする統制會社の買入れ、賣渡し掛目が決定され、二十一年よりは政府により米價との均衡を勘案した公定掛目が決定され、繭検定の成績に應じて取引された。繭検定の方法も戦時中は簡略に行われていたが昭和二十二年秋より再び輸出向生絲用の検定期則が復活され、解舒格、絲質格の格付が行われ、取引絲量によつて繭價格を決定することゝなつた。

統制中の繭掛目の變遷

適用期間	標準掛目	適用期間	標準掛目
自昭和六年五月三〇日	六〇 ^掛	自昭和二年八月五日	二、六〇〇 ^掛
至同七年六月一日	六〇	至同三年八月六日	繭價格、六〇〇
自同八年五月三十一日	七五	至同四年二月二日	ブール四、六〇〇
自同九年五月三十一日	九〇	至同四年五月二六日	五、六〇〇
自同〇年六月一日	二〇〇		
自同一年四月一日	二〇〇		
自同二年三月六日	二〇〇		
自同三年三月六日	二〇〇		
自同四年三月六日	二〇〇		
自同五年三月六日	二〇〇		
自同六年三月六日	二〇〇		
自同七年三月六日	二〇〇		
自同八年三月六日	二〇〇		
自同九年三月六日	二〇〇		
自同十年三月六日	二〇〇		
自同十一年三月六日	二〇〇		
自同十二年三月六日	二〇〇		
自同十三年三月六日	二〇〇		
自同十四年三月六日	二〇〇		
自同十五年三月六日	二〇〇		
自同十六年三月六日	二〇〇		
自同十七年三月六日	二〇〇		
自同十八年三月六日	二〇〇		
自同十九年三月六日	二〇〇		
自同二十年三月六日	二〇〇		
自同二十一年三月六日	二〇〇		
自同二十二年三月六日	二〇〇		
自同二十三年三月六日	二〇〇		
自同二十四年三月六日	二〇〇		
自同二十五年三月六日	二〇〇		
自同二十六年三月六日	二〇〇		
自同二十七年三月六日	二〇〇		
自同二十八年三月六日	二〇〇		
自同二十九年三月六日	二〇〇		
自同三十年三月六日	二〇〇		
自同三十一年三月六日	二〇〇		
自同三十二年三月六日	二〇〇		
自同三十三年三月六日	二〇〇		
自同三十四年三月六日	二〇〇		
自同三十五年三月六日	二〇〇		
自同三十六年三月六日	二〇〇		
自同三十七年三月六日	二〇〇		
自同三十八年三月六日	二〇〇		
自同三十九年三月六日	二〇〇		
自同四十年三月六日	二〇〇		
自同四十一年三月六日	二〇〇		
自同四十二年三月六日	二〇〇		
自同四十三年三月六日	二〇〇		
自同四十四年三月六日	二〇〇		
自同四十五年三月六日	二〇〇		
自同四十六年三月六日	二〇〇		
自同四十七年三月六日	二〇〇		
自同四十八年三月六日	二〇〇		
自同四十九年三月六日	二〇〇		
自同五十年三月六日	二〇〇		
自同五十一年三月六日	二〇〇		
自同五十二年三月六日	二〇〇		
自同五十三年三月六日	二〇〇		
自同五十四年三月六日	二〇〇		
自同五十五年三月六日	二〇〇		
自同五十六年三月六日	二〇〇		
自同五十七年三月六日	二〇〇		
自同五十八年三月六日	二〇〇		
自同五十九年三月六日	二〇〇		
自同六十年三月六日	二〇〇		
自同六十年七月一日	二〇〇		

更に昭和二十四年春繭よりは價格統制が撤廢されたので自由取引となり、統制前のごとく養蠶者と製絲業者との間に掛目協定が行われるようになったが、戦後には獨占禁止法、事業者團體法等の制約があるので製絲業者が共同してこれに當ることは許されなかつた。なお原料繭の産額と製絲設備は甚しく不均衡な状態にあつたので、掛目協定は著しく困難を豫想され、技術的にも面倒な問題となつた。結局同年には各府縣當局を仲介とし、製絲業者と養蠶團體の三者によつて繭掛目研究會を設け、市場の生絲相場と生絲加工販賣費とを基準とした標準掛目を算出し、各業者別に自肅した態度を採ることになつた。

しかしながら同年秋に至り絲價の高騰と、地方座繰業者の買廻り等が起り、續いて十月ポンドの切下げが行われたため圓レート切下げの思惑も手傳つて、晩秋蠶期には遂に一萬二千掛と言ふ採算外れの取引も行われるに至つた。一部業者のこのような無謀な競争は製絲業の經營を困難ならしめ、徒らに業界を混亂、疲弊に迫込むのみであつた。これにおいてわが社は協同組合組織を通じて適正妥當な掛目により取引の圓滑を計るべく、縣養蠶販賣農業協同組合連合會（縣養連）又は縣販賣農業協同組合連合會（縣販連）と繭取引の團體協約を締結し、更にその下部組織の市町村養連、農販連と繭買契約を締結し、所謂三者契約によつて秩序ある合理的産繭處理方式を確立すべく努力した。わが社の昭和二十四年度における取引養蠶戸數は十七萬九千三百四十戸、その地域は二十七府縣千五百四十九カ町村の廣範圍に跨り、第一線の技術指導陣容は地方擔任百四十三名、技術指導員八百三名を配し、買入數量三百三萬貫餘であつて全國産繭額の二〇・〇％に相當し、その支拂代金は二十七億四千六百餘萬圓の巨額に達した。その他わが社の原料關係諸統計は別表の通りである。

原料關係係出張所（昭和二十五年十月一日現在）

事業所名	印荷	所屬	所在地
下館出張所	前	本社直轄	茨城縣眞壁郡下館町南町
前橋出張所	前	同	前橋市天川原
宮古乾繭所	同	福岡製絲所	宮古市大字宮古
岩泉出張所	同	同	岩手縣下閉郡岩泉町
輕米出張所	同	同	岩手縣丸戸郡輕米町

事業所名	印荷	所屬	所在地
志津川乾繭所	同	岩山製絲所	宮城縣志津川町
湧谷出張所	同	同	宮城縣遠田郡湧谷町新町裏
原ノ町出張所	同	平製絲所	福島縣相馬郡原ノ町南新田南東
三春乾繭所	同	郡山製絲所	原 福島縣三春町

事業所名	印荷	所屬	所在地
山形出張所	同	兩羽製絲所	山形市東原町
寒河江出張所	同	同	山形縣西村山郡寒河江町
寄居出張所	同	青海製絲所	埼玉縣寄居町
川越乾繭所	同	大宮製絲所	川越市大字松郷字六軒
白岡出張所	同	同	埼玉縣埼玉郡篠津村白岡神岡
高崎出張所	同	富岡製絲所	高崎市本町
伊勢崎出張所	同	同	伊勢崎市榮町
澁川出張所	同	同	群馬縣澁川町
久保澤出張所	同	八玉子製絲所	神奈川縣津久井郡川尻村
厚木出張所	同	同	神奈川縣愛甲郡厚木町
龜山出張所	同	葦崎製絲所	山梨縣龜山町

事業所名	印荷	所屬	所在地
篠井出張所	同	松本製絲所	長野縣辰野郡篠ノ井町
新潟出張所	同	下諏訪製絲所	新潟縣三島郡來迎寺村
松代乾繭所	同	同	新潟縣東頸城郡松代村
大垣出張所	同	瑞浪製絲所	大垣市
中村乾繭所	同	高知製絲所	高知縣多郡中村町
大柄出張所	同	同	高知縣香美郡横山村
玉名乾繭所	同	熊本製絲所	熊本縣玉名郡玉名町繁根北
山鹿乾繭所	同	同	熊本縣鹿本郡山鹿町山鹿前田
人吉乾繭所	同	同	人吉市
川内乾繭所	同	末吉製絲所	川内市御陵下町
加世田乾繭所	同	同	鹿兒島縣川邊郡加世田町

わが社原料繭の消費狀況の推移

年次	わが社	全 國	全國に對するわが社の割合%	繭 代 金	單當り價 (實當り圓)	掛 目
昭和十五年	三、三六、二六九	七、七〇、四〇〇	一六・七	一三六、三五五、六六九	一〇・〇	一七・一
同十六年	九、九七、〇七三	六、七六、七三三	一六・三	八九、五五三、七七一	九・〇	一七・七
同十七年	七、九六、六六三	四、二九、六三三	一八・六	七三、二五、六六三	九・三	一七・七
同十八年	五、五八、八七〇	四、〇六、六三三	一三・二	五七、五五五、三六〇	一〇・五	一七・〇
同十九年	—	三、〇〇、〇〇〇	—	—	—	—
同二十年	—	一、九七、七三三	—	—	—	—
同二十一年	—	一、九七、七三三	—	—	—	—
同二十二年	—	一、九七、七三三	—	—	—	—

同二三年	二六〇、八九	一四、九三九、五三三	二七、四	八五七、〇〇	六、〇〇一、〇〇
同二四年	二九七、三六六	一五、一四三、〇五八	一九、五	九二九、〇〇	六、三三七、〇〇

(註) わが社の分は純消費量、全国は生産高
戦後のわが社收納原料繭の量的、質的推移

量的推移

年次	春繭		初秋繭		晩秋繭		三期計	
	收納量	指數	收納量	指數	收納量	指數	收納量	指數
昭和二二年	一、七九九、四九	100	四、五九、〇〇	100	六、一六、七三	100	二、四五五、七〇	100
同二三年	一、七〇八、七六	二四	五、五九、〇〇	一二	八、三五、八六	一三六	三、〇四、三三	二六
同二四年	一、七〇七、六七	二九	四、三、七九	九〇	八、四三、〇一	一三七	三、〇四、三三	二四
同二五年	二、〇四、八八	二四七	五、七、四九	一三	一、〇四、七三	二七六	三、六九、三六	一四

繭質推移

年次	春繭		初秋繭		晩秋繭		三期平均	
	收納量	指數	收納量	指數	收納量	指數	收納量	指數
昭和二二年	一四、一二	100	一三、〇七	100	一三、二二	100	一三、七〇	100
同二三年	一四、四九	一〇七	一三、二〇	一〇四	一三、七四	一〇六	一四、〇六	一〇六
同二四年	一四、六八	一〇六	一四、〇六	一〇五	一四、五二	一〇六	一四、五六	一〇六
同二五年	一五、一八	一〇九	一四、五四	一〇九	一五、〇九	一〇九	一五、〇九	一〇九

解舒格

年次	春繭		初秋繭		晩秋繭		三期平均	
	收納量	指數	收納量	指數	收納量	指數	收納量	指數
昭和二二年	一、七七	100	四、〇六	100	三、七九	100	二、四八	100
同二三年	一、七五	一〇九	四、〇九	一〇九	三、三五	一〇九	二、五八	一〇九
同二四年	一、七五	一〇九	三、五八	一〇六	二、六六	一〇六	二、二七	一〇六
同二五年	一、九五	一〇五	三、五三	一〇三	二、三二	一〇三	二、三一	一〇三

絲質格

年次	春繭		初秋繭		晩秋繭		三期平均	
	收納量	指數	收納量	指數	收納量	指數	收納量	指數
昭和二二年	一、〇三	100	一、六四	100	一、二一	100	一、一九	100
同二三年	〇、四五	四三	一、四五	八七	〇、八七	七四	〇、七四	七四
同二四年	〇、五六	五三	一、一九	九二	〇、九二	七四	〇、七四	七四
同二五年	一、〇九	一〇六	一、六八	一〇三	〇、七七	八八	一、〇八	一〇八

第三節 優良原料繭の獲得

桑園対策

わが社は昭和五年八王子市郊外に業界唯一の栽桑試験所を設置して桑園の改良、用桑面よりの蠶作の安定並に産繭の品質改良研究に努め、栽桑技術者の養成を行つて優良桑園の普及發達に多大の業績を擧げてきた。次に昭和十六年以降の

焼 土
燻 1、燻 燒 土

土壌の一部を適量の燻燒材料と適當なる方法とによつて燻燒加熱處理したものを施與すれば作物の増收を圖り得ることは、明治の後半において既に知られていたが餘り顧みられずすぎた。しかるに昭和十六年大平洋戦争への突入は、桑園の肥培管理を極度に不圓滑にした。わが社はこれが打開策とした燒土法について



理論的研究と圃場試験を行ったところ、桑園の肥培に顕著な効果を収め、更に各種農作物の増収にも顕著な成績を示した。よつてわが社は簡易焼土器を考案して廣く農家に奨励し、桑樹のみならず一般農作物の増収に多大の寄與をしたのであつて、當時の技術廳の委託研究まで行うに至つたものである。



撒布區 無撒布區
全芽育成による炭窒素溶液撒布

をも圖り得ることを發見した。これらのことは社内は勿論社外にも廣く普及し、更に電害等の善後處理等にも應用されるに至つた。

3、振興桑園及び桑林設置

戦時、戦後を通じて桑園の減反は甚しく、このまゝ推移すれば繭の減産は元より、蠶絲復興に一大障害を來す状態となつたので、わが社は率先振興桑園並に桑林設置を提唱し、昭和二十三年一月十五日わが社の原料専門委員會にお

2、全芽育成の發芽劑としての石灰窒素溶液の利用

立通し全芽育成は、その葉質において他の全芽育成に優つてゐるに拘らず、發芽歩合が劣りその生産に支障をきたす状態にあつたので、昭和十四年根部に種々なる刺戟劑及び即効性窒素質肥料を施して試験を行ったところ、石灰窒素が極めて良好な發芽歩合を示した。この新事實につき、更に研究を重ね、全芽育成に使用する場合に石灰窒素5%溶液が最も適當なことを發見し、畫期的な成功を収めた。更に昭和二十三、四年には石灰窒素上澄液で植物ホルモンを五十萬倍に稀釋して使用する時は、發芽歩合のみならず發育の促進



振興桑園



桑林二年目（昭和24年4月植付）

いてこれが設置を決議し、具體案を作成した。振興桑園は養蠶振興會、並に養蠶農業協同組合發足の記念事業とするもので、宅地、路傍、川岸、畦畔等を利用する並木又は喬木仕立である。所要桑苗は無償配布養蠶戸數十五萬六千戸を對照として、百五十六萬本、經費三百十二萬圓をもつて十年後には約百萬圓の收藪量を目標とした。桑林は比較的人家に近く交通便利な山林に植え付け無肥培とするもので、第一次計畫において栽植桑林反別二

十町歩、桑苗六萬本、經費十二萬圓を以て十年後には約千五百貫の收藪量を目標にした。現在第二二年目に入りその將來に期待されるものが大きい。
4、土壤と桑葉收量との關係

桑樹の發育並に葉質、引いては繭質と地質との關係について試験を開始したのは昭和十年であつた。爾來大々的な試験研究を續けて土壤と桑樹發育との關係を明かにし、適切な肥培管理の指標を確立したのである。

栽桑試験所は戦時中一時閉鎖の止むなきに至つたが、戦後再開し、昭和二十四年一月には蠶業課を設けて栽桑養蠶に關する一連の研究を行う一方、技術者の養成を行い、蠶桑時報を刊行して桑園對策に、優良原料繭の獲得に重要な

指導機關として業界の注視を浴びている。

次に蠶桑技術者の講習状況の一覽を掲げる。

蠶桑技術者の講習

講習種別	修了年月日	修了者	講習場所
第六回 桑實講習	昭和一九一六年六月二七	八	栽桑試験所
第五回 桑實講習	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	五五五五五五五五五五	蠶業研究所八王子支所
第四回 桑實講習	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	四四四四四四四四四四	蠶業試験所
第三回 桑實講習	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	三三三三三三三三三三	蠶業試験所
第二回 桑實講習	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	二二二二二二二二二二	蠶業試験所
第一回 桑實講習	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	一一一一一一一一一一	蠶業試験所

原料繭の増産並に技術対策

養蠶、製絲兩者の緊密な協力により養蠶經營の改善を圖り、繭生産費の低減に重點を置く技術指導は農家經濟の合理化に寄與すること大なるものがある。よつてわが社は、(一)、蠶作安定を根本條件とした優良蠶品種の配布、(二)、蠶作の安定と勞力、經費の節減を圖るための稚蠶共同飼育、又は受託飼育、(三)、生産費低減のための壯蠶期簡易飼育(平飼、條桑育)、(四)、上簇法の改良による繭質向上策、等の普及徹底によつて養蠶、製絲兩者の共存共榮を念願として常に唇齒補車の關係で蠶絲業の發展のために絶えざる努力を傾注してきたのである。

第七章 製絲技術の變遷

優良な製品を安價に大量生産することは事業家の最大の眼目である。需要者の要望に即應ずる生絲を、しかも安價に生産することは市場が國際性をもち、且つ又化學纖維の發達に常に重壓を感じている製絲業にとつて、特に重要な課題であることは云うまでもない。製絲技術の推移もこの觀點に立つてゐることは勿論である。然るに戦後においては原料繭の品質、製絲技術共に極度に低下し、戦後の輸出生絲は品質甚だ劣悪となり、海外の信用は地に落ち、これが改善の要望は熾烈を極めるに至つた。わが社においては昭和二十一年春より製絲設備及び技術の復元に全力を擧げ、完了と共に二十二年春、海外の要望に應えて十四中高級生絲の製造を開始した。

當時は復元直後で原料繭の品質、製絲技術共に未だ不充分なため、この繰絲方針は無謀に近い計畫であり、これが成否は會社の運命にも關する重大問題であつた。従つて一度方針決定するや本社の工務部は勿論、會社の全機能を擧げてあらゆる犠牲を拂い、これが目的達成に邁進し、豫期以上の成功を収めたのであつた。

即ち同年には各種の悪條件を犯して生産計畫の約七〇%を十四中に振り向け、平均格合三A・二、合格率八〇% (戦前十四中スペシャル格の合格率は六〇%を最高とした) を越える異例の成功を収め、内外に片倉工務技術の名を謳われたのであつた。(第一一四頁附表参照)

わが社の製絲研究機關は戦時中の業務轉換によつて一時中絶したが、昭和二十一年十一月一日纖維研究所として復活し、原料繭から生絲、更に絹織物への一貫研究を行うべく體制を整備して、今日迄各分野に亘り幾多の業績を擧げ

てきた。再建後今日迄に獲得した特許権六件、實用新案権五件、出願中のもの特許四十三件、實用新案六十三件の多数に上りその業績の一端を窺うに足るものであつて、その存在は業界の齊しく注目するところである。

第一節 生 繭 處 理

昭和五年大和式八段型繭乾燥機が考案されて以來廣く普及されてきたが、戦後高周波と薬品の應用により低温乾燥を行い、低温煮繭によつて繭質を保全する處理工程が新たに研究された。

高周波殺蛹 戦時中電波兵器として發達した高周波が蠶絲研究に應用され、わが社においても昭和二十二年纖維研究所において研究を行い、又前川通信工業株式會社においてもわが社東武製絲所と協同研究を行つたが何れもその機械設備費に多額を要し、且つ高度の技術を要するにも拘わらず豫期の効果を擧げ得なかつた。

青酸瓦斯殺蛹 青酸瓦斯殺蛹は高周波に比し設備費が少く、發熱が伴わず、殺蛹殺蟲効果が確實であり、且つ低温乾燥、集中乾燥を行い得るので繭質を保全する點において優れていることが立證された。わが社においては昭和二十四年の春繭と晩秋繭につき石原製絲所にて工業化の中間試験を行つた結果、危険性もなく且つ繰絲成績においても優秀な結果を収めたので、昭和二十五年春繭には十二製絲所で十四萬三千五百貫を實驗に供し所期の目的を達した。

第二節 煮 繭 及 び 繰 絲

煮 繭

排酸式煮繭 従來の煮繭は熱湯處理による方法を採用してきたが、本法では煮繭湯を酸性にし解舒を悪化する不利を免れなかつた。この缺陷を除去するため第一煮熟部と第二煮熟部との中間に排酸部を設けた排酸式煮繭法が考案されたのである。

わが社は全面的に本法を採用し昭和十六年より十七年三月迄に全製絲所に煮繭機改造を完了した。

蒸氣煮繭 本煮繭法は熱湯煮繭及び排酸式煮繭法を更に前進したものであつて、従來の第一煮熟部の代りに蒸氣室を設けて繭解舒を助け、セリシンの流亡を防ぎ、色斑の變化を最少に止め、内層落緒を減少せしめる等幾多の利點を持つ方法であつて、合理的煮繭法と言ひ得るものである。わが社は戦後製絲業への復元と共に本研究に着手し、これが實施のため昭和二十二年十一月より、二十三年四月迄に全工場の煮繭機改造を實施したのである。

超音波煮繭 無落緒繰絲は製絲能率を増大し、繰歩の増收を得るものであつて、古くより製絲技術研究上最終目標とされているのである。この問題解決の前提をなすものは煮繭の適否であつて、繭層繰絲の分離を容易にするため、煮繭湯中に超音波を發振して解舒を助ける方法が考えられたのである。わが社においては昭和二十二年十一月纖維研究所で研究を行つたが、超音波發振裝置の問題で行き詰り採用には至らなかつた。

温度並に壓力自動調節裝置 煮繭中における各部の温度、壓力を自動的に調節する裝置として昭和二十四年田中計器製作所と纖維研究所との共同研究により完成され、現在全工場に設備し煮繭工程の完璧を期している。

繰 絲

短纖維製造

支那事變の進展と共に羊毛、棉花の輸入が杜絶するに至り、その代用品として繭短纖維の研究が進められた。代用

化の方法として最初に考えられたのが生絲を三吋位に切断してスフと混紡することであつた。しかるにこれは生絲製造と紡絲の二工程となり不經濟なので次に考えられたのが開繭短纖維であり、續いて繰繭短纖維であつた。わが社においては昭和十五年當時の試験所で一號型繰繭機、次で二號型繰繭機を完成した。前者は索緒と繰繭を分業とし、繭のまま分織處理を行うものであり、後者は索緒と繰繭が兼業であつて繭を一吋乃至三吋に切断し分織處理を行うものである。戦時態勢の進行すると共にこの短纖維の需要は次第に増大し、終戦直前における製造割合は長纖維五〇%、開繭短纖維一〇%、繰繭短纖維四〇%であつた。

二 交替制連帶繰絲

製絲業の近代化は製絲機械の革命的な進歩を強く要請するに至つた。この目的達成には自動繰絲機の完成を絶體的條件とし、製絲經營の合理化も亦これなくしては完壁を期し得ないのであり、二交替制連帶繰絲法は合理化への一段階として發明された製絲法なのである。その特徴は使用原料繭に對する最も合理的な巻取速度（低回轉）を與へて索緒は分業化し、接緒工の受持條數は一人當り數十條以上として數人を一組とし、二十臺四百條位を共同責任で受持つ繰絲形式である。従つて工員一人當りの繰絲機使用臺數は著しく増加するので必然的に二交替作業によつて設備の効率を高めねばならないのである。

この新しい繰絲形式と管理形式は、わが社平製絲所において所長中村芳平、工務課長五十嵐泰、他所員一同の協力の下に昭和二十三年末頃より實驗を始め翌二十四年八月成功を収め實施に移されたのである。同年十二月全國所長會議の席上社長より關係者に金一封と表彰狀が授與され、わが社全製絲所に採用することに決定したのである。その後労働組合との交渉に時を要したが二十五年二月より全製絲所に實施をみた。

本法は従來の繰絲形式に比較して、(一)繰絲人員を三割餘減員し得る、(二)繰絲工一人當り線目を七割餘増加し得る、(三)絲歩を約二%増加し得る、(四)機械の消耗度を減少し得る、等の利點があつて一俵當りの經費を三割餘軽減し得たのである。

この新方式は製絲技術變遷史上特記すべきことであつて技術革命と言つても敢えて過言ではない。わが社の連帶繰絲法の研究發表とこれが完全實施は業界に非常な反響を呼び現在他社においても相次いで採用し、全國に普及するに至つたのである。

太絲繰絲

昭和二十三年頃より生絲の需要は四十二中、六十三中等の太物に移行する傾向が見えたので、わが社は二十四年頭初より太絲繰絲に關する研究を開始し、同年二月十五日R・F式合緒装置を考案し、次でこれが改良を行い同年六月熊谷製絲所に全釜装置をし、次いで富岡、東武、岩出山、福岡の各製絲所に設置した。その數は現在千二百八十六臺分にして、わが社免許臺數の一五・六%に當つている。この装置によつて生産された太絲は分織の恐れなく、且つ品質も良好なので海外に好評を博している。

加撚生絲 (ボットシルク)

わが社の加撚生絲の研究は昭和十六年舊研究所において始められ、戦時中一時中断していたが戦後再び研究を開始した。ボットシルクは完全生絲とも云われるものであつて、繰絲中に合絲、撚絲を行い直ちに製織に供せられる新規な生絲の製造を目的としたものである。しかしながら需要面で難點があり、實用化に至らず現在に及んでゐる。

製絲藥劑

製絲能率を増大し、品質の向上を圖るために、煮繭、繰絲及び再繰工程において纖維藥劑を使用することは古くから研究利用されてきたが、わが社纖維研究所においても昭和二十二年以來これが研究に努力してきた。同年九月八日解舒劑「エス・エー(S・A)」同年十一月三日再繰切斷防止劑「ケイ・ビー(K・B)」更に二十四年七月膠着物除去劑「セリゾール」の製造に成功した。なお二十四年四月五日ソーキング劑の研究を完成した。

第三節 製絲機械

K・M式繰絲機

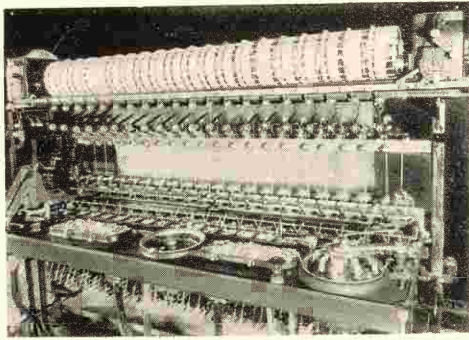
終戦後わが社は製絲設備の復元に當り從來の御法川式に各種の改良を加え、二十條、三十條の二種とし、索緒機を附設する等改良型の製作に没頭した。當時製作資材の不充分と復元への時間的制約のため、頭初の構想には及ばなかつたが、昭和二十一年三月には優秀なK・M式繰絲機の設計を完成し、直ちにその大量製作に着手したがその進行は急を要するものがあつたので、同年七月設備改良委員會を設けて専念せしめることとした。これによるK・M式繰絲機の設置臺數は社内二十條繰絲機二千二百五十二臺、三十條繰絲機二百五十四臺計二千五百六臺であり、社外において二十條繰絲機一千七百六十六臺であつた。なお自動索緒機は昭和十七年大橋式と三共式が一部に設置されていたが、性能不十分なので戦後新たに優秀な索緒器を考案設計し自給することとした。現在わが社における設備數は七千五百八十六臺であつて製絲設備免許臺數の九二%に當つている。

自動繰絲機

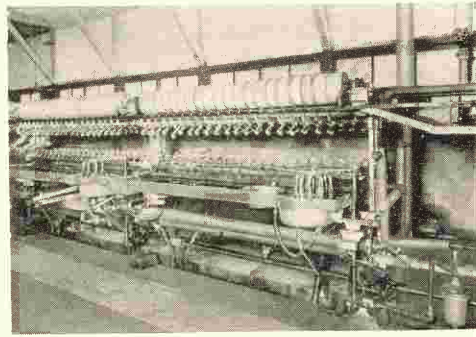
わが社における自動繰絲機の研究は、昭和四年松本製絲所において當時の常務取締役今井眞平等によつて始められ昭和八年十月㊦式十條自動繰絲機が完成し、直ちに八十四臺を同所に設置したのを嚆矢とする。續いて研究所に二十臺、川岸製絲所に七十二臺、十年には松本製絲所源地分工場に二百二十四臺が設置されたが、當時生絲の需要は細物が主であつたため太絲向きの同機はその後進展をみなかつた。續いて岐阜田中製絲所において池松式、研究所において鈴木式、石川式等が研究されたが完成を見なかつた。更に昭和十五年一月二十二日わが社は大阪市辻村研究所と提携してデニラー式自動繰絲機の研究に着手し、昭和十六年に至り一應の完成を見たので同年四月大宮試験工場に三十條式十六臺を設置する計畫を樹て、翌十七年末組立を終り、試験運轉中のところ、翌十八年八月同所の軍需轉換によつて中止の止むなきに至つた。

昭和二十一年十一月一日纖維研究所が再建されるや、直ちに自動繰絲機の研究が再開され、自動繰絲機の心臓部とも云うべき織度感知器の研究に主力を注ぎ、伸長應力による新感知方式を考案し、性能優秀なる結果を得たので同年九月試作に着手した。この間辻村研究所とも再び協同研究を開始し、流體應用式織度感知器につき貴重な研究を重ね、續いてデニラー式感知器について慎重な基礎研究を續行し幾多の研究成果を得たのであつた。この試作設計に當つては㊦式及びデニラー式を参考とし新たな考案を加えて二十四年一月組立を完了した。更にこれに改良を加えK・1型自動繰絲機を完成し、同年六月大宮製絲所に二十臺設置して工場試験に移つたのである。一方更にK・1型の改良研究を進め、同年七月織度感知器の位置、給繭方法、小枠、繰絲釜の構造、排蛹装置等を改良した試作機を同年九月十日完成し、これをK・2型と命名した。試験の結果K・2型はK・1型に比して更に良好な成績を示したので、大宮製絲所に百二十臺設置することに決定し、同年十一月工事に着手、翌二十五年六月末組立を完了し、同時に

わが社の製絲機械と繰絲法



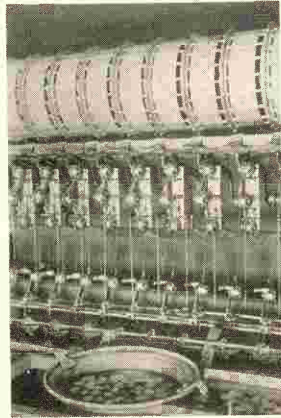
K・2型自動繰絲機



K・M式繰絲機



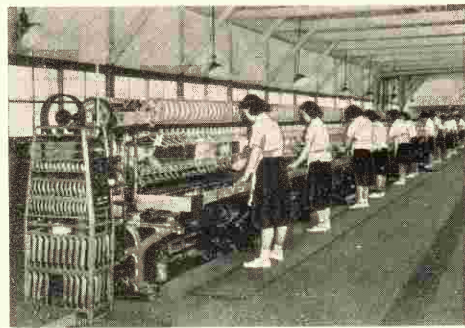
太絲繰絲用合緒装置



デニーター式纖維感知器



連帶繰絲法



従來の繰絲法



生絲のコーン巻

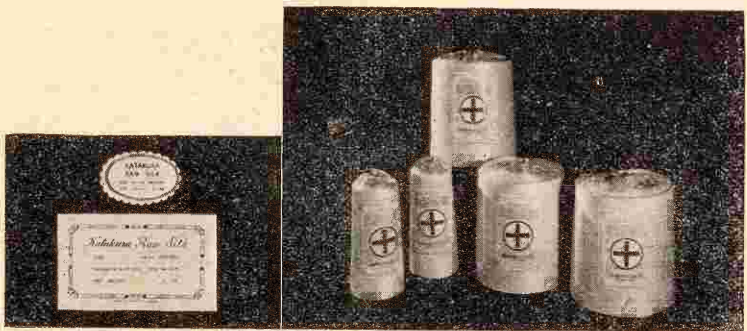
第四節 生絲整理

生絲のコーン巻

製織工程簡易化の一法として生絲のコーン巻は古くから問題になっていた。わが社においてもかつて甲府撚絲工場で試験したことがあつた。昭和二十三年六月フランスのリヨンで開催された第一回國際絹業大會でコーン巻生絲についての研究が強く要請されるに至り、わが社は二十四年四月纖維研究所においてセーラー

二十臺のK・1型もK・2型に改造して計百四十臺が運轉されるに至つたのである。かようにこの研究は昭和三年以來實に二十三年間の研究年數を費して集積され、一應自動繰絲機の工業化を完成し業界に一大波紋を投じたのである。しかしながら自動繰絲機の工業化はこゝに漸くその緒に着いたに過ぎないのであつて、研究所においては更に引續き數度の改良試作を重ね、一方辻村研究所との共同研究も二十二年以來引續き行われてこれ又独自の優秀な發明考案相次ぎ、戦後の三年間に急速な進歩を見たのであつた。以上のごとき研究の経過とその成果に鑑み、わが社は大英斷をもつて昭和二十五年春從來の自動繰絲機の構想を一擲し新たな構想をもつて進むこととなり、纖維研究所、辻村研究所兩者において完成した最優秀なる特許及び考案を綜合し、畫期的な製絲機械を完成すべく研究に着手した。かくて二十五年十二月にはこれが設計を終り、二十六年には工業化してこゝに製絲作業の完全機械化を實現し得ることとなつたのである。

二十臺のK・1型もK・2型に改造して計百四十臺が運轉されるに至つたのである。



品 製 卷

型ワインダーK・W型八錘を設置して本格的研究に着手した。更に同年七月六十錘を増設し、八月二十四日六十三中三A格二ポンド卷六百本を試験用として米國に輸出したのであるが、これはわが國製絲業史に特筆されるべきものである。

その後現在迄にわが社は六十三中1.4ポンド卷百八十本、六十三中1.2ポンド卷六百三十本、六十三中一ポンド卷六百六十本、六十三中二ポンド卷九百本、四十二中二ポンド卷六百本を米國及びスイスに輸出した。しかし現在の處コーン卷生絲は關稅問題の點が未解決なので著しい進展をみていないが、これは生絲整理方式に革命をもたらすものであつて、わが社は引き続き重要研究課題として鋭意完成に努力している。

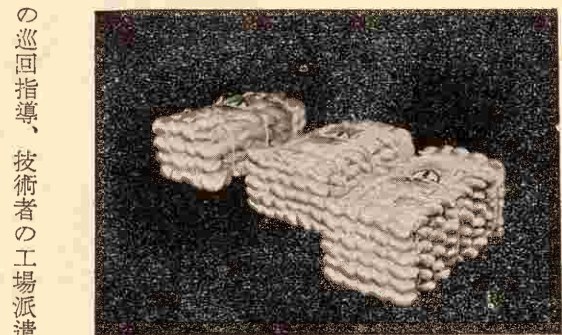
改良絲捻り及び括造り

生絲に無理を與えず、絲質を損傷せず、再繰切斷を減少し、更に消費者の使用を簡便ならしめる目的をもつて改良絲捻りが研究された。本法は従來の方法に比し、約四割の能率増進を圖り得るもので、わが社においては昭和二十五年七月以來五製絲所で實施している。

次に仕判整理を容易にし荷傷みを防止する目的で研究された改良括造りは、従來の六列五段を五列六段に改め二割の能率増進を圖り得るもので、現在五製絲所で實施している。因に括造りの所要時間は従來法百六十二秒、改良括造り百三十

五秒である。

第五節 技術者の養成



の巡回指導、技術者の工場派遣等によつて技術の向上に萬全の対策を講じてきたのである。
次に昭和十六年以降の講習状況を掲げる。

改良括 戦時中製絲技術の空白時代を生じて生絲の品位を著しく劣悪化し、その労働生産性を著しく低下せしめた。従つて終戦後焦眉の問題は設備の復舊と、技術水準の回復であつた。わが社は蠶絲業會の主催した製絲技術改善研究會に對して積極的に協力し、わが國製絲技術の改善向上に努力する一方、社内においては製絲業への再轉換開始と同時に富岡製絲所で教婦養成講習を開始し、第三回よりは織維研究所にその業務を移管して現在迄既に八回開講し、第一線の製絲教婦三百五十名を養成したのである。又乾燥係、工務係、試験係、揚返係、機械係等各職種について講習を行い技術陣の充實に努めてきた。なお復元當時においては模範業手の巡回指導、技術者の工場派遣等によつて技術の向上に萬全の対策を講じてきたのである。

製絲技術者の講習

講習の種類	修了年月日	修了者	講習場所
線試	昭和一七、一〇、二九	不詳	大宮試験工場
教婦養成	同 一八、三、二八	同	同
第一回場返教婦養成	同 二一、九、三〇	同	同
第二回場返教婦養成	同 二二、一一、二一	同	同
第三回場返教婦養成	同 二二、三、一五	同	同
乾燥係	同 二二、四、三〇	同	同
揚返係	同 二二、五、一五	同	同
機械係	同 二二、七、二五	同	同
工務係	同 二二、四、二四	同	同
指導係	同 二二、四、二四	同	同
第三回場返教婦養成	同 二二、八、四	同	同
第四回場返教婦養成	同 二二、九、九	同	同
第五回場返教婦養成	同 二二、二、二四	同	同
第六回場返教婦養成	同 二二、三、二六	同	同
第七回場返教婦養成	同 二二、五、三一	同	同
製品質管	同 二二、一、二八	同	同
機械係	同 二二、一、二八	同	同
織維研究所	同 二二、一、二八	同	同

次に歩留、製絲能率、品位の推移を掲げる。

生絲量歩合の推移

年次	生絲量歩合
昭和十五年	一四・四七五
同 十六年	一四・三七
同 十七年	一四・五〇
同 十八年	一四・七五
同 十九年	一四・七五
同 二十年	一三・四六
同 二十一年	一三・二七
同 二十二年	一四・七七
同 二十三年	一四・七七
同 二十四年	一四・六七

わが社生産能率の推移

年次	運轉一臺當り年間生産俵數	繰絲工一時間當り生絲量
昭和十五年	五・五五俵	二七・〇匁
同 十六年	五・三九	二八・六
同 十七年	六・二七	三一・三
同 十八年	不明	三三・一
同 十九年	一	一
同 二十年	一	一
同 二十一年	三・四四	一六・八
同 二十二年	二・五四	一八・七
同 二十三年	三・五一	三〇・四
同 二十四年	三・九三	三〇・〇

わが社生産生絲の織度及び格合の推移

年次	項目	織度別生産割合				織度別格合			
		十四中	二十一中	その他	計	十四中	二十一中	その他	計
昭和十五年		八二・一%	一七・九%	〇%	一〇〇%	A ₇	A ₁	〇	A ₆
同 十六年		四八・二	五一・八	〇	一〇〇%	A ₇	B ₂	〇	B ₃
同 十七年		不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
同 十八年		同	同	同	同	同	同	同	同

わが社一俵當り經費の推移

年次	一俵當り經費	一日平均運轉臺數
昭和十五年	四〇五・八四	一七・二〇八
同 十六年	四三一・七七	一四・三七三
同 十七年	四〇七・六一	一〇・四六三
同 十八年	一、二〇〇・八六	八・六九八
同 十九年	一	一
同 二十年	一	一
同 二十一年	五二・四	〇
同 二十二年	六七・三	〇
同 二十三年	三四・四	一〇・九
同 二十四年	一八・三	一三・四

3A₂ 3A₂ 3A₂ 2A₁ | |

B₇ 2A₂ A₉ A₆ | |

2A₂ 4A₃ 4A₆ 〇 | |

A₂ 2A₇ 2A₉ 2A₀ | |

年次	一俵當り經費	一日平均運轉臺數
昭和十五年	四〇五・八四	一七・二〇八
同 十六年	四三一・七七	一四・三七三
同 十七年	四〇七・六一	一〇・四六三
同 十八年	一、二〇〇・八六	八・六九八
同 十九年	一	一
同 二十年	一	一
同 二十一年	二七、〇九四・〇〇	七、五七一
同 二十二年	五三、二七九・〇〇	七、七七二
同 二十三年	五七、四九一・〇〇	七、三二二
同 二十四年	五七、四九一・〇〇	七、三二二

第八章 生絲の販賣

第一節 生絲

輸出

(イ) 戦時中

生絲の外需は昭和の初年人絹の進出と世界經濟恐慌以來減退の一途を辿らざるを得なかつたが、わが社の高級生絲はよく海外織業家の要望に應え、特にミノリカワ・ロー・シルクは他の追隨を許さぬものとして名聲を博した。

従つてわが社の輸出はひとり上昇の一路を辿り、昭和十四年にはわが國生絲輸出高の一九・八%を占める六萬六千三百三十六俵に達したのであつた。

昭和十四年七月二十七日、米國國務省の日米通商航海條約の廢棄通告は、米國を第一の顧客とする生絲の輸出に甚大な影響を與え、十六年度のわが國生絲輸出高は生産高の二一・八%に當る十四萬二千七百五十一俵に激減した。

昭和十六年七月二十六日には米國政府の在外資産凍結令施行によつて在米生絲は凍結され、對米輸出は完全に杜絶した。

よつてわが社の紐育出張所はその資産を米國政府の管理下に置かれたので同所においては財産整理を始めたが、その途中引揚船龍田丸の派遣があつたので社員矢野榮輝、中島嵐比古、馬場武、小林昌一、小口健二は十一月一日桑港

出帆にて歸國した。資産の整理は十一月末をもつて大半完了したが、十二月八日太平洋戰爭の勃發により、所長花岡眞澄、社員碓水專三は抑留され、殘存財産整理は辯護士ジョージ・山岡氏に依頼するに至つた。一方華中蠶絲株式會社及び支那人業者の製造生絲を買い入れ紐育出張所に送附輸出していた上海出張所は、戰爭勃發と共に對米輸出を停止し凍結手形の處理に入つた。この手形處理には約一カ年を要したが爾後は單なる駐在となり十九年二月上海出張所は正式に閉鎖となつた。しかるに駐在所長朝岡莊三、社員岡田壽太郎は歸國不可能となり關係會社の事務に加わつた。

わが國においては對米輸出の杜絶に先立ち十五年三月十二日蠶絲業統制法が公布され、同年五月七日日本蠶絲統制株式會社が設立されて蠶絲業は完全な統制下に置かれ、蠶絲の買入れ及び賣渡しは同社の獨占するところとなつた。當時横濱、神戸には生絲輸出業者の團體としては蠶絲業組合法による生絲輸出業者組合があり自治統制を行つていたが十七年三月二十六日横濱、神戸の生絲輸出商により日本生絲輸出組合が設立され、取引額十萬圓以上の二十四社が組合員となつた。しかるに同年五月十五日貿易統制令施行と共に貿易統制會管下に編入され、同時に農林省所管から商工省所管に移り貿易實績五十萬圓以上に限定されて組合員は二十二社となつた。従つて横濱出張所は獨乙、滿洲、北支向生絲及び撚絲の輸出代行業務を執るに至つた。

昭和十八年六月一日日本蠶絲製造株式會社の業務開始と共にその代行業務を行つたが、續いて横濱生絲取引所の清算取引廢止により清算業務を停止し、更に生絲の需要轉換により自家検査を停止したのであつた。越えて十九年六月生絲問屋の營業權を日本蠶絲統制株式會社へ讓渡したので横濱出張所は完全に休業状態に入つたのである。

(ロ) 戦後

前項のごとき戦時統制時代を経て二十年八月十五日の終戰を迎え、同年十月十一日附連合軍司令部よりの覺書に基

いて十二月二十一日には改正蠶絲業法及び同法施行令が公布された。翌二十一年一月十八日には日本蠶絲業會の創立總會が開かれ、二月二十六日には輸出生絲の確保に關する省令が公布されて、上繭と機械製絲生絲は蠶絲業會による一手買取制が確立された。三月十六日には政府貿易による戦後初の生絲輸出が行われ、十九日横濱埠頭より軍隊輸送船マクイン・ファルコン號で貿易噸が買上げた日本蠶絲業會所有の生絲千五百俵（十四中スペシャル三A格及び三A格）を日本生絲輸出組合が船積代行をしてシヤトルへ向けて積み出したのであつた。

わが社は戦後蠶絲業への再轉換と共に二十一年二月横濱出張所で復元製絲所の荷受け、受檢代行業務を再開し、同年六月日本蠶絲業會の發足に伴い、わが社製生絲につき同會に代り賣り渡し及び買入れの業務を開始した。

わが社は戦後の状態に鑑み生絲販賣面における業務を横濱一港のみに限ることを捨て、同年八月十五日の民間貿易の再開に先立つて、二月二日神戸市葦合區横山ビル内に神戸駐在所を設置した。同所においては最初中國、四國所在のわが社製絲所の生絲を神戸市旭シルク株式會社に出荷せしめて委託販賣をし、その連絡事務を取り扱つた。なお神戸生絲輸出協會並に神戸生絲問屋協會に加盟して、織維貿易公團の受託輸出業務をも開始した。

越えて二十二年四月一日輸出業務の複雑化と重要性に鑑み、同所は神戸出張所として開所した。開所と同時に旭シルク株式會社より業務を接收し、三井倉庫を使用して神戸港における販賣機關の確立をみたのであつた。

昭和二十二年七月一日日本生絲輸出組合は閉鎖機關となり、織維貿易公團蠶絲部がこれを代行するに及びわが社出張所又輸出代行業務を行うに至つた。同年十一月日本蠶絲業會は閉鎖機關に指定された。

これ迄の間生絲の輸出価格は白十四中D格四ドル四〇セントであつたが、二十三年一月一日以降二ドル四十五セントとし四割方引下げの旨十二月十六日司令部發表があり、値下げ實施の日より生絲輸出民間貿易も許可された。これ

によつて生絲の輸出も増大し蠶絲業の前途も明るくなつた。同年六月一杯で日本蠶絲業會の一手買取制の廢止とそれにくぐ生絲問屋制の復活をみた。問屋は輸出生絲問屋と生絲販賣業者（國用生絲問屋）の二種類とし改正蠶絲業法に基いて許可制度が採用された。輸出問屋はコミッション制で生絲の賣買取引の仲立ち又は取次ぎを業務とし、販賣業者は自己の名義と計算において營業することとなつた。この流通方式の改訂に伴い新制度に移行する迄の間蠶絲業會の業務を延長し、需給調整機關設立の要望も起つたが、八月十五日には完全に問屋制度に移行した。この制度の運営には生絲金融方式とマージンを含む生絲價格の實施が要請され、前者は日本銀行の諒解を得て八月二日より製絲業者の生絲出荷に伴う金融、座繰玉絲業者の金融、輸出生絲問屋の金融、販賣業者の金融等それぞれ實施され、後者については八月六日生絲販賣マージンを含めた新古繭プール計算の生絲新價格（十四中D格、十二萬百二十圓、他に問屋手数料二・五%加算）が物價廳、農林省から發表された。かくて生絲問屋制度は一應軌道にのつたのである。

同年八月十五日民間貿易新手續が實施され、十二月十八日には織維貿易公團に對して販賣する輸出生絲のみは五千六百掛基準の十三萬六千八百八十圓（十四中D格例外價格）に引き上げられたのであつた。これ迄の取引における日米爲替比率は商品グループにより一ドル、六十圓より四百圓臺の間において價格比率制度（P・R・S）による複數レートが實施されていたが、この幅は次第に縮窄せられて單一レートの實施へと向い、十二月二十日には日本經濟自立のための經濟九原則が發表されていよ／＼早期決定の方針が明かとなつたのであつた。

戦後の生絲輸出は最初政府間貿易で始められて米國陸軍省の貿易一手取扱機關U・S・C・C（U・S・C・C・C）（U・S・C・C・C）（U・S・C・C・C）（U・S・C・C・C）により拂い下げられ、第三回（二十一年九月八日）以降は最低指値（アップセット・プライス）付きの競賣（オークション・セール）方法が

採られた。

昭和二十三年に入りU・S・C・Cは生絲の取扱いを中止し、S・C・A・Pの紐育事務所が開設されて紐育、東京の兩地で賣り渡しを行うことになり、最低指値も二ドル四五セント、F・O・Bジャパンと引き下げられ、しかも一カ年間繼續することが聲明された。これと同時に制限つき個人取引も許可されたのであつた。二十四年度には一カ年間最低價格制（フロア・プライス）が採られ標準價格も二ドル五五セントに引き上げられた。

一方わが國においては二十四年一月末には貿易公團が資金枯渇を理由に生絲買上げ豫定數量の切り下げと買い止めを明かにし、二月十二日より内地價格十三萬六千八百八十圓、輸已向生絲は自由價格と決定したので同日、八年振りに生絲市場が再開された。四月二十五日には對米爲替一ドル對三百六十圓の單一レートが實施され、續いて五月二十七日繭及び生絲の價格統制が廢止されて蠶絲業は他産業に先がけて全くの自由産業となつた。

三百六十圓レート實施當時の製絲業者手持ちは繭及び生絲で約六萬五千俵に相當し、原價十三萬六千八百八十圓であつたが、新レートでは十二萬五千圓となり、一俵當り一萬二千圓總計七億八千萬圓の損失を招くこととなつたので、その補償問題が起り、七月九日三萬俵を限り公團が四百二十圓レートで買い上げることとなつた。

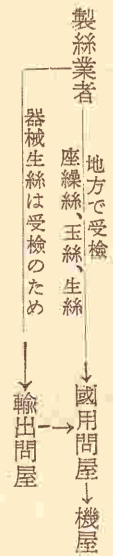
九月十八日に至り英國政府は三割のポンド切り下げを發表し、續いて關係國もこれに追隨したのでわが國においても圓切り下げ見越しにより、九月末には生絲の内地相場は十六萬六千圓に暴騰し、輸出のフロア・プライスと大なる逆鞘となつた。しかしこれも「切り下げせず」の政府聲明により軟化し、十月二十六日にはフロア・プライスも廢止されることに決定した。これに伴い生絲價格は全く自由となつた反面相場の安定を缺くこととなり、絲價安定問題は漸く内外に喧しく二十五年十月の第二回國際絹業大會においてもこれが對策を強く要望されるに至つた。

相場はその後ますます軟化して十一萬圓臺を續け、高値原料を仕入れた製絲業界は二十五年端境期迄存亡の危機に追い込まれたが、六月朝鮮動亂の勃發を契機として再び上昇に轉じ、八月には十九萬圓相場を見るに至りその後一進一退を續けている。前述のごとき客觀狀勢の中にあつてわが社は高級生絲に或は太物に常に海外需要家の要望に應えコストの低下、品質の改良に絶えざる努力を續けて來たが、更に昭和二十五年二月より約三カ月の期間をもつて販賣部長花岡眞澄を米國を初め西歐、近東各國に派遣し需要の動向を調査せしめたのであつた。

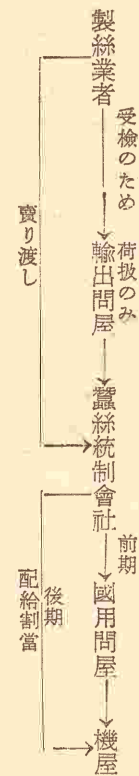
國內販賣

次に内需生絲の販賣機構を戦前、戦時、戦後について要約すれば次のごとくであつた。

(イ) 戦前



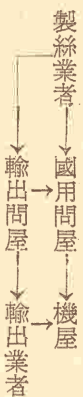
(ロ) 戦時中輸出入等臨時措置法による生絲配給統制規則による取り扱ひ。



(ハ) 戦後

製絲業者 → 蠶絲業會 → 機屋

(ニ) 現在



昭和二十三年八月一日内地販賣問屋業の認可があるや、わが社は福井、金澤、京都、丹後、濱松に代行店を設置し、出張所在荷の一部を機業地に移動し、現地販賣を行うと共に大手筋には直賣も行い、内地販賣にも意を注ぐに至つたのである。二十四年七月一日生絲、絹織物の統制解除により地方代行店販賣網を確立すべく、先ず九月六日福井市佐佳枝上町一六八番地に福井出張所を開設して内地販賣を積極化し機業家の便宜を圖つた。

生絲検査と商標

生絲の需要を増加し、顧客の要望に應える途は均質なる優良生絲の生産にあることは言うまでもなく、化學纖維に對抗するためには、積極的に品位の向上と生産コストの低下を圖らねばならない。よつて現在わが社においては出荷前、嚴重なる自家検査を行い、品位内容の揃つた優良生絲の出荷に萬全を期している。更に横濱、神戸兩出張所においては輸出検査の受検前自家検査を實施（横濱出張所は昭和二十五年八月より、神戸出張所は近日開始豫定）して完璧を期することとなつた。しかもわが社においては独自の社内格付及び社内仕切規定を設け、國の格付より遙かに限度の高い格付を行つて製品の向上を計つていたのである。

わが社の生絲商標は過去においては輸出、國用向の登録商標を制定し、直輸出には別に輸出商標を定めていたが現

在は一本建にし、九十の商標はクロス・イン・サークルとして信用を博しているのである。

第二節 撚絲及び織布

わが社は昭和十二年十月一日甲府市富士撚絲株式會社を買収して甲府撚絲工場を開設し、製品は丹後、丹波、兩毛、八王子、越後及び京濱地方に好評を博してきたが、昭和二十年七月七日戦災により焼失し事業は中絶した。

戦後わが社は湘南工場を開所するに及び昭和二十一年九月縫製業を、二十二年七月撚絲業を開始し、同年十一月商工省より布帛製品卸商の認可を受け、更に二十四年四月絹織機の運轉を開始した。一方下諏訪工場においても二十四年三月絹撚絲及び織布の業務を開始した。

撚絲製品の主なるものは各種諸撚、各種駒撚、片撚、壁撚、等であつて、販賣先は主に京都西陣方面であるが、二十五年に入り獨乙にも輸出し海外への販賣も盛んになりつゝある。

織布製品は主にフラット・クレープであるが、その外、サテン・クレープ、タフタ、ジョーゼット、羽二重を初め絹紡絲交織織物、絹人絹交織織物等他纖維との交織物迄各品種に亘り、その表示番號は昭和二十五年四月五日次のごとく決定した。

品番は四桁の數字とし、各數字は次の意味を表わす。

(1) 千位の數字は織物の品種を表わす。

1,000番 先練織物（タフタ、服地、裏地等）

11,000番 フラット・クレープ類

わが社の商標

(昭和二十五年十月一日現在)



撚 絲



生 絲



シルク號自轉車



織 物



クリサリス・ミール

第三節 副 蠶 類

- 三、〇〇〇番 サテン・クレープ類
 - 四、〇〇〇番 ジョーゼット類
 - 五、〇〇〇番 絹紡織物及び絹絹紡絲交織々物(富士絹等)
 - 六、〇〇〇番 生無撚(弱撚)織物(羽二重、プリント、ネクタイ地等)
 - 七、〇〇〇番 人絹織物並に絹人絹交織々物
 - 八、〇〇〇番 その他の織維類
 - 九、〇〇〇番 スパン・クレープ類
- (2) 百位の数字は、組織及び絲の變化を表わす。
- (3) 下二桁の数字は、交付を表わす。
- (4) 同一品種で設計の變更した時は品番の下にアルファベット順に文字を附する。

(イ) 絹絲紡績原料として供される生皮苧、振綿、慰斗絲、揚り繭、繭毛羽、屑繭等は年間約十萬貫を産出し大日本紡績株式會社、日東紡績株式會社、東洋紡績株式會社、その他の各社へ販賣している。

(ロ) わが社の副蠶絲利用は昭和九年頃より絹毛加工、皮革代用品、特殊絹製品等各種の研究が行われた。その代表的なものは試験所において完成した絹齒車、耐油性パッキング等の「シルクブロック」製品である。特に航空機油壓作動装置用絹耐油パッキングは、戦時中航空機に多量使用されるに至り昭和十七年度における陸軍航空本部よりの受註量は五十二萬四千七百九十七個の多きに達したのであつた。

(ハ) 撰除繭は約十萬貫を産出し國用生絲の製造に向けられ、玉繭、出殻繭、切繭等の屑繭は紡績原料として販賣されてきた。

(ニ) 蠶蛹の利用については昭和十七年栽桑試験所において蠶蛹蛋白の利用並に蠶蛹ビタミンの研究が開始され、翌十八年二月實を結びビタミンB₂劑「ビスマービ」の創製となり、同時に養魚、家畜飼料としての「ビタミンール」の製品化に成功し事業化のため栄養化学工場の新設をみたが、同年十月東亜栄養化学工業株式會社の創設と共に同社に移管された。

舊研究所においては戦時中蠶蛹蛋白を原料とする接着劑が研究されたが、終戦と共に中止され、纖維研究所に改稱されてから蛹油抽出粕の飼料化について研究し、昭和二十五年に入り米國において箱飼養鶏飼料の蛋白質及びビタミンの給源としての價值を認められ、「クリサリス・ミール」の名で同年八月以降五十噸を輸出した。

第四節 絹 製 品

昭和の初頭滯荷生絲處理のため絹の新規用途、絹の品質向上の研究が奨励され、わが社は試験所において再生絹絲、絹毛加工、絹纖維の特殊加工等の化学的研究を行い、絹ロープ、絹靴下、絹齒車その他絹塑造物等の製造販賣を行うに至つた。特に捕鯨用の絹ロープ製造のためには十八年十二月海老名工場を新設し、その優秀な製品はわが國捕鯨界に多大の寄與をしたのであつた。

なお今後絹の需要を増大しその聲價を高めるためには絹の先天的な缺陷である黄褐變、脆化性、摩耗性、ラウジネスの發現等の改善研究が焦眉の問題であるが、現在合成樹脂處理を行つて着々と効果を擧げている。

第九章 労働組合及び福利厚生施設

第一節 労働組織の變遷

昭和十六年以降十年間の労働體制の變轉は將に特筆すべきものである。昭和十五年大日本産業報國會が結成され戦争經濟へとひたむきに労働力を驅りたて、戦争中は國家總動員法により國民皆勞の體制がとられた。勤勞動員署は専らこれが行政に當り徵用、女子挺身隊、學徒勤勞奉仕隊等様々の形において軍需産業に動員された。かように國民の意志を無視した強權による勞務行政は全く異例に屬する事態であつたが、これも昭和二十年八月十五日の敗戦と共に様相全く一變し、世は擧げて民主主義體制へと轉換した。即ち九月三十日に至り動員勞務の官製組織體であつた大日本産業報國會及び勞務報國會は解體され、自主的労働組合の結成が天下晴れて行われることになつた。次いで十二月二十一日には法律第五十一號をもつて労働組合法が公布され、翌年三月一日勅令第八八號を以て同法施行令を公布即日實施され、法により保護された新たな労働運動の枠が與えられたのであつた。

わが社においては昭和二十一年一月十六日片倉本社従業員組合の結成を初めとして引き続き各事業所に單位組合が相次いで結成された。本社の場合は會社勞務組織民主化の魁として組合結成の機運が高まり、二十年十一月頃より有志間において議を練り翌二十一年一月結成準備委員會の誕生となつたのであつた。各事業所においてもこの氣運と客觀狀勢に刺戟されて次々と結成をみるに至つたのである。この間八割以上を占める女子従業員に対しては組合運動に

對する認識と關心を高めるために適切な指導が行われたことは勿論である。

各單位組合の成立に引き続き同年八月六日關東地區連合會の結成となり、續いて東北、中部、關西、九州各地區連合會の結成となつた。この地區連合會の結成は更に片倉従業員組合總連合會（片倉總連）結成への推進となり、同年九月二十日大宮工場における片倉總連結成準備會の開催となつたのである。しかして翌二十一日労働協約基本案作成小委員會が持たれ、十月十四日には片倉従業員組合總連合會結成準備會、十五日結成大會が開催された。

十月二十八日本社に開かれた臨時大會並に中央執行委員會で昭和二十一年度豫算承認の件、労働基本協約並に經營協議會規程に關する件、連合會運營に關する件等を協議決定した。かくて翌二十九日には片倉工業株式會社取締役社長片倉兼太郎と片倉従業員組合總連合會中央執行委員長北澤秀雄との間に歴史的な労働協約が締結されたのである。

同年十二月十二、三日片倉總連は大宮製絲所において第三回中央執行委員會を開き議案の審議を行つて翌十四日日本社に開かれた第一回中央經營協議會に臨んだのである。本會議に先立つて經營協議會準備會が開かれ經營協議會規程を審議決定し、更に中央經營協議會委員勞使各十八名が任命された。かくして第一回中央經營協議會においては組合側から最低生活費支給要求の件、特別手當要求の件、就業時間に關する件（労働基準法制定までの措置）の三案が提出され、會社側から生産向上に關する件一案が提出されて審議されたのである。この中央經營協議會の設定に伴つて各事業所毎に所長を議長とし經營者側組合側、各同數の委員よりなる事業所經營協議會が毎月一回開催されることとなつた。當時労働基準法は準備中であり八月二十五日厚生省より草案が發表され、九月五日より十四日迄公聽會が開かれていた。

昭和二十二年一月十八日全國官公廳労働組合（全官公勞）擴大闘争委員會が二月一日を期して「ゼネスト突入共同

宣言」を可決し、同情スト宣言も手傳つて緊迫した空氣が世上一般に漲つた。しかるに一月三十一日連合軍司令部より中止命令が出され、二月一日日本政府においてもこれが取締通知を發したので一應労働不安は靜まつた。

かかる情勢の下において片倉従業員組合總連合會は二月の中物資愛護並に成績向上運動を展開すると共に、二月五日、六日第四回中央執行委員會を大宮製絲所に開催し、第二回中央經營協議會に臨む片倉總連の態度を決定した。

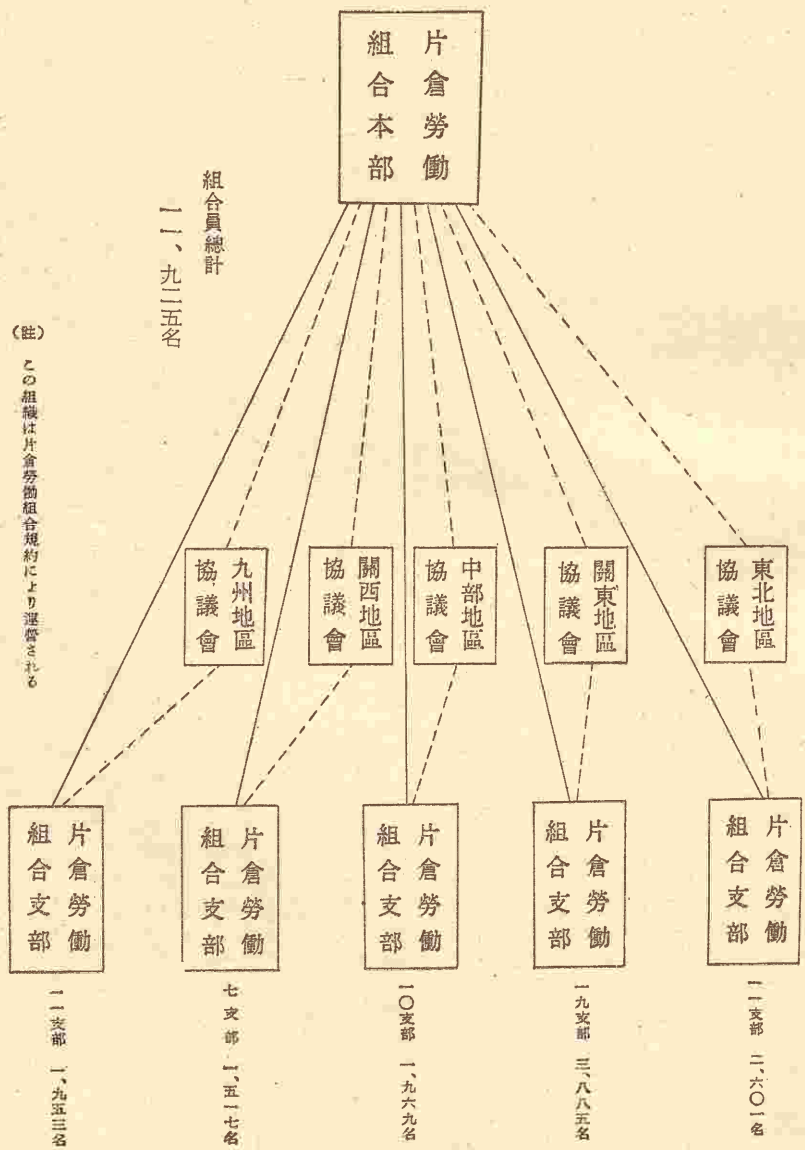
次いで二月十三日全國蠶絲労働組合連合會（全蠶勞連）の結成により蠶絲業一般の労働組織と緊密な連絡をもつに至つた。京橋の明治製菓ビルで開催された全蠶勞連の結成大會では三大基本運動方針として嚴正中立、下部組織の強化擴充、蠶絲業復興運動の三項目を決議したのである。

かくして片倉總連は誕生以來連合軍占領下にあつて變動激しき經濟と思想の波にもまれながらもよく民主的に着實な歩みを進め、會社側の理解ある態度に育まれて堅實な發展を見たが、更に昭和二十四年三月十四、五日の第五回定期大會の決議により單一組織の片倉労働組合に變更し、各事業所の單位組合を支部に改め、地區連合會を地區協議會に改組すると共に組合の決議機關としての中央委員會、執行機關としての中央執行委員會を設定して兩者を區別し、民主的な運営を圖ることとなつたのである。

次に昭和二十五年九月末現在の組織狀況と組合員數を次頁に掲げる。

第二節 労働組合の活動狀況

片倉労働組合の活動は廣く全日本の労働運動及び世界情勢の動きと関連性を持つこと勿論であり、わが社がわが國蠶絲業界において指導的立場にあると同じく、片倉労働組合も亦全蠶勞連の中軸をなしこれと密接不可分の關係にあ



るのである。次に過去の組合活動のうち特筆すべき事項について見るに蠶絲業の特質として大部分の労働者が年少の女子で占めているため、組合運動も他産業のごとく思想的背景を持つものは少く、要求も賃上げと労働条件の改善がその主なるものであつた。賃金ベースの引上げ等蠶絲業全般に亘る問題については全蠶勞連と日本製絲協會、又は數社連盟との間に討議され、細部に關してはわが社の中央經營協議會（現在の労働協議會）で協定調印の上實施に移されてきた。

全蠶勞連の活動をみると、昭和二十三年十二月二十五日の日本製絲協會に對する賃金ベース（四千八百八十五圓）改訂要求は翌二十四年四月九日より始まつた地域スト、更に全蠶勞連中央闘争委員七名のハンスト迄發展した。しかしこの要求は賃金三原則に拘束されて通らず、結局政府の斡旋による四カ月二千圓の臨時給與と云う形で妥結したのであつた。しかしこれもその後經濟九原則の強力な推進のため政府補給金支出の特別措置は講ぜられぬこととなり臨時給與は支給されなかつた。

昭和二十四年四月二十五日の單一爲替レートの設定、及び五月の蠶絲統制撤廢による經濟狀態の激變に對處するため、會社側より第九回中央經營協議會に經營合理化案が提案され、七月末日を目途として職員三百十七名、工員千六百十九名の整理を行い經營上についても各種の刷新を行うことが決定された。

昭和二十四年十二月十四日の臨時中央經營協議會には會社側より劃期的な二交替制連帶繰繰の實施案が提案され、翌年一月と二回に亘る審議の末組合側は次回中央經營協議會において給與に關する協議を行うことを條件として新操業方針採用に全面的協力をしたのであつた。

昭和二十五年八月二十六日片倉労働組合、那是製絲従業員組合、昭榮製絲労働組合、若林従業員組合の四組合をも

つて構成した共同闘争會議は四社に對して次に掲げるとき初給賃金改訂に關して集團交渉を申し入れた。

- 一、要求額 満十五歳 新制中學卒業者 最低地區寮生 初任給 月額三千二百圓（税込）
- 二、食費徴収額 三食喫食者、月額千七百七十圓（寄宿舎費を含む）
- 三、實施月度 昭和二十五年八月度より

これに對し四社は九月十五日集團交渉に應ずる旨の回答を行い、同月二十二日交渉に關する協約書の作成を終え集團交渉に入つた。爾後十月五日まで前後八回に亘る交渉を行つたが遂に妥結をみるに至らず、十月十日、十二日組合側並に四社はそれぞれ中央労働委員會に斡旋申請書を提出した。しかして自由經濟下における絲價、繭價の變動や、製絲業各社獨得の微妙な立場の相違等から斡旋交渉も幾度か決裂の危機に臨んだが、漸く十一月四日左記斡旋案が調印された。

斡 旋 案

- 一、新制中學卒業者 最低地區寮生初給賃金
月額標準 三千二百圓 税込二十六日計算（但し養成期間を除く）
- 二、食費徴収額
月額標準 千七百七十圓 寄宿舎費を含む 三食喫食者
- 三、實施期日
昭和二十五年十月度又は十一月度 以上

現在迄の片倉労働組合の賃上げの要求と妥結の狀況を示すと次の通りである。

要求年月	要求内容	実施年月	妥結内容
昭和二三、四	本俸倍額 三〇〇圓 妻帯者 一五〇圓 獨身者 五人家族 三、五〇七圓 一四歳工員初任給八〇〇圓	昭和二三、四	本俸二倍増十五〇圓 職員 三、〇六八圓 職員有扶養家族者 本俸の二カ月分 工員 平均基本給の三〇日分
同二三、一〇	特別手当 職員有扶養家族者一、五〇〇圓 五〇〇圓 生活補給金 月収の五〇%増及び賞與	同二三、一一	四月以降七月までの五〇%増
同二三、一二	五人家族 九、三〇〇圓 一六歳最低 二、四〇〇圓	同二三、一二	給與總額を二、八五〇圓×(職員數+工員數) + 十二〇〇圓×工員數
同二三、一三	越冬褒金 一カ月半	同二三、一三	平均 一・二カ月
同二四、三	平均 四、一八五圓	同二四、四	平均賃金 三、二二八圓 外に平均一人當り二〇〇〇圓
同二四、九	平均 四、一八五圓	同二四、一〇	平均賃金 三、五〇〇圓 賞與 平均一カ月相當額三、一四三圓
同二五、二	平均 四、一八五圓	同二五、三	ベース改訂せず交替勤務者に對し、 額平均九二圓を支給

第三節 労働関係諸規程

労働関係諸規程の中心をなすものは労働協約及び就業規則である。

昭和二十一年十月二十九日締結された労働基本協約は二十三年二月の第四回中央經營協議會、二十三年十一月八日の第七回中央經營協議會においてそれぞれ改訂され、更に二十五年六月二十六日取締役社長中澤正英と片倉労働組合

中央執行委員長林清登との間に現行協約の調印が行われた。新協約においては (一)經營權と労働權との限界を明確にした、(二)協議機關を従來經營協議會一本立であつたのを團體交渉、労働協議會(協議決定機關)、經營協議會(提示説明機關)の三本立とした、(三)従來の協約の形式を變更し労働條件に關して廣範且つ詳細に規定した、のであつてその内容は十四章百四十二カ條に及ぶものである。次にその骨子を掲げる。

労働協約

- 第一章 總 則
- 第二章 會 社
- 第三章 組 合
- 第四章 團體交渉及び爭議行爲
- 第五章 苦情處理
- 第六章 人 事
- 第七章 服務規律
- 第八章 就業時間
- 第九章 休日、休業及び休暇
- 第十章 給 與
- 第一節 總 則
- 第二節 職員給與
- 第三節 工員給與

第四節 退職金

第五節 旅費

第十一章 安全及び衛生

第十二章 傷害補償

第十三章 福利厚生

第十四章 附則

なお右の労働協約に附帯して覚書が交換され、又同年八月十五日には蠶種製造所季節工員についての協定が行われた。

更に労働協約第六條の規定により労働協議會規程を、同第七條の規定により經營協議會規程を設けた。

労働協議會規程第二條は労働協議會において協議解決する事項を列擧している。即ち労働協約の解釋又は適用についての疑義、労働協約において定める諸規程諸規則及びその適用手續に關する改廢並に疑義、労働協約に規定されていない労働條件に關する事項、労働協約の範圍内及び團體交渉の結果兩者の決定を移讓された事項、苦情處理に關する事項等である。

經營協議會規程は第二條に附議事項を次の通り規定している。即ち合同協議事項として生産能率の向上に關すること（生産計畫及びその實行に必要な作業計畫に關すること、並に作業研究の改善その他作業能率向上に關すること）、經營の刷新に關すること、労働力の保全に關すること、福利厚生並に教育に關すること等を擧げ、提示説明事項として經營方針に關すること、職制等機構に關すること、經理狀況に關すること、組合の活動狀況に關すること、會社又は組合より要

求があり他方が説明することを承認したこと等を擧げている。

しかし労働協議會及び經營協議會は共に中央及び事業所の場合について規定している。

就業規則は十五章九十七カ條よりなりその骨子は次の通りである。

就業規則

第一章 總則

第二章 雇入及び解雇

第三章 就業時間及び休憩

第四章 休日及び休暇

第五章 時間外、深夜業及び休日出勤

第六章 遅刻、早退、外出及び缺勤

第七章 出張及び日當直

第八章 給與

第九章 福利施設

第十章 教育

第十一章 安全及び衛生

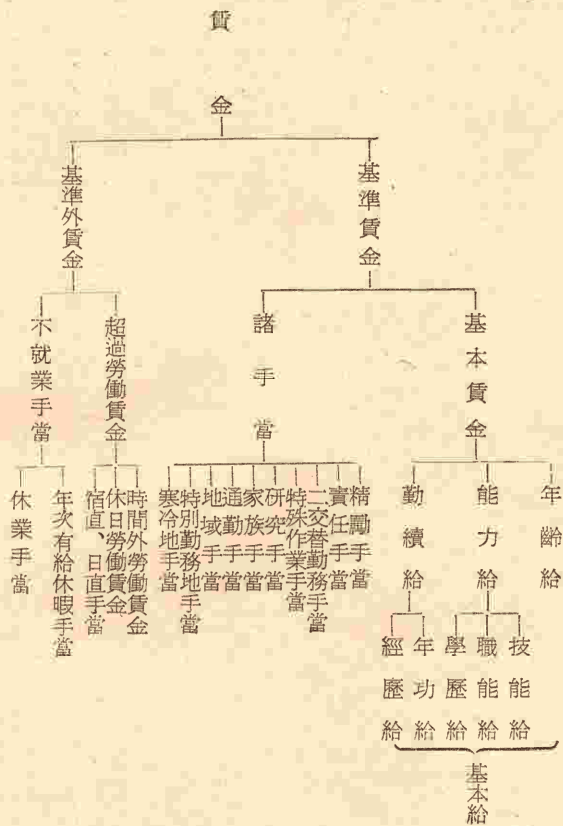
第十二章 災害補償

第十三章 表彰

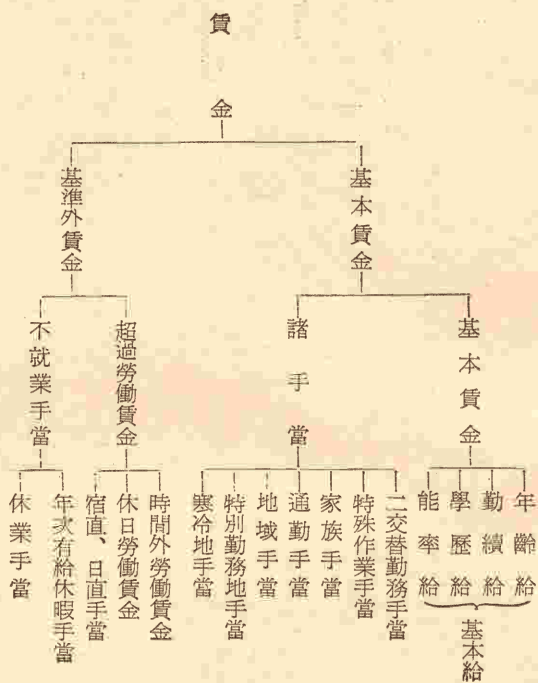
第十四章 懲戒

なお就業規則第六十一條により職員賃金規則及び工員賃金規則が規定されている。兩規程共總則、基準賃金、基準外賃金、賃金の計算、賃金の支拂方法、その他の六章よりなつてゐる。次に昭和二十五年九月末日現在の賃金構成を掲げる。

職 員



工 員



第四節 教育施設

學 園 教 育

わが社は大正六年一月以來各製絲所毎に従業員の補習教育を行つてきたが、大正十五年四月二十日青年訓練所令の

公布により青年訓練所を、更に昭和十年四月一日青年學校令の實施により私立片倉青年學校を各事業所に設立した。しかして昭和十五年十月現在にはその數六十二校、生徒數男子九百六十六名、女子二萬八千五百十六名の多數を擁した。太平洋戰爭の勃發、更に戦局の苛烈化によつて従業員は強制的に教育特に軍事訓練を受けた。この青年學校の制度は昭和二十二年學制改革によつて解消されたので、わが社は翌二十三年二月教育刷新委員會を設けて従業員の教育に關する管理機構、體系の外全般に亘る刷新案を答申せしめたが、その要綱は次の通りである。

一、目的 廣く社會の知識を得て民主主義の根本精神を身につけ、職業人として將來獨立し得るようになると同時に工場では生産擔當者として、その立場々々で責任を完遂し、又そうしなければならないと言ふ自覺に達せしめることが工場で行われるすべての教育活動の目的である。

二、根本理念

- 1、民主主義を身につけること
- 2、常識ある職業人となること
- 3、立派な婦人となること

三、機關

- 1、學校教育
 - (イ) 高等學校：大宮に試験的に定時制高等學校を設置
 - (ロ) 片倉〇〇學園：各種學校として各事業所に設置
- 2、成人教育
 - (イ) 一般人としての教養

講座、講習、講演會、機關誌（絲の友）發刊、圖書室の設置、情操教育

(ロ) 職業人としての教養

養成教育、職長教育

3、母性としての教養

家庭寮の設置

前記の教育要綱に基いて同年四月各製絲所（三十三カ所）は從來の青年學校を廢し片倉〇〇學園として發足（大宮製絲所は定時制高等學校として申請）し同時に學則を制定した。同年十一月の第二回教育刷新委員會において各製絲所に教育委員會、各地區に教育研究會を設けると共に學園の教員並に施設の設置基準、教科書の編纂要領、更に家庭寮の施設基準を確定した。越えて二十四年三月の第三回教育刷新委員會において教育要綱の改善、教科書の制定（社會科、理數科、家庭科、國語科、職業科）外等を決定した。同年四月に大宮製絲所に大宮高等學校を開設したが都合により一時開校は延期された。

二十五年一月第四回教育刷新委員會を開催し、わが社の二交替制連帶練絲法の採用による學園教育の在り方、運営につき討議した。九月には社内講師手當並に専任教員手當を決定すると共に學園卒業者の學歷給加算を決定した。次に片倉學園開設以來の推移を掲げる。

片倉學園生徒數

生徒在籍數	昭和二三年一〇月	昭和二四年一〇月	昭和二五年一〇月
教員數	八、一八九名	六、一八四名	五、七八六名
	五一名	四一名	四八名

出席率	七二%	七九%	七六%
學園數	二九(未、 ^① 五)	三二(未、 ^①)	三三

(註) 大宮製絲所には大宮製作所、織維研究所を含む

講習

従業員の業務講習(製絲、蠶桑技術者の養成)は第六章及び第七章に述べたごとくであるが、將來わが社の中堅となるべき新入社職員の講習は昭和二十四年度より實施され、又榮養士、熱管理士等の資格檢定の受験講習等をも行つて來た。

教育講習

講習種別	修了年月日	修了者	講習場所
第一回榮養士受験講習	昭和二三、九、二〇	五〇名	織維研究所
熱管理士受験講習	同二四、二、二三	四四	同
第二回新入社職員講習	同二四、四、二一	四三	同
第二回新入社職員講習	同二五、四、二一	二六	同

刊行物

雑誌「絲の友」

従業員の教養の資とし、又慰安の友として大正十年十一月以來發刊されてきた「絲の友」は時事問題の解説を初め、常識、家庭、趣味、創作、文藝等を網羅して内容の充實を圖つてきた。現在年六回發行し、部數は毎號一萬三千

部に達している。

調査時報

業務上参考に資するため、戦前調査時報、續いて考查時報を本社より發刊していたが戦時中一時休刊の止むなきに至つた。昭和二十五年五月現調査課長唱導の下に調査時報を復刊し、各事業所に配布してわが社幹部の事業經營及び従業員の業務上の参考に資すると共に社外にも廣く配布している。

工務時報

工務上の参考に資するため工務部製絲課より昭和二十一年十一月以降工務時報を各製絲所に配布して製絲技術の向上と工務管理の指針を與えている。

蠶桑時報

栽桑試験所において昭和十五年六月以降同所の試験研究の發表を兼ねて桑園改良、技術の向上に資するため栽桑時報を發刊してきたが、同所の閉鎖によつて一時廢刊となつた。戦後同所の復活と共に昭和二十三年一月これを復刊し、現在蠶桑時報の名をもつて毎月千五百部を發行して社内は勿論廣く全國の蠶桑技術者に配布して第一線指導者の重要な指針となつている。

第五節 福利厚生施設

社宅及び寄宿舎

わが社は創業以來社宅及び寄宿舎制度を設けて、妻帯者には社宅を貸與又は社宅料を給與し、工員は全部寄宿舎に

入寮せしめることを原則として舎監の指導の下に規則正しい工場生活を行わしめてきた。戦後この施設は改善され特に寄宿舎は自治寮として寮生によつて自主的に運営されることとなり明朗な寮生活が営まれている。

絲友會

昭和十五年四月一日わが社創立二十週年記念事業として創設された親和會は終戦と共に解消したが、その後退職社員有志を以て絲友會が組織され、退職會員相互の親睦を圖ると共にわが社外廓團體として社業の後援に寄與している。

保健衛生施設

海堂 昭和十五年上諏訪所在の賣生閣を買入れて南湖莊と稱し、従業員の休養慰安施設とした。昭和二十一年九月これを海堂と改稱して現在に及んでいる。

片倉湘南俱樂部 昭和十年七月神奈川県三浦郡大楠町に従業員の休養所として設立された湘南俱樂部は特に夏期の海水浴場として大いに利用されている。

霞山道場 昭和十八年九月二代社長今井五介翁退任の際の寄贈金を基本金として蓼科高原に建設され、従業員の心身練成場として開場したが、本道場は二十三年五月閉場した。

衛生及び診療施設 わが社は従来より従業員の保健衛生には特に留意し、夙に健康保険組合の運営に萬全を期すると共に各事業所には診療所及び病室を設けて遺憾なきを期して來た。

體育

終戦迄の従業員の體育は片倉體操及び大日本國民體操、運動會等を主とするものであつたが、昭和二十一年には男

子の軟式野球、女子の卓球を、翌二十二年には更に女子の排球を組織的に奨勵することとした。これ等の競技は毎年各地区別に労働組合地區協議會との共催によつて地區豫選を行い、しかる後全國大會で覇を争うこととなつてゐる。なお軟式野球は二十三年度より全國大會を行わないこととなつた。

次に全國大會の開催年月日を掲げる。

全國大會開催狀況

種別	開催年月日	開催場所
第一回 全片倉軟式野球	昭和二一、九、二六—二七	大宮製絲所
第二回 全片倉女子卓球	同 一、一七	同
第三回 全片倉女子卓球	同 二、五、四	同
第四回 全片倉軟式野球	同 九、二三—二四	松本市縣營球場
第五回 全片倉女子排球	同 九、二八—二九	松本製絲所
第六回 全片倉女子排球	同 二、五、七	大宮製絲所
第七回 全片倉女子排球	同 一〇、一七—一八	同
第八回 全片倉女子排球	同 二、四、二六—二七	同
第九回 全片倉女子卓球	同 一、一六	同
第十回 全片倉女子排球	同 二、五、二一—三	同
第十一回 全片倉女子卓球	同 一、一、一一	同

なお强健な體力を養成し、且つ又明朗な氣風を養い生活に霑を與えて健全な産業人をつくるために昭和二十四年七月より勤勞體操、體育舞踊「花開くわれら」、スクエァダンス等を指導奨勵している。

片倉健康保険組合

片倉健康保険組合は昭和八年四月一日設立されたがその後、わが社の事業發展と共に順調な發達を遂げ、昭和二十五年十二月末の現況は次の通りとなつた。

片倉健康保険組合の概況

- | | |
|-----------|--|
| 1、設立の年月日 | 昭和八年四月一日 |
| 2、組 合 員 | 片倉工業株式會社及び關係會社従業員を以て組織している。 |
| 3、事業の目的 | 被保険者の疾病に對して療養の給付、傷病手當金及び分娩、出産、死亡、哺育に對し給付金を支給するの他、各種の保健施設を實施して經濟生活を保障し、被保険者の安寧と福祉を増進せんとするものである。 |
| 4、管掌事業所總數 | 七十二カ所 |
| 5、組合會議員 | 千二百八人（半數事業主選定、半數互選） |
| 6、理 事 | 六十四人（同） |
| 7、被保險者數 | 男子三千七百六十九人、女子九千二百三十二人 計一萬三千一人 |
| 8、保 險 料 率 | 十圓に付四十錢 |
| 9、醫 療 機 關 | 日本醫師會、日本齒科醫師會、官公立大學附屬病院、公立病院、柔道整復師會、片倉工業株式會社事業主診療所等と診療契約を締結して組合員の診療に遺憾なきを期している。 |

第十章 戦後の經濟法令とわが社

終戦を契機としてわが國は民主的平和國家に生れ變るべく、新憲法を制定し、經濟政策も亦大きく變換した。これを企業の立場から見れば大別して次の二つの方向に分けることが出来る。

(イ) 企業の競争による被害例えば外地資産の喪失もしくは戦災による損失等をいかにして健全にし、荒廢した日本經濟の復興に寄與せしめるか

(ロ) 所謂企業民主化をいかにして推進せしめるか

前者についてこれを見れば戦時補償特別措置法、會社經理應急措置法、金融機關再建整備法、企業再建整備法等がこの目的のために制定されて企業經理を戦時中のもつと隔絶して事業の繼續をはかつたのであり、後者については制限會社令、持株會社整理委員會令、證券保有制限令、獨占禁止法、労働組合法、過度經濟力集中排除法等枚舉にいとまのない所謂企業民主化法令がこの目的のために制定されたのである。しかもこの兩者が密接に關連し、企業の再建整備とその民主化とを併行せしめんとしたことから、問題は複雑化し、整備計畫提出期限は數度の延長が行われた。わが社においても企業再建整備法による整備計畫を提出したのは實に昭和二十四年五月三十一日のことであつた。

第一節 企業再建整備とわが社

昭和二十一年八月十五日會社經理應急措置法が公布施行され、先に施行された戦時補償特別措置法に基く戦時補償

金の交付を受け、もしくは交付をうける権利を有し、又は在外資産を有する會社は特別經理會社に指定され、指定時（昭和二十一年八月十一日）以降會社の經理計算は新勘定と舊勘定とに區分せねばならないことになつた。

ここにおいてわが社は同法に基き特別經理會社に指定され、同法第六條に基き特別管理人には債權者を代表して株式會社富士銀行取締役社長井尻芳郎、日本蠶絲業會會長吉田清一（代理小口竹重）、わが社を代表して當時の常務取締役中澤正英及び取締役花岡眞澄があたることとなつた。

次で同年十月十九日企業再建整備法が公布（十月三十日施行）され、四カ月以内に再建整備計畫を提出せねばならぬことになつていたのであるが、關係方面においてこの再建整備計畫の中に企業民主化（その意圖は後述の過度經濟力集中排除法に端的に表現されているものである）の色彩を織込むことが強く要求され、又「資産の評價換に關する認可基準」、「企業再建整備法の整備計畫についての經理に關する認可基準」、「企業再建整備法の整備計畫についての認可基準」等認可基準の決定遅延等により整備計畫の提出は順次延期された。かくて再建整備計畫は單に終戦による損失補填を國民經濟の上から調整するのみならず、併せて企業民主化を行わんとする形勢が明らかになつたので、わが社は特に再建整備室を設置し、室長、常務取締役中澤正英（後常務取締役中澤正英の社長就任に伴い常務取締役中島覺衛室長となる）、副室長、常任監査役林要一郎とし、その事務は調査課が中心となり經理、製絲、管理、涉外各課の關係者を室員として對策の万全を期したのである。しかし遂に昭和二十三年十二月十八日過度經濟力集中排除法が公布施行されるに及び、再建整備計畫は同法に基き決定指令通達後一カ月以内に提出することに變更された。後述のごとくわが社は同法に基き指定を受けたが昭和二十四年四月十五日、再編成の指令を受けることなく解除されたので同年五月三十一日再建整備計畫を提出、七月三十一日認可となり同日をもつて新舊勘定を合併した。

これより先わが社は昭和二十三年十月會社經理應急措置法、過度經濟力集中排除手續規則による認可を得、更に大藏省證券取引委員會に届け出て所謂事前増資をなすと共に、未拂込資本金を徴收した。即ち當時資本金六千七百八十八萬圓（内拂込資本金三千三百九十萬圓）であつたが未拂込資本金三千三百九十萬圓を徴收すると共に資本金を一億八千二百二十萬圓増資して二億五千萬圓としたのである。わが社の資本金は創立當時五千萬圓（内拂込資本金二千五百萬圓）であり、その後數次の合併による増資を重ねて來たのであるが、今次の増資は借入金返済と、物價水準の變化に伴う資本構成是正を目的とするものであり、從來の増資と全然その趣を異にしていた。わが社の増資が計畫されるや、長く増資せずしかも資産内容健全なわが社株式に對する人氣は沸騰し、中心花形株として當時一株額面五十圓（内二十五圓拂込）のものが四百五圓にまで高騰した。かくて未拂込徴收は昭和二十三年十月八日、資本増加の拂込徴收は同年十二月一日に、登記は同年十二月二十七日に完了したのであつた。

次で昭和二十四年四月二十日、わが社は各社の再建整備計畫進捗狀況を檢討した結果他社の場合舊債返還困難と、資本構成不均衡のために認可されず、もしくは遅延している狀況に鑑みて再度の事前増資を決定し、その他認可後の再建整備計畫の實行完了を容易ならしめるための萬端の措置をとつた。第二次の増資にあつては會社經理應急措置法、制限會社令、持株會社整理委員會指示規則による認可を得、更に大藏省證券取引委員會に届け出で、資本金二億五千萬圓を倍額増資して五億圓とし「整備計畫についての經理の認可基準」にほぼ適合するようにしたのである。

その増資は公募することなく昭和二十四年六月三十日現在の株主に對しその所有株式一株につき一株の割合をもつて任意引受けとし、拂込期日は同年九月一日であり、九月十六日に増資登記を完了した。

わが社は從來より健全な經營を誇つて來たのであるがこのことは終戦後においても變りなく、例えば在外資産の損

失のごときは再建整備法公布施行前の昭和二十一年八月十日の決算において決済を了したが、その内容は次の通りであつた。

在外資産損失金

朝鮮、上海所在工場及び出張所勘定戻	一四、八五二、七七四・二八
在外有價證券	一一、八二一、九三五・四〇
關係會社貸借勘定及び受取手形	四、六五四、一六二・一二
合計(損失)	三二、三三三、八六一・八〇

これを次のごとく補填した。

昭和二十一年前期專業利益金	一七、六六一、一九九・九九
前期繰越金	六、七七二、六〇九・七四
法定積立金戻入	二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
配當準備積立金戻入	四、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
従業員福祉増進基金戻入	三四二、〇〇〇・〇〇
従業員退職給與積立金戻入	一、五五九、〇五二・〇七
合計	三二、三三三、八六一・八〇

かくして再建整備計画における特別損失計算上損失勘定は減少し、しかも當時のインフレーションの進行から、低評價していたわが社舊勘定資産の處分利益は多大の額となり、利益勘定は損失勘定を遙かに上まわり、株主は勿論舊債権者にも迷惑をかけることなく終戦による損失を處理したのであつた。

今決定整備計画における特別損失計算の概要を見ると次の通りで、利益勘定は損失勘定を五千四百五十二萬三千圓上廻り、企業再建整備法第八條による評價換の必要も全くなかつた。

損 失 勘 定	利 益 勘 定
戦時補償特別税	積立金
第二封鎖預金の損失	二六、二四五、九五・七九
特經會社に對する舊債權の損失	新舊勘定における指定時後
有價證券の評價損	新舊勘定併合時迄の利益
未拂込株金の催告を受ける額	未整理の留保利益
設立費(繰延開發費)	特殊預金等の壓縮記帳額
舊勘定における指定時以後	その他の利益
新舊勘定併合時迄の損失	
その他の損失	
計	計

因みにわが社の舊債務は三億五千三百三十七萬九千圓であつてその主なるものは富士銀行よりの手形借入金三億三千九百四十二萬九千圓であつたが、昭和二十三年十二月と昭和二十四年九月の二回に亘る増資により決済された。

なおわが社は再建整備計画において目的の變更を申請した。その詳細は定款の變更の項にのべた通りであり、戦後新たに始めた自轉車及び農機具の製造販賣、更に一貫經營の必要上昭和二十三年に開始した撚絲、絹織物の製造販賣を目的の中に追加し、従來行つて來た蠶種の製造販賣を明示したのである。

かくのごとく萬端の用意をととのえて行つたわが社の再建整備計画は五月三十一日、日銀を經由して農林、大藏、

商工の各省に提出した。當時他社が認可を得るまで書類の検討に四カ月餘の日時を要する状況であつたので、わが社においても九月三十日の通常決算期に新舊勘定併合決算を行うべく豫定していた所、二カ月も早く七月三十一日に認可を受け、同日をもつて新舊勘定の併合を行うこととなつた。

故にその後整備計畫本文に記載した事項につき昭和二十四年九月二十七日目的變更登記完了、十月五日決定整備計畫實行を完了、十一月四日に特別經理會社の抹消登記を完了したのである。

わが社の再建整備計畫は前述の事情の下に三年餘の長年月を要したのであるが、提出可能となるや僅か一カ月餘にして本文、添附書類併せて八百五十頁に及ぶ膨大な書類を提出し、然もその内容に過誤矛盾なく、僅か二カ月にして認可のほごびに至つたのである。

第二節 企業民主化とわが社

制限會社令及び證券保有制限令とわが社

わが社は昭和二十一年六月八日制限會社に指定された。制限會社の數は全國で千百七十七社に及び會社解散、資金の變更等に關し制限をし、主要會社の資産内容等はこれにより監督を受けることとなつた。同令は爾後次第に改正緩和されたが、なお會社經營上重要な事項につき認可を要し、わが社は同令に基き二度の増資及び第一回社債發行等に認可をうけて來たのであつた。

昭和二十五年七月迄にわが社はその所有株式の八割を處分完了したので七月五日制限會社の解除を申請し、八月四日に解除されたのである。

なおわが社が制限會社であつた期間は證券保有制限令に基き、わが社の役員又は社員は他會社の役員又は社員の兼任がみとめられなかつたが、制限會社解除と共に獨占禁止法の範圍内及び舊關係會社、舊從屬會社以外のものに対しては兼任出来ることになつた。

持株會社整理委員會令とわが社

わが社は昭和二十一年十二月七日持株會社に指定され、その保有株式一切を持株會社整理委員會に委託譲渡した。しかしてこれ等株式はその後漸次その會社の従業員又は一般市場に處分され、昭和二十五年十月末現在では、十四社五萬一千四百四十株の未處分株をのこすのみとなつた。これ等關係各社の株式はわが社の中心事業たる製絲業との關係、或は戦時中の特殊な事情からわが社が保有したものであつたが、ここに法令の制限の下に長い間の關係を一應斷絶することとなつたのである。その持株保有及び處分狀況は次表の通りである。

譲渡株式處分狀況

處分年月	銘柄	株數	帳簿價格	拂込價格	處分價格	處分先
昭和三〇	日本蠶絲製造株式會社	二四六、六〇〇	六、二七〇、〇〇〇・〇〇	六、二七〇、〇〇〇・〇〇	六、二七〇、〇〇〇・〇〇	清算完了
同	日本蠶絲統制株式會社	六六、四〇〇	一、六二一、〇〇〇・〇〇	一、六二一、〇〇〇・〇〇	一、六二一、〇〇〇・〇〇	同
三三	長野電鐵株式會社	三〇〇	八、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇	従業員處分
同	關東南事株式會社	二、〇〇〇	一〇〇,〇〇〇・〇〇	一〇〇,〇〇〇・〇〇	一〇〇,〇〇〇・〇〇	同
同	關東撚絲有限會社	一,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇・〇〇	一〇〇,〇〇〇・〇〇	一〇〇,〇〇〇・〇〇	同
同	關東撚絲株式會社	一,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇・〇〇	一〇〇,〇〇〇・〇〇	一〇〇,〇〇〇・〇〇	同
同	石橋興業株式會社	一〇〇	一〇,〇〇〇・〇〇	一〇,〇〇〇・〇〇	一〇,〇〇〇・〇〇	同
同	岩別高根炭礦株式會社	一〇〇	一〇,〇〇〇・〇〇	一〇,〇〇〇・〇〇	一〇,〇〇〇・〇〇	同
同	帝國蠶絲倉庫株式會社	一〇〇	一〇,〇〇〇・〇〇	一〇,〇〇〇・〇〇	一〇,〇〇〇・〇〇	同

當時製絲部門においては全國生産高の一八%内外を占めるにすぎなかつたが郡是九%、昭榮及び鐘紡がそれぞれ三乃至四%、これの外に二%程度のものが二、三あり、その他は僅少であると云う状況から他社に比しての較差が問題となり、關係方面においては正式に分割案が論議されていた。

これに對してわが社はその生産のかんりの部分が輸出されるのであるから國內市場を支配しないこと、わが社位の組織を有しなければ研究機關を維持し得ないこと、わが社の研究機關が日本蠶絲業において指導的役割を果し、殊に蠶絲業の危機に際して果した役割は大きかつたこと等を詳細に説明した。

なおわが社に關し最も問題になつた數次にわたる他社との合併もわが社が資本力を用いて強行したものではなく、むしろ對手方の要望によりこれを援助する意味において極めて圓滑に行われたものであり、その合併比率も當を得たものであることを明らかにした。これによる諒解、並びに世界情勢の變化に伴う米國の對日政策の緩和もあり、二十四年四月十五日無條件解除（多摩、松本を分離するか否かは改めてわが社の意思により決定しうる）となつたのである。

私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律（所謂獨占禁止法）及び事業者團體法とわが社

昭和二十二年四月公布、七月より施行された獨占禁止法は經濟憲法とよばれるものであるが、その基盤が自由經濟にあるため、蠶絲業が統制されている間には問題が少く、又時に關係する問題もわが社が過度經濟力集中排除法の指定をうけている間は直接は持株會社整理委員會が擔當し、同委員會が公正取引委員會の意見をきくこととなつていた。再建整備計畫において問題となる點に關しても關係各省が公正取引委員會の意見を求めることになつており、従つてわが社に直接關係することは殆んどなかつた。

しかるに二十四年四月、過度經濟力集中排除法の指定を解除され、更に同年五月、蠶絲類の統制が撤廢されるや、

同年の春繭取引における繭掛目研究會をめぐる、わが社を始め製絲業者の同法違反が問題となつたが、この時は一應蠶絲業の當時の状況を調査されたのみであつた。しかしながら昭和二十五年春繭掛目協定に關し、工場收納後の絲價の高騰から繭掛目決定が紛糾しわが社大宮製絲所に對する養蠶團體の繭かえせ運動となり、公正取引委員會においてはこれを「繭價研究會において縣内一律に繭價を決定したことによる弊害」となし、埼玉縣及び神奈川縣業者の審査にのり出して遂に昭和二十五年十二月六日、わが社の代表者が縣養連との間に行つた掛目協定は他の十五社もこれに準ずる暗黙の諒解があつたこと、更にこの間に埼玉縣製絲協會が介在していたこと等を指摘して、獨禁法第四條及び第三條違反容疑、更に協會の行爲については事業者團體法第五條違反容疑で審判開始と決定した。

その外わが社は極東海運同盟の加入につき加入百三十五社と共に審判開始の通告を受けたのである。

以上のべた所により明らかごとく、企業再建整備の關係はわが社においては一應終結し、企業民主化法令關係にあつても先に過度經濟力集中排除法による指定を解除され、今年に入つて制限會社の指定も解除になつた。けれども依然として持株會社であり目下の處指定解除の見透しなく、又獨占禁止法及び事業者團體法等の一般法令は當然その適用をうけているのである。

附
錄

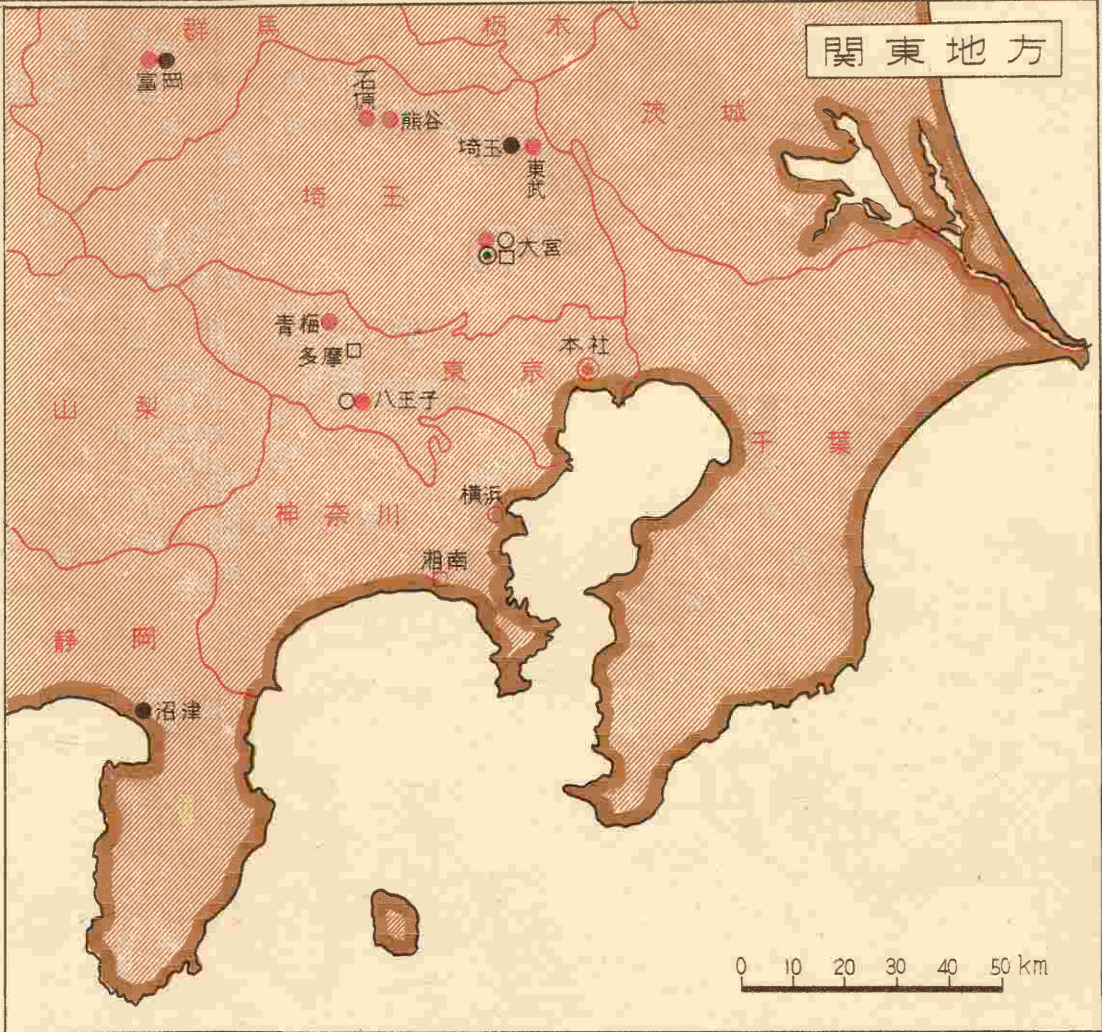
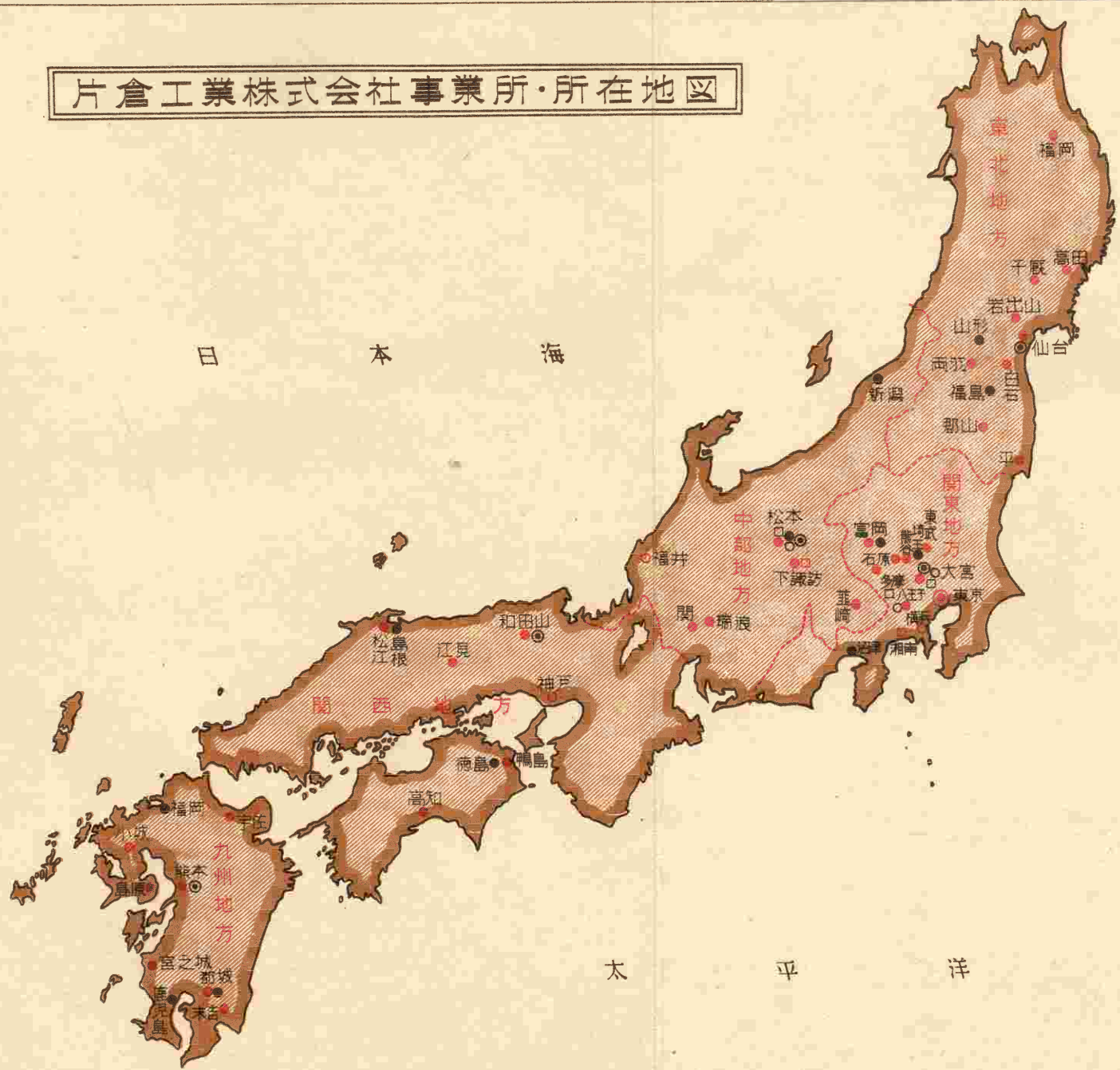
片倉工業株式会社事業所・所在地

日本海



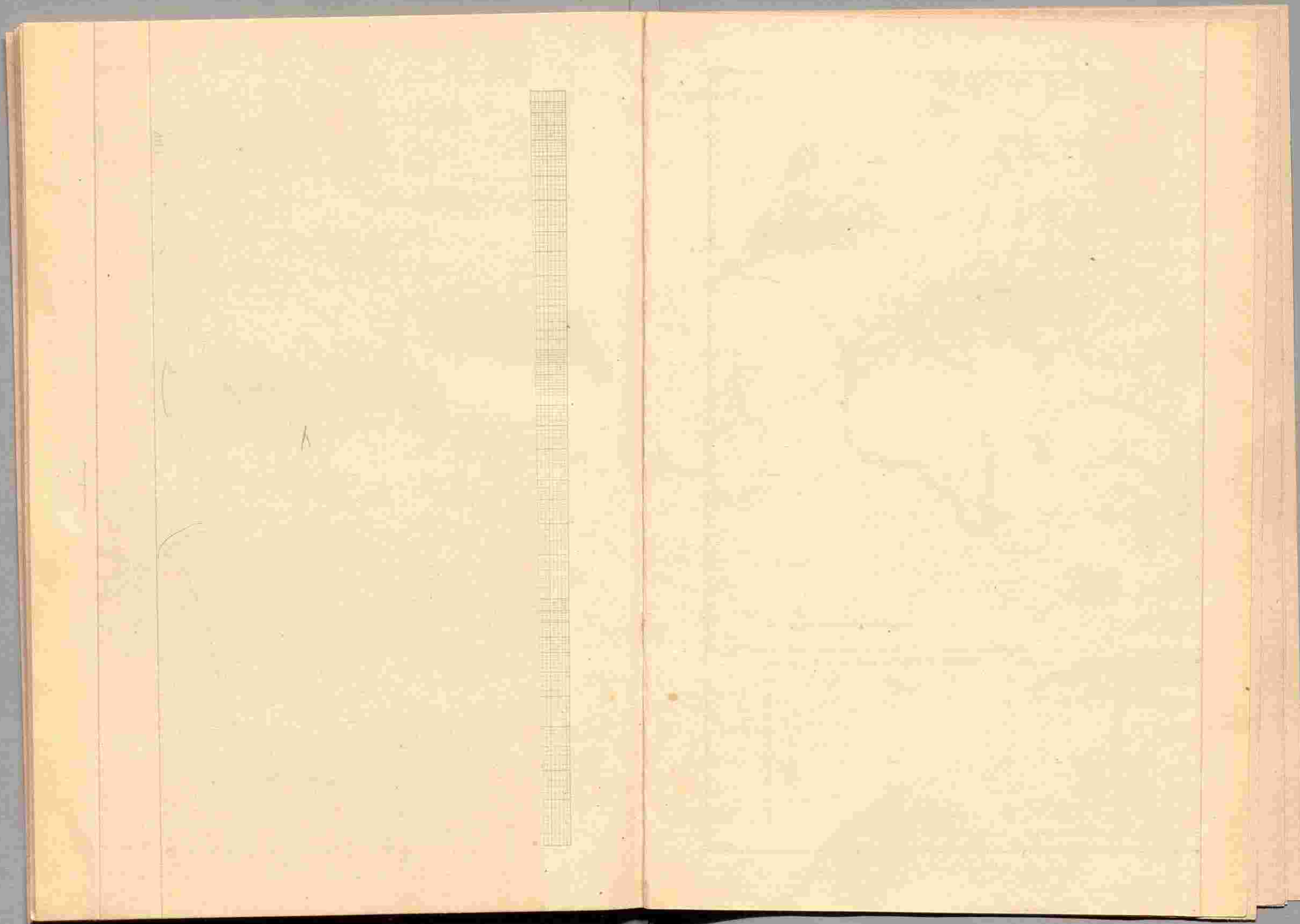
太

片倉工業株式会社事業所・所在地図

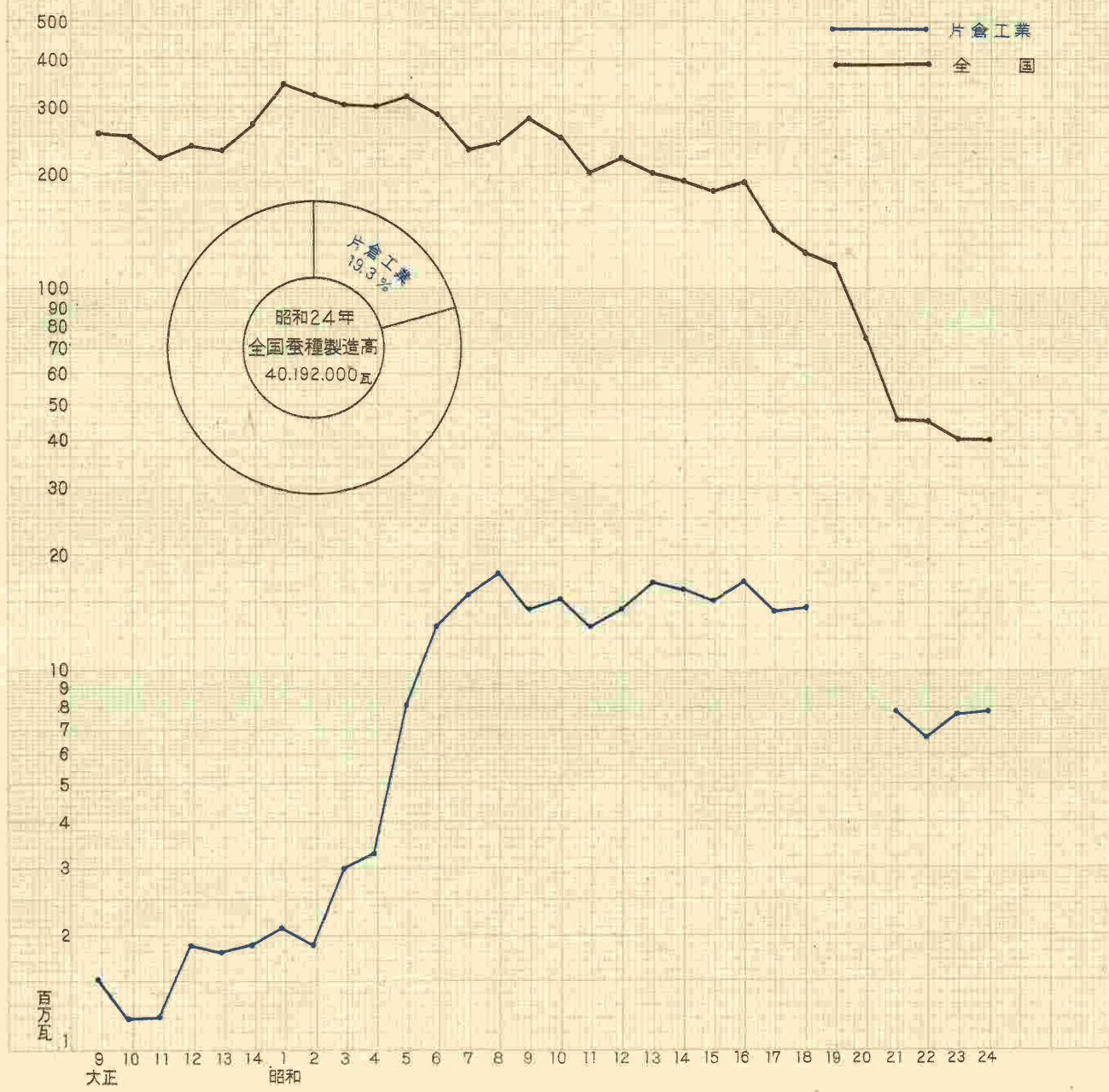


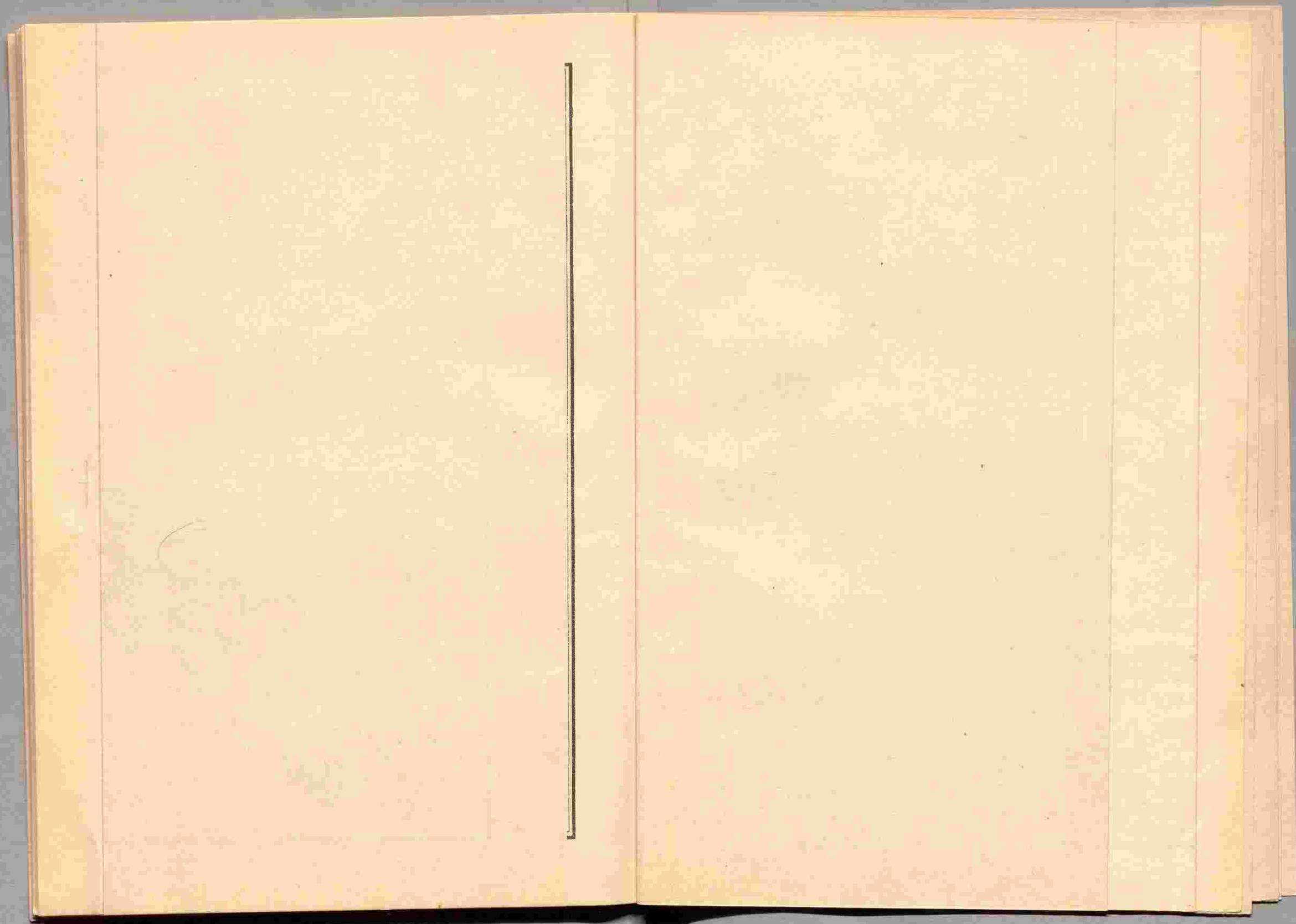
□	●	○	□	●	○	◎	◎	凡
製	蚕	研	織	製	出	地	本	
作	種	究	物	糸	張	方	社	例
所	製	所	工	所	所	務		
	造		場			所		

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21



片倉工業並に全国蚕種製造高推移表

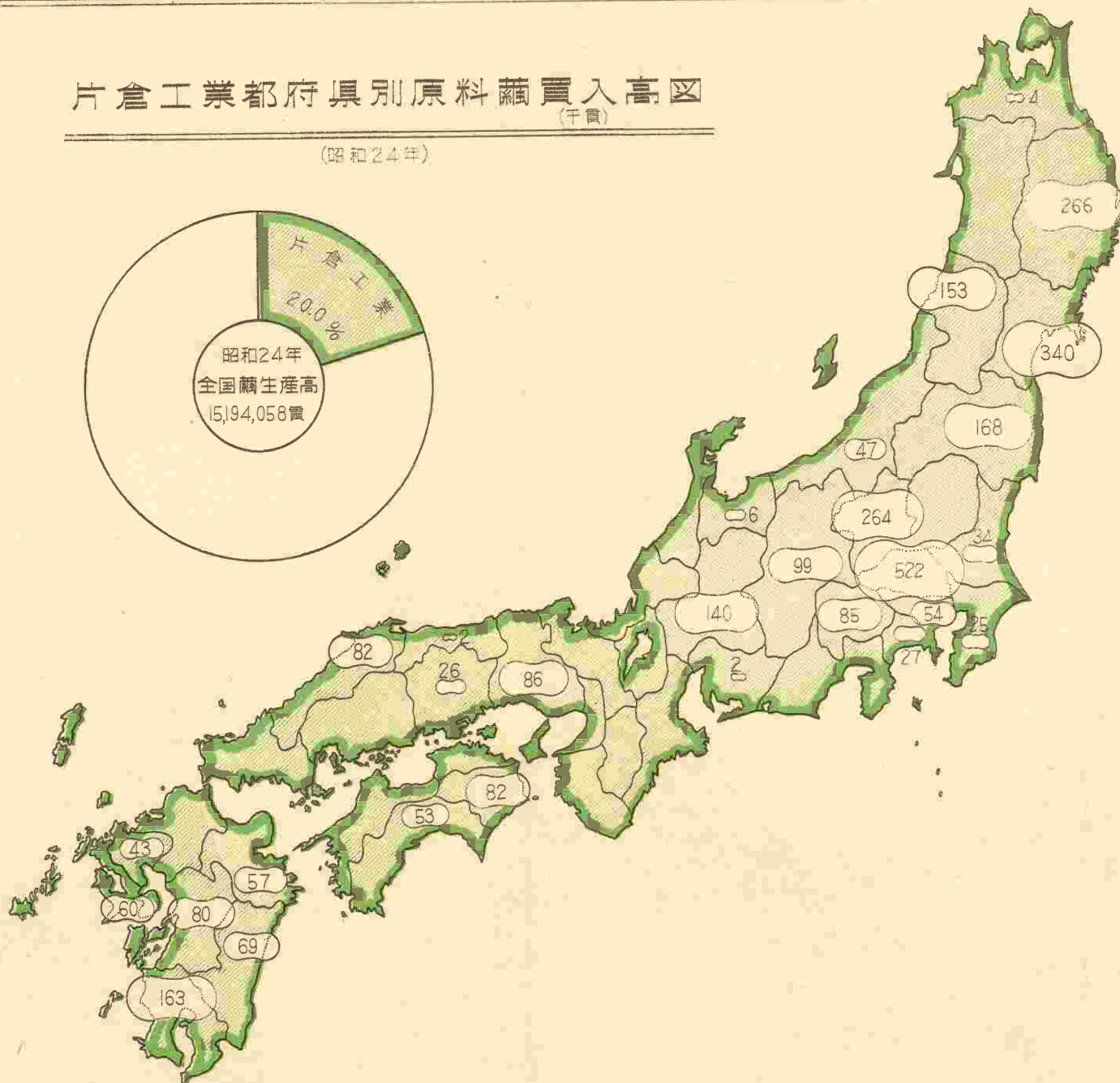
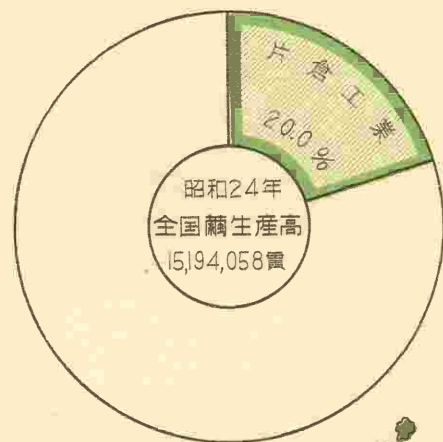




片倉工業都府県別原料繭買入高図

(千圓)

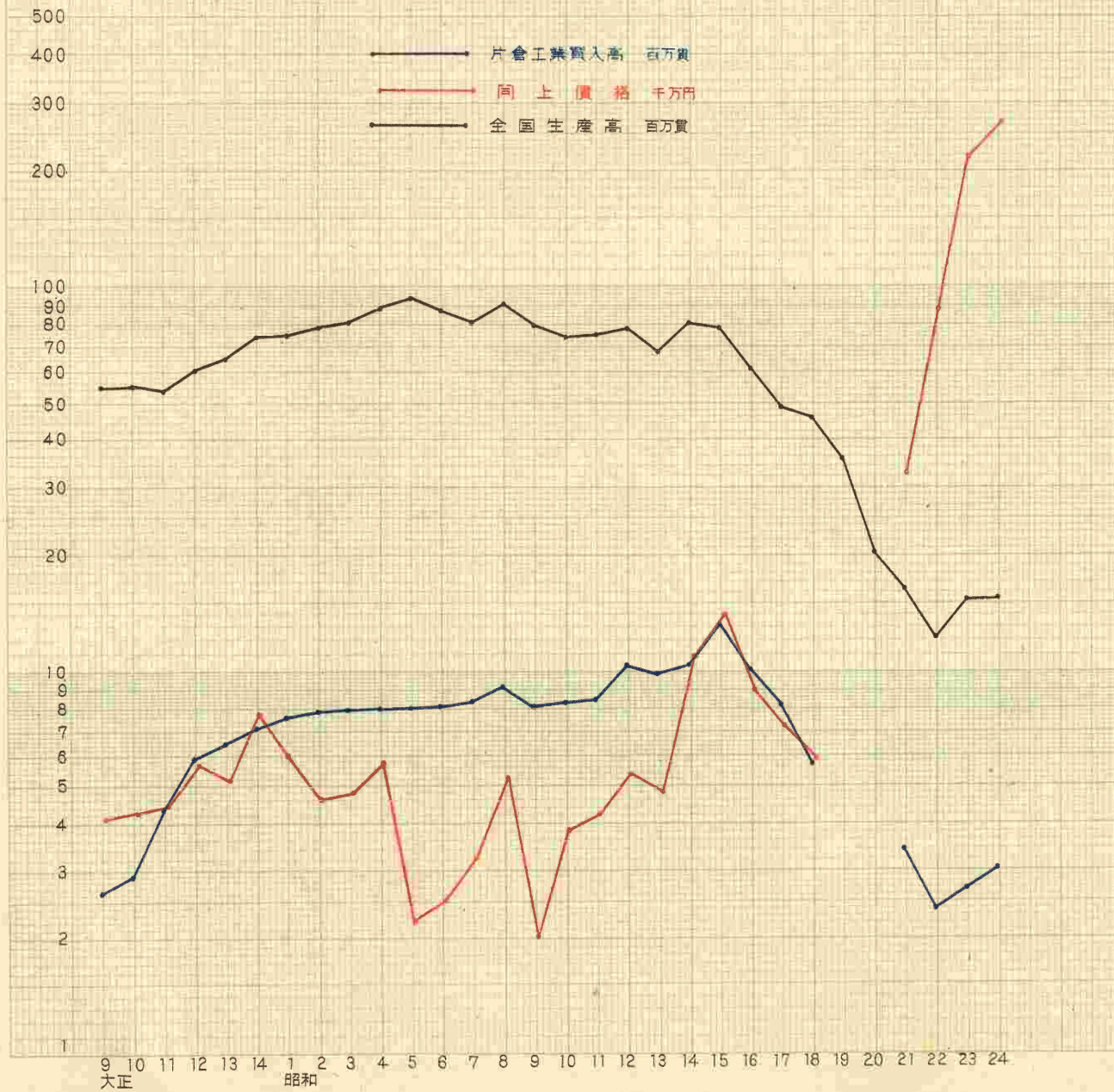
(昭和24年)



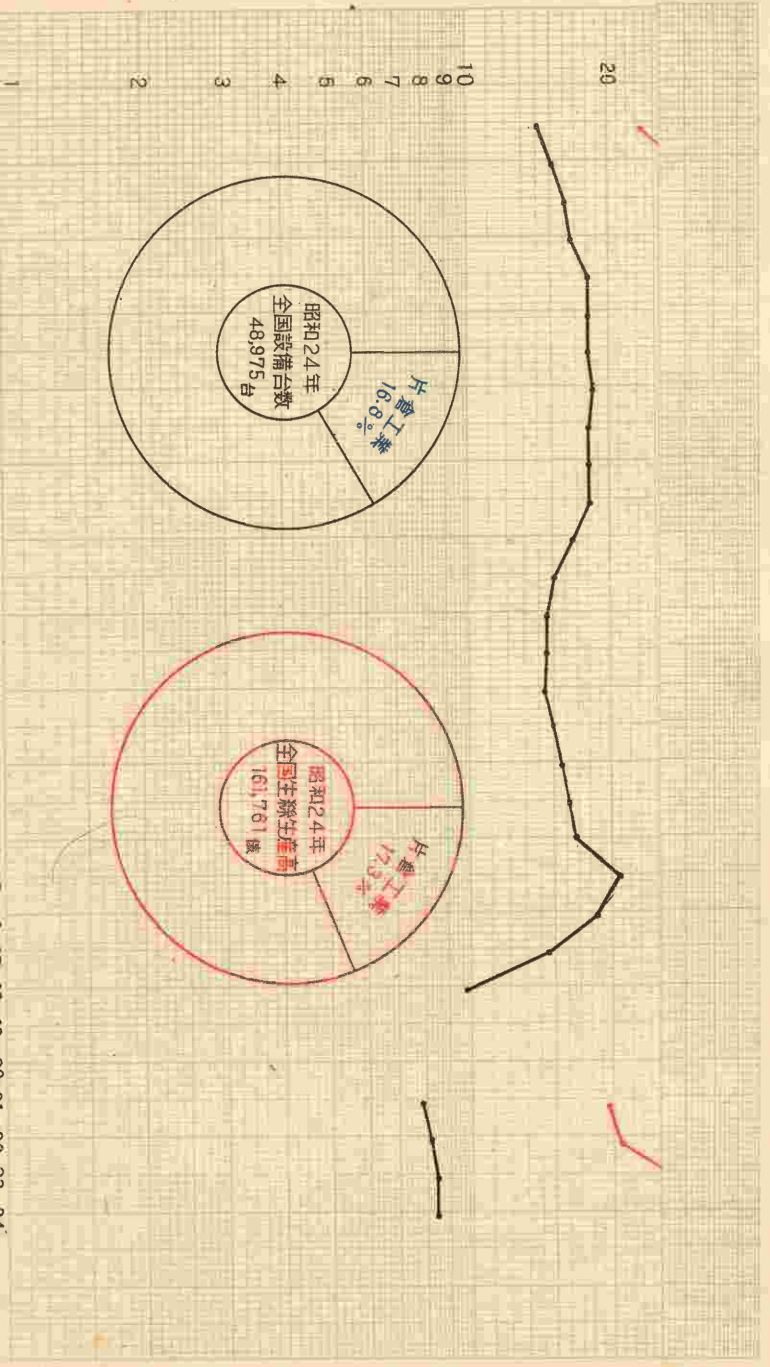


22 23 24

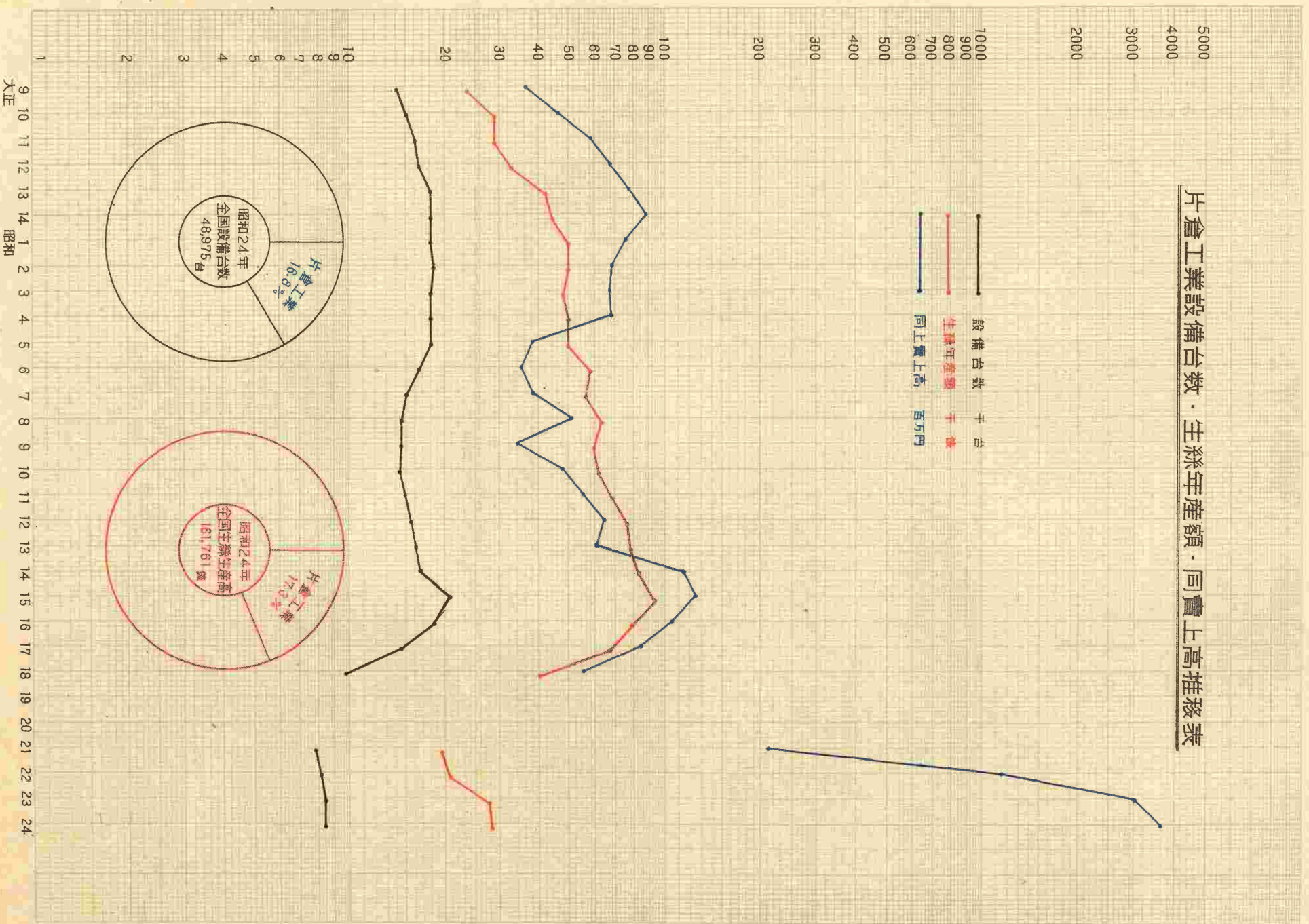
片倉工業原料購買入高・同價格並に全国生産高推移表



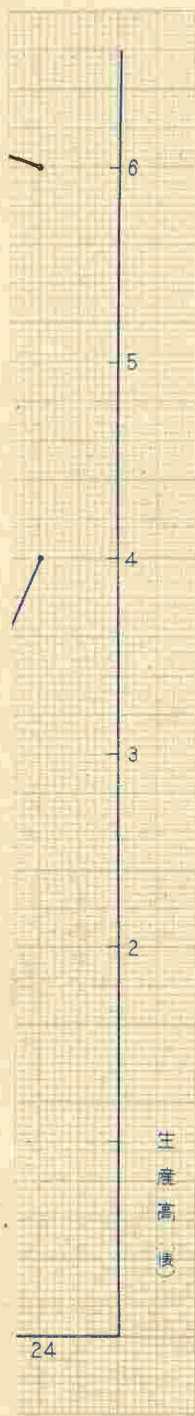
大正 9 10 11 12 13 14 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24
昭和



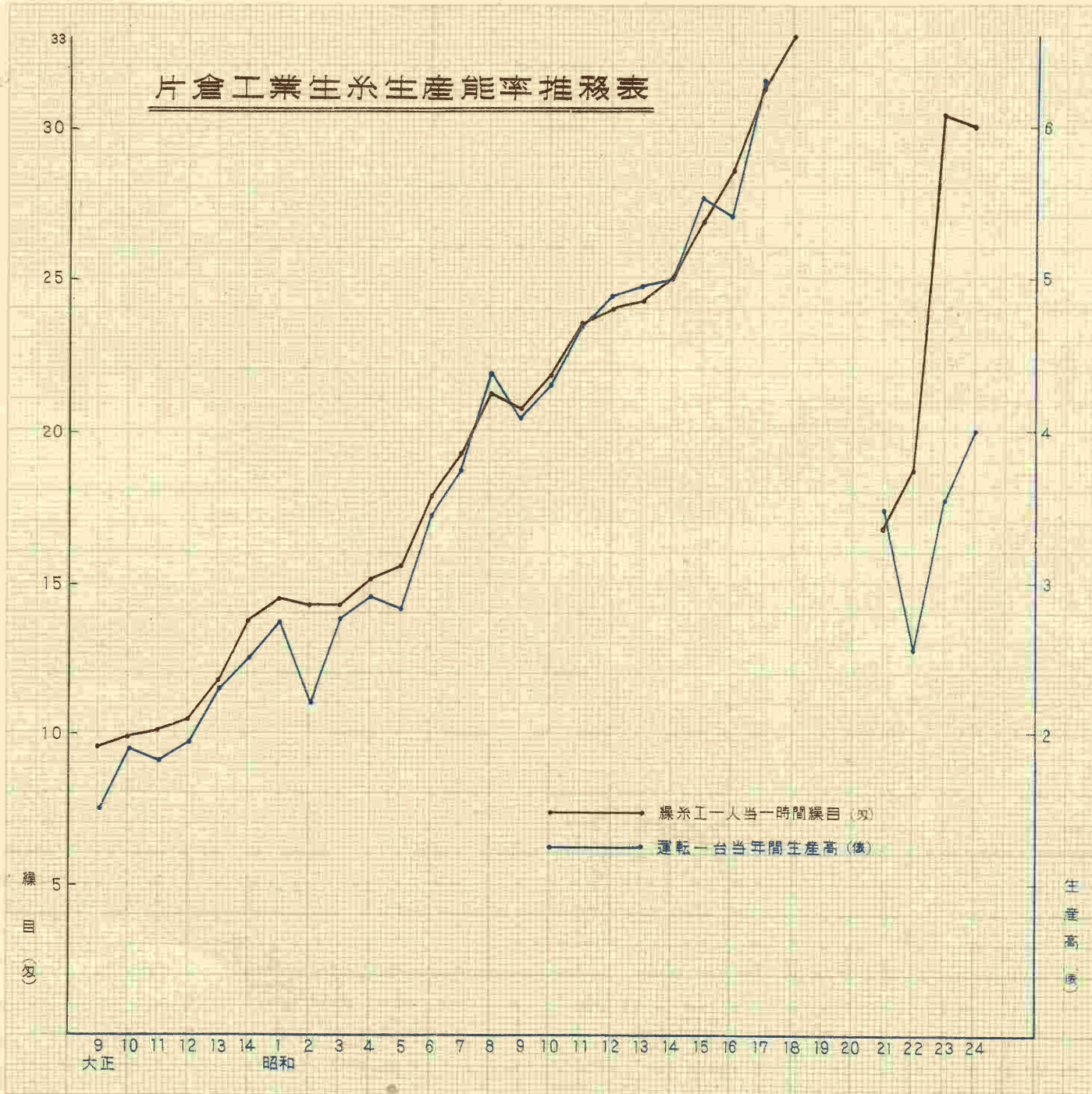
片倉工業設備台数・生絲年産額・同賣上高推移表



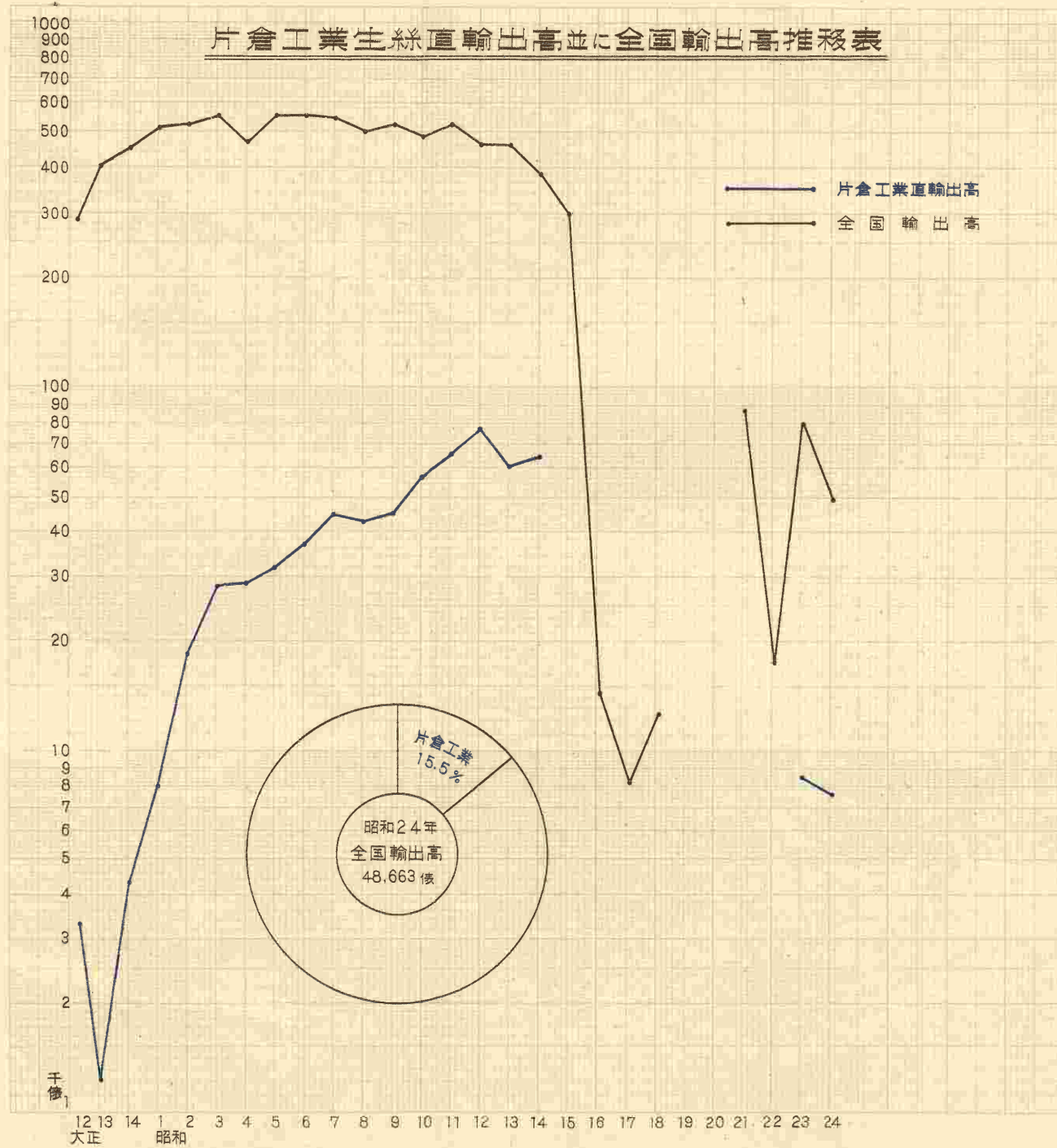
9 10 11 12 13 14 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24
大正 昭和

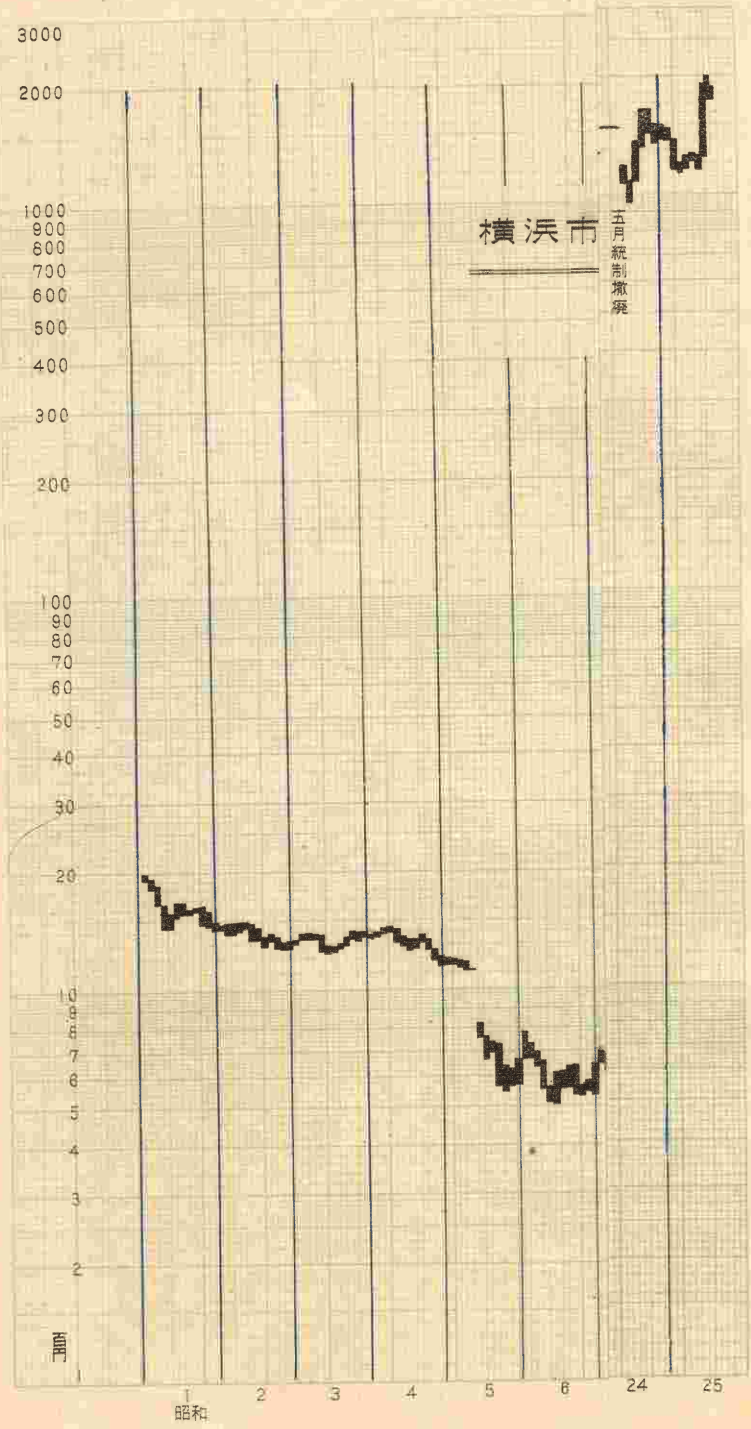


片倉工業生糸生産能率推移表



片倉工業生絲直輸出高並に全國輸出高推移表





昭和二十五年五月

3000
2000
1000
900
800
700
600
500
400
300
200
100
90
80
70
60
50
40
30
20
10
9
8
7
6
5
4
3
2

単位

1 昭和 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25

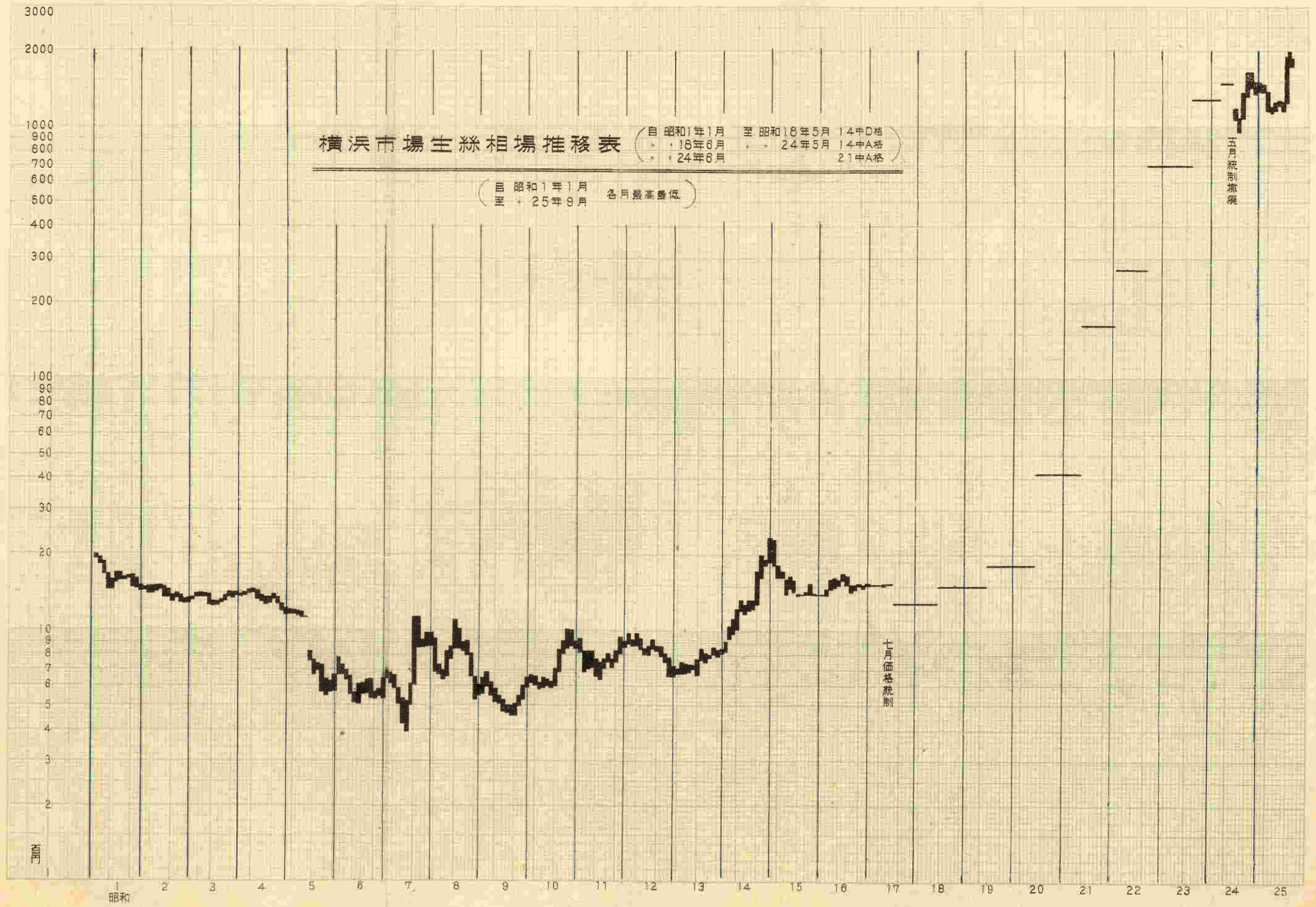
横浜市場生絲相場推移表

自昭和1年1月 至昭和18年5月 14中D格
・ 16年6月 ・ 24年5月 14中A格
・ 24年6月 21中A格

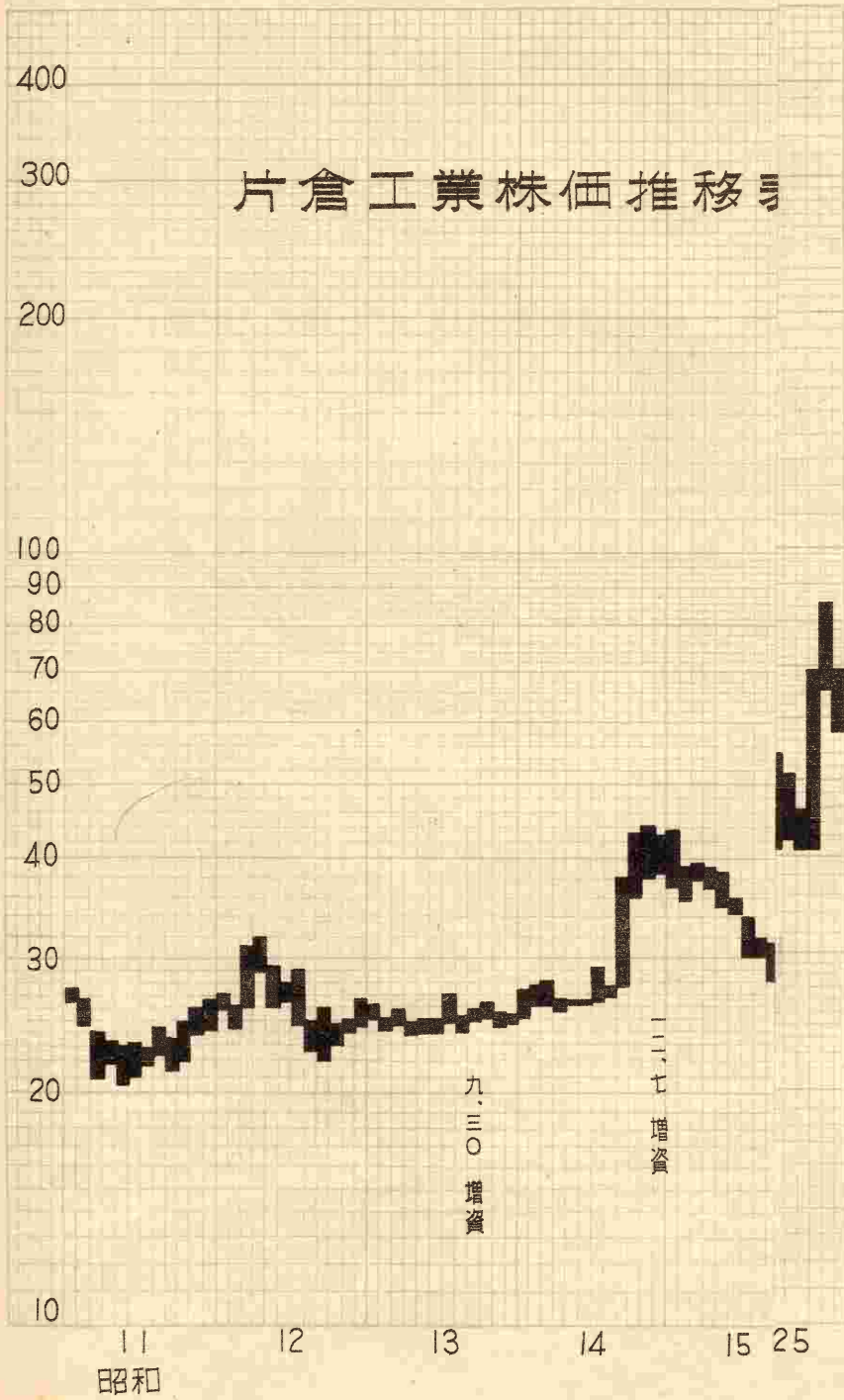
(自昭和1年1月 至昭和25年9月 各月最高最低)

五月統制解禁

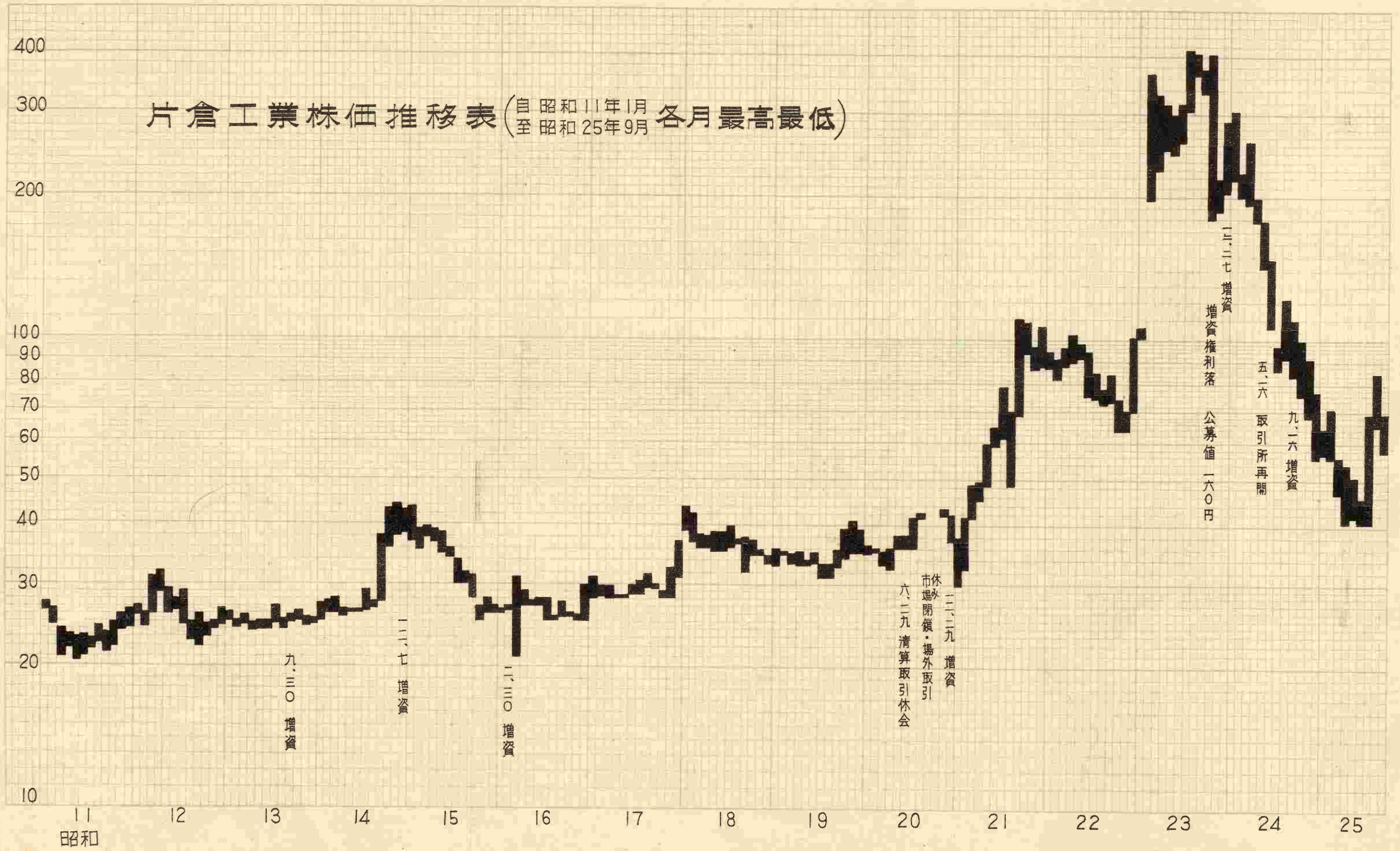
七月価格統制

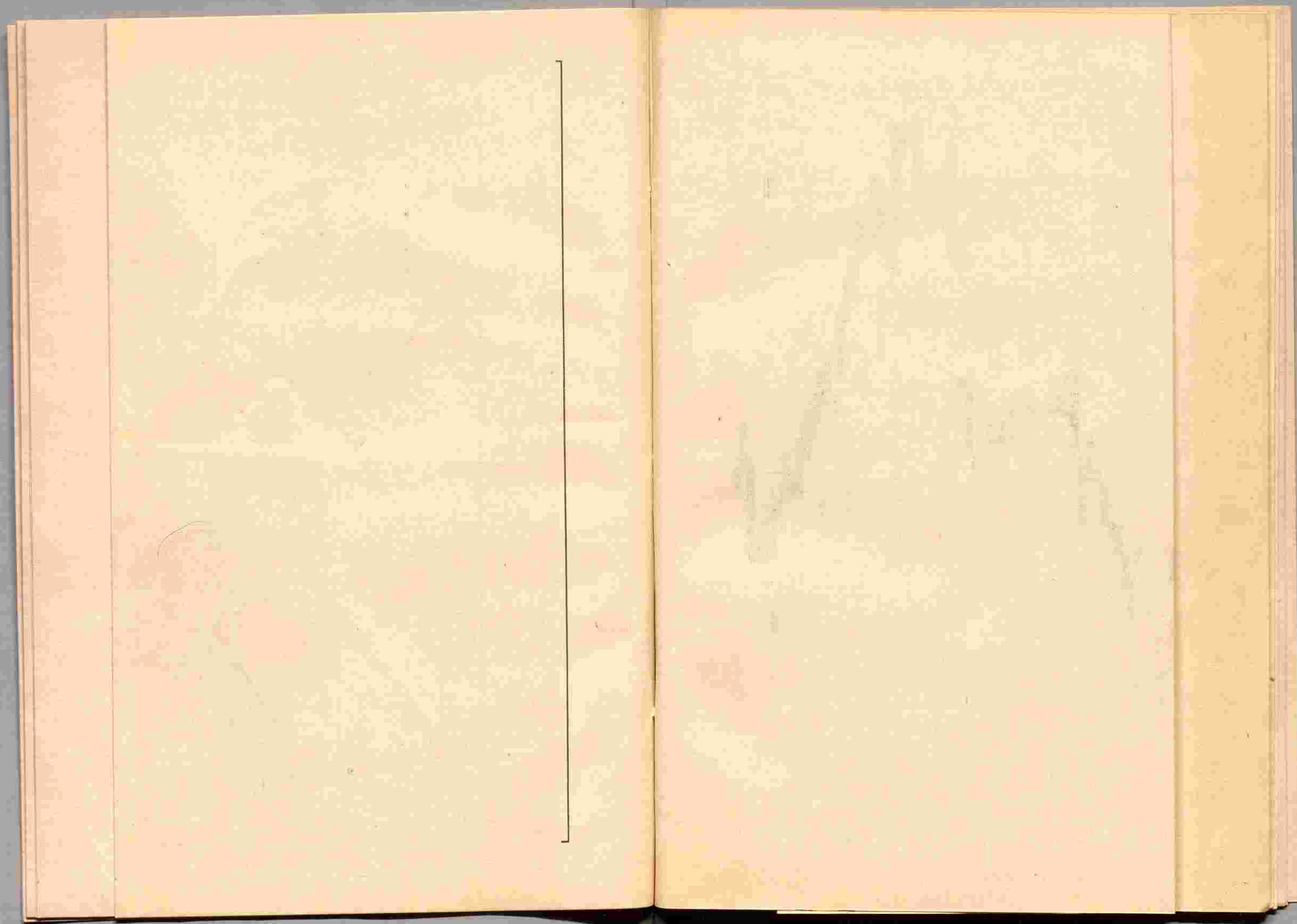


片倉工業株価推移



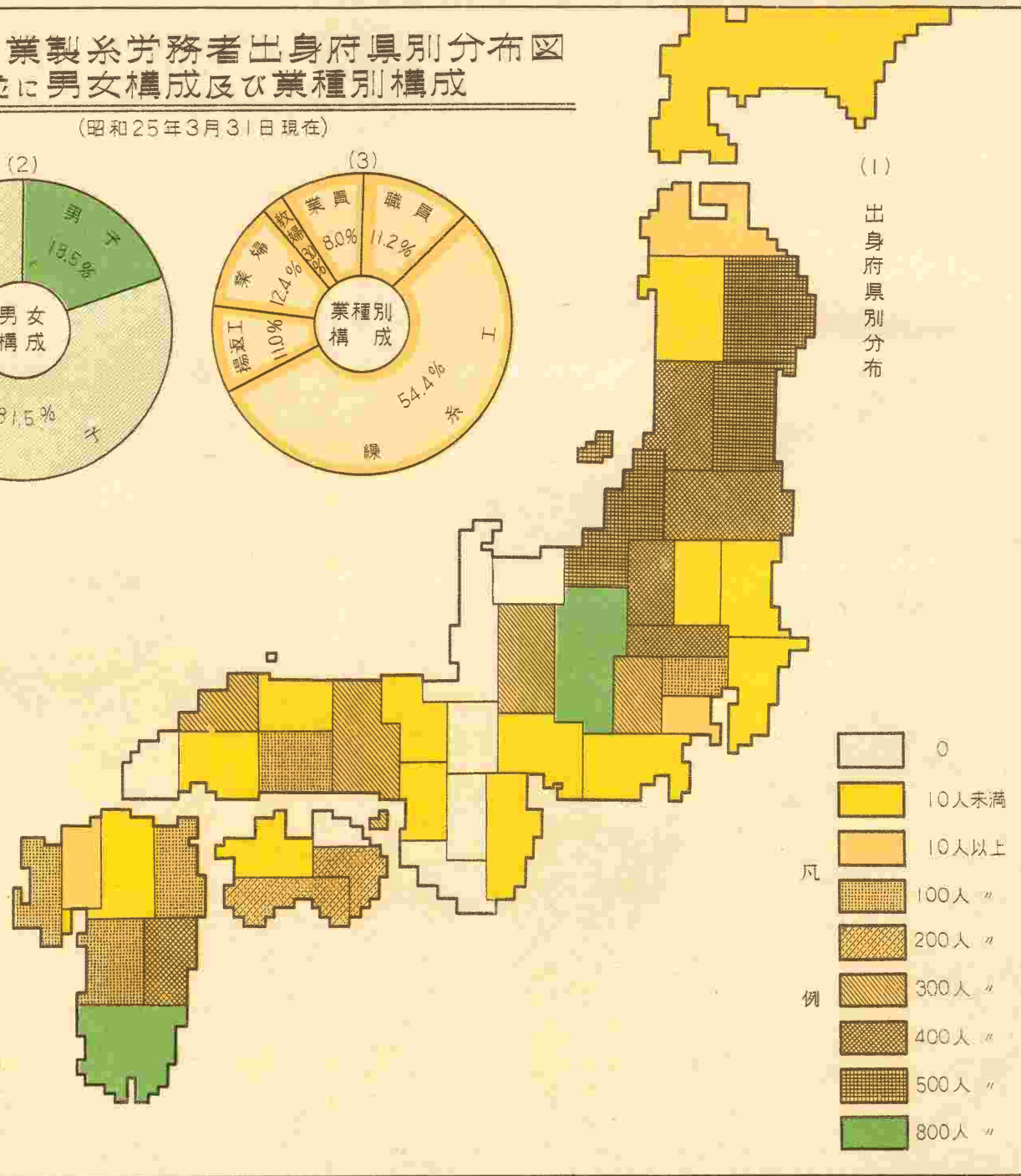
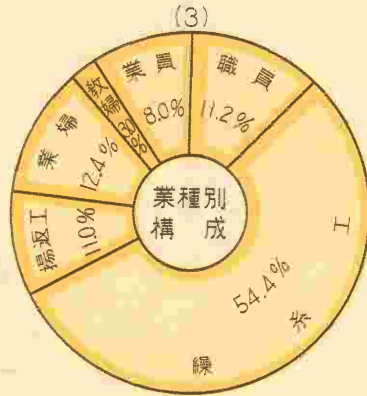
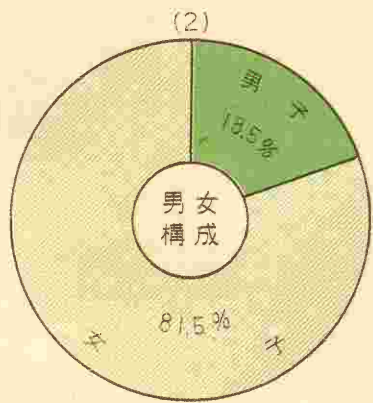
片倉工業株価推移表 (自昭和11年1月 至昭和25年9月 各月最高最低)





片倉工業製系労務者出身府県別分布図 並に男女構成及び業種別構成

(昭和25年3月31日現在)



年
表

片倉組時代

明治六年

片倉市助は本家の邸前に十人取の座繰製絲を創め、片倉光治がこれを主宰した。翌七年片倉光治は分家すると共にこれを新家の倉前に移轉した。

片倉俊太郎は生絲改會社生絲賣買免許鑑札の下附を受けた。(第二萬二千六百二十六號)

同 七年八月八日 片倉光治は分家し新家と稱した。

同 九年七月 片倉俊太郎、横内龜三郎、横内萬右衛門、片倉林右衛門、横内源右衛門等は共同で村内市之澤に製絲業を創立、これを一之澤社と言つた。

同 十一年六月五日 初代片倉兼太郎は新家片倉光治と相謀り、長野縣諏訪郡川岸村三澤區字垣外に三十二人繰の洋式機械製絲を新設し垣外製絲所と稱した。

同 年七月二十日 垣外製絲所、一之澤社連中、横内嘉左衛門、横内傳兵衛、三陸舎等九人で垣外製絲所構内に生絲共同出荷組合深澤社を設立し共同販賣をした。

同 十二年七月 片倉兼太郎、尾澤金左衛門、林倉太郎外十二名は相諮り、共同出荷組合開明社を組織した。

同 二十七年十月六日 長野縣諏訪郡川岸村に川岸製絲所(三百六十釜)を新設し三全社と稱した。

同 二十八年 片倉組を組織した。片倉組本部を三全社に置き、こゝに松本製絲場及び三全社は片倉組所屬として垣外製絲場(百六十釜)のみを開明社に屬せしめた。

東京市京橋區和泉町に東京支店を設置した。

同 二十九年十一月

臺灣臺北市に臺北支店を設置した。

- 同 三十七年十月 朝鮮平壤府に平壤支店を設置した。
- 同 三十九年十二月二十七日 片倉合名會社を創立した。(資本金一萬圓)
- 同 四十三年一月 垣外製絲所構内に片倉組川岸事務所を開所し片倉組本部を移轉した。
- 大正 三年十月二十四日 松本市に大日本一代交配蠶種普及團を組織し、片倉組は合資會社交進社の名稱で加入した。
- 同 四年四月 福島縣郡山町所在郡山電氣株式會社兼營の岩代紡績工場を買収し岩代絹絲紡績所を設置した。
- 同 年十一月二日 大日本二代交配蠶種普及團は解散し、事業一切を繼承して同團は片倉組經營下に入った。
- 同 八年二月十二日 今井五介は蠶絲業同業組合中央會派遣第一回米國絹業視察團々長として渡米した。
- 同 四年四月 朝鮮大邱府に大邱製絲所(二百四十釜)を新設し、蠶種製造部をも兼營した。

片倉製絲紡績株式會社

- 大正 九年三月二十三日 片倉組の事業を繼承し片倉製絲紡績株式會社創立(資本金五千萬圓)、本社を東京市京橋區墨町八番地に置いた。製絲所數十八カ所(川岸、平野、下諏訪、松本、飯田、八王子、大宮、石原、仙臺、兩羽、岩代、愛知、上井、姫路、宇佐、大分、鳥栖、大邱)釜數一萬一千九百三十七釜、事務所(川岸)、絹絲紡績所(郡山)、本社事務組織を總務、商務、工務の三部制とし各部の下に課を置いた。
- 同 十年三月二十四日 長崎製絲株式會社の創立(資本金百八十五萬圓)に参加した。
- 同 十一年十一月一日 大宮製絲所に御法川式多條線絲機(六臺)を試験的に据付け研究に着手した。
- 同 十一年十一月一日 社報第一号を發刊した。
- 十一月五日 東京本社は建築中の新館に移轉した。

- 十二月五日 當會社株式を東京株式取引所清算市場へ上場した。
- 同 十二年五月十三日 薩摩製絲株式會社の委任經營を引受けた。(四工場、六百五十六釜)
- 九月十五日 神戸市榮町村井銀行ビル内に神戸出張所を開設し、九月二十七日生絲の直輸出を開始し第一回積込をした。
- 十一月一日 株式會社尾澤組を合併し資本金を五千二百七十五萬圓に増資した。(四工場、二千七百三十一釜)
- 同 十三年一月 取締役今井眞平は社員花岡眞澄と共に紐育市五街三三五番地に事務所を設け紐育出張所を開設した。
- 二月二十八日 神戸出張所を閉鎖し、専ら横濱出張所において直輸出事務を行うこととなった。
- (三月二十五日) 全國製絲大會の決議により操業休止を實行した。
- (四月二日) 全國各工場にセリブレン検査の設備を取付けた。
- 同 十四年三月 會社の英文稱號を「KATAKURA & Co., L.T.D.」と定めた。
- 六月十八日 片倉製絲紡績株式會社社歌制定の件を決議した。
- 同 十五年一月六日 片倉製絲紡績株式會社社歌制定の件を決議した。
- 四月八日 大和式自動輸送乾燥機を平野製絲所に新設した。
- 四月二十四日 米國獨立百五十年記念萬國博覽會に参加した。
- 五月八日 片倉江津製絲株式會社は事業を開始した。(二百四十八釜)
- 六月 備作製絲株式會社(資本金二百五十萬圓)の創立に参加した。
- 昭和 二年四月一日 埼玉縣大宮町に研究所を新設した。
- 七月一日 片倉越後製絲株式會社(資本金百萬圓)の創立に参加した。
- 同 三年一月十二日 大宮製絲所に御法川式多條線絲機(二十條)二百五十六臺を設置した。

- 三月二十五日 松江片倉製絲株式會社（資本金二百萬圓）の創立に参加した。
- 同 四月一月 十二日 片倉磐城製絲株式會社（資本金二百萬圓）の創立に参加した。
- 同 四月 十二日 原料繭検査格付法を發表し同年新繭より實施することに決定した。
- 同 十月 五日 岩手縣是製絲株式會社（資本金三百萬圓）の創立に参加した。
- 同 十一月 十一日 多摩製絲株式會社（資本金五十萬圓）の創立に参加した。
- 同 十一月 五日 片倉共榮製絲株式會社（資本金二十五萬圓）の創立に参加した。
- 同 五年 六月 十六日 スマトラ島ベンクウレン州レヂヤン區チヨロツプに面積二十一バウ四百六十六ルードの世襲借地權を
買入れた。
- 同 七月 七月 晋及團試験部を獨立させて蠶業試験所を新設した。
- 同 六月 三月 十日 東京府南多摩郡川口村に栽桑試験所を新設した。
- 同 五月 二十八日 御法川式繰絲機製生絲は新絲以降全部横濱出張所宛出荷のことに統制した。
- 同 七年 五月 十八日 本社職制の改正を行い經理、工務、原料の三部制とした。
- 同 八年 八月 二十六日 武州製絲株式會社合併による資本金八十萬圓（株式一萬六千株）増資を登記した。（資本金五千三百
五十五萬圓）
- 同 九年 一月 八日 取締役會長二代片倉兼太郎逝去す。
- 同 十年 三月 二十八日 蠶絲祭制定につき全國各事業所は式典を舉行した。
- 同 十一年 五月 一日 本社職制を經理、原料、工務、販賣、考査の五部制に改正した。
- 同 九月 八日 故二代片倉兼太郎の遺徳を記念して高徳會を創設した。

十二月二十二日 米國絹業界の巨商ボリーノジエルの功績を永遠に記念せんがため同氏の胸像を大宮製絲所構内に建
立した。

- 同 十二年 九月 八日 甲府繰絲工場を開設した（繰絲機七十五臺、一萬四千百十二錠）
- 同 十三年 九月 三十日 日東製絲株式會社、備作製絲株式會社並に片倉越後製絲株式會社を合併して資本金四百七十萬圓（株
式九萬四千株）増加の登記をした。（資本金五千八百二十五萬圓）
- 同 十四年 六月 十五日 上海出張所を新設し支那生絲の輸出業務を開始した。
- 同 九月 三十日 片倉越製絲株式會社、株式會社富岡製絲所の合併により資本金八十五萬圓（株式一萬七千株）増加
の法定手續を完了した。（資本金五千九百十萬圓）
- 同 十五年 三月 十五日 試験所に辻村式自動繰絲機一臺を据え付けた。
- 同 三月 二十八日 會社創立滿二十週年記念祝賀會を舉行した。
- 同 四月 一日 片倉製絲紡績株式會社福利施設として親和會及び社友會を創設した。
- 同 六月 一日 片倉職員健康保險組合を設立した。
- 同 八月 十五日 全國製絲業組合總會決議により運轉金數の一割五分繰短を實施した。
- 同 十一月 二十日 會社社旗及び各所に授與されるべき社旗の入魂式を舉行した。

二十年誌以降

昭和十六年

二月 八日 取締役會において事業所整理案實施に關する件を社長、及び常務取締役に一任した。

- 二月二十七日 蠶絲業統制法議會通過に伴う全國製絲業組合の釜數整理決議に即應し、尾澤、姫路、高知佐川、宇佐、越後第二、岡山、末吉七工場閉鎖の件を決定した。
- 二月二十八日 取締役會において川岸精練株式會社の増資株式の一部引受、密陽蠶種製造所譲渡の件を議決した。
- 二月二十日 薩摩製絲株式會社、長崎製絲株式會社、片倉磐城製絲株式會社、松江片倉製絲株式會社、多摩製絲株式會社、岩手縣是製絲株式會社の七會社の合併登記を完了した。
- 三月十二日 取締役會において越後第三工場の一部をマルカタ製絲所に賣却の件を議決した。
- 四月八日 取締役會において日本蠶絲統制株式會社株式六萬五千五百七十株引受の件を議決した。
- 六月三日 小口製絲所（徳島縣徳島市島田町字大東一）の株式を買収した。（設備、小岩井式多條繰絲機百臺、普通繰絲機百八十釜）
- 七月八日 取締役會において辻村式自動繰絲機大量試験の件を議決した。
- 七月二十八日 取締役會において絹短纖維製造に關する特許及び實用新案權公開の件を議決した。
- 九月十八日 取締役會において研究所のシルクブロック部の事業を擴張するため、絹化學工場新設の件を議決した。
- 九月二十七日 取締役會において朝鮮蠶絲株式會社株式引受の件を議決した。
- 十月四日 工場長會議を開催した。
- 十月二十三日 取締役會において蠶絲利用開發株式會社株式五千株引受の件を議決した。
- 十一月十三日 源池分工場の設備一切を中信短纖維工業株式會社に賃貸、同社の經營により繰繭短纖維の製造を開始した。

昭和十七年

- 十二月八日 取締役會において全州製絲所に普通繰絲機六十釜増設の件を議決した。
- 十二月二十二日 小口製絲所を四國繭短纖維有限公司に賣却した。
- 一月二十日 工場長會議を開催した。
- 二月二日 片倉製絲紡績株式會社二十年誌「及び「創立二十年記念寫眞帳」出版完了につき、編纂者中川良輔、大野留次郎、瀬尾貞夫、堀祿助は社長より記念品を授與された。
- 二月七日 丸庄製絲株式會社（本庄工場・豊岡工場）を買収した。（設備、多條機八十八臺、座繰機三百五十二釜）
- 二月十九日 府是製絲株式會社（現、青梅製絲所）を買収した。（設備、織田式十條繰絲機二百四十六臺）
- 二月二十八日 藤本製絲所（徳島縣阿波郡土成村）九釜、田村製絲所（徳島市矢三町）七釜、佐藤製絲所（徳島市矢三町）八釜、を買収した。
- 二月 鳥栖工場は短纖維の製造を開始した。（設備臺數 七十四）
- 三月五日 仙南工場は短纖維の製造を開始した。（設備臺數 百）
- 三月二十三日 取締役會において丸興製絲株式會社新株式引受の件を議決した。
- 三月 郡山工場は短纖維の製造を開始した。（設備臺數 百三十二）
- 四月一日 丸庄製絲株式會社の全株式を買収し、これが委任經營を行うこととなった。
- 五月 石原製絲所は短纖維の製造を開始した。（設備臺數 七十五）
- 六月十三日 今後製絲所は地方名を入れて何々工場と呼稱し、特殊工場は地方名を附せず製品名を入れて何々工場と呼稱することに決定した。

- 八月二十日 社則を改訂實施した。
- 八月二十日 紐育出張所長花岡眞澄は交換船淺間丸で歸國した。
- 八月二十二日 取締役會において都城蠶種共同施設組合建物その他買収の件を議決した。
- 九月三日 取締役會において丸庄製絲株式會社合併の件を議決した。(丸庄製絲株式會社株式二萬株は償却した)
- 九月二十八日 保證責任岩泉生絲販賣組合(岩手縣下閉伊郡岩泉町大字岩泉)より製絲設備六十六臺と全國製絲業組合連合會より割當られた生絲製造數量全部を買収した。
- 十一月十八日 取締役會において丹後織機購入の件を議決した。(三榮機業有限會社をして安喜織物工場を買収せしめ、外に織機四十九臺を併せて買収した。)
- 十一月 絹化學工場完成し絹ベタキング、絹ベルト等の製造業務を開始し、三菱重工業株式會社名古屋航空機製作所及び川崎航空機株式會社岐阜製作所の協力工場となつた。
- 十二月 十五日 大日本蠶絲會蠶絲科學研究所開所式舉行せられ、當日顧問今井五介は閑院總裁宮殿下より特別有功章拜受の光榮に浴した。
- 十二月 十五日 取締役社長片倉兼太郎、顧問今井五介は全國經濟界代表として政府主催の懇談會に招請され、畏くも天皇陛下に拜謁の榮を賜つた。
- 十二月二十三日 取締役會において雲仙製絲株式會社株式買収(株式二千三百五十五株、買收金額二十四萬四千圓)の件を議決した。
- 十二月二十九日 取締役會において左記經營方針を議決した。
 - 一、工場買収希望があれば應ずること。
 - 二、先方の希望によりわが社は不動産、動産を出資し、先方に技術、資本、機械を出資せしめ共同經營をなす可
 - 三、適當な會社があれば調査買収も可

日本製絲(平田製絲所)の割當生絲製造數量を買収した。

昭和十七年
昭和十八年

- 二月三日 取締役會において佐賀縣是蠶種株式會社を日本航空機株式會社に賣却の件及び滿洲機材株式會社に五十萬圓出資の件を議決した。
- 三月 十六日 刀劍の製作その他を目的として岐阜縣武儀郡關町に國廣刀劍株式會社を設立し事業を開始した。
- 四月二日 取締役會において徳島小口製絲所解散清算の件を議決した。
- 四月 十三日 取締役會において川岸事務所印刷部を獨立せしめ、諏訪印刷株式會社を設立することを議決した。
- 四月二十六日 取締役社長片倉兼太郎は日本蠶絲製造株式會社社長に就任した。
- 五月 十八日 内地工場長會議が開催され、日本蠶絲製造株式會社の設立に伴う運營上に關する諸般の協議を重ね、又蠶絲業再編成に關する社長の訓辭があつた。
- 六月 八日 四月三十日開催の株主總會の決議を経て當局に申請中の目的變更の件が認可された。
- 六月 十四日 絹化學工場は陸軍航空本部の監督工場となり、軍當局と契約を締結した。
- 六月 十八日 取締役會において都城蠶種製造所買収に關する件、丹後地區織物工場再整備に伴い新たに設立された統合體丹後興和織物株式會社株式六百三十八株所有の件を議決した。
- 六月 十九日 取締役會において松井機器株式會社の機械設備買収の件を議決した。
- 七月 一日 東京都制實施につき本社所在地は東京都京橋區三丁目二番地四と變更された。
- 七月 三日 陸軍被服本廠より軍用品保管のため、平野、都城、作州、千厩の四工場借用方申入れがあつたが、取

締役會において都城、作州の二工場を賃貸することに議決した。

七月 十三日 取締役會において交易公團出資（八千六百四十口、八十六萬四千圓）の件を議決した。

八月 一日 事業の轉換に伴い大宮試験工場を大宮航機製作所、多摩工場を多摩航機製作所、鳥栖工場を鳥栖航機製作所と改稱することに決定した。

八月 十三日 大宮航機製作所は立川飛行機株式會社の協力工場として飛行機の機體及び部品の製作を開始した。

九月 十五日 鳥栖航機製作所は三菱重工業株式會社名古屋航空機製作所の協力工場として飛行機の油槽及び同部品の製作を開始した。

九月二十四日 工場長會議を開催した。

會議の席上發明考案獎勵規程により表彰式を舉行し、社長より左の通り表彰狀並に賞品を授與した。

優等

（併）式A型・B型繰絲機（松本工場）

故今 井 眞 平

井 上 保 雄

青 木 貞 一

他 六 七 件

蠶業試験所 農學博士 小針喜三郎

蠶品種の研究に従事し、優良品種の育成と蠶品種改良に関する有益なる基礎的研究をなし、社業に裨益する所大なり。

蠶業試験所 福 田 宗 一

蠶脱皮及び變態のホルモン機構に関する研究をなし、蠶品種の育成並に育蠶に貢獻して社業に裨

益する所大なり。

九月二十六日 藪科高原に霞山道場を開場した。

大邱製絲所内に大邱機織部を設置した。

十月 二十日 福岡工場外二十八工場、一代交配蠶種普及團外八蠶種製造所、蠶業試験所、原料繭關係出張所十二、計五十一カ所を日本蠶絲製造株式會社に賃貸した。（十九年五月二十五日迄に終了）

十一月 一日 社名を片倉工業株式會社と改稱した。

十二月二十四日 わが社全額出資（資本金參百萬圓）の下に滿洲炸蠶興業株式會社を設立した。

代表取締役 中 澤 正 英

十二月二十六日 研究所におけるテグス製造を工業化するため海老名テグス工場を創設し、事業を開始した。

十二月二十九日 鳥栖航機製作所は陸軍航空本部の監督工場となつた。

十二月 熊谷工場は熊谷電機製作所と改稱し、軍需工場に轉換、日本電氣兵器株式會社の協力工場として1-50小型電動機並に25W發電機の製作を開始した。

十二月 研究所に機械工場を完成し、三菱重工業株式會社名古屋第五製作所の協力工場として航空機部品の製作を開始した。

昭和十九年

一月 八日 取締役會において葉山木造船株式會社に出資經營の件を議決した。

一月 十日 多摩航機製作所は陸軍航空廠の協力工場として航空機部品の製作を開始した。

二月二十二日 蠶業研究所社員福田宗一は東京帝國大學より理學博士の學位を受けた。

三月 四日 取締役會において大洋ベニヤ株式會社の株式を取得し（五十四萬圓出資）經營に参加することを議決

した。

三月二十五日 甲府撚絲工場は陸軍被服本廠の監督工場に指定された。

太洋ベニヤ株式会社臨時株主總會において新役員の選任と共に片倉關係會社として經營、航空機用特殊合板、舟艇用合板並に一般用合板の製造をなすことに決定した。

四月一日 社訓を制定した。

社訓

一、我等は皇國の臣民なり

肇國の精神に則り臣道の實踐に邁進すべし

一、我等は産業の戦士なり

天職の使命に則り勤勞報國に挺身すべし

誓

我等は國體の本義に徹し身を持つること謹嚴、敬愛互に相戒め和親協力克く職域奉公の誠を
輸し、以て天業を翼賛し、誓つて國運の隆昌に寄與せむことを期す

四月六日 相談役武井覺太郎逝去す。

四月十日 わが社全額出資（資本金壹千萬圓）の下に諏訪航空工業株式會社を設立した。

取締役社長 片倉兼太郎

六月一日 大宮航機製作所、研究所並に絹化學工場を合併して大宮製作所とした。

六月八日 直系並に關係會社工場長懇談會を開催した。

六月十五日 大宮航機製作所は軍需省管理工場に指定された。

七月一日 取締役會において九州合板株式會社設立のため日向殖産株式會社の株式買收の件を議決した。

七月十二日 本社罹災の場合の執務連絡の場所を左記に決定した。

第一 東京都橋區銀座八丁目四番地 美篤商會

第二 東京都北多摩郡三鷹町井の頭四三ノ一 片倉寮

七月十七日 本社事務所の一部を疎開し、川岸事務所に片倉工業株式會社諏訪分室を置くことになった。

疎開事務 總務部庶務課株式係

經理部經理課財務係

八月八日 多摩航機製作所は陸軍航空本部の監督工場となった。

八月二十一日 發明考案獎勵規程により左記の通り表彰した。

曲線自動切斷機 多摩航機製作所 江幡 勇三

山田 正利

土屋 靖

八月二十六日 甲府撚絲工場並に熊谷電機製作所は軍需省より監督工場に指定された。

九月十一日 非常時本社執務地を左の通りとした。

第一非常連絡地 大宮製作所

第二非常連絡地 八王子工場

昭和二十年

二月 十二日 當局の指示により鳥栖航機製作所は佐、第一、一五二工場と呼稱することとなった。

四月二十二日 當局の指示により大宮航機製作所（大宮製作所第一製作課）は皇國、第四、〇一六工場と絹化學工場

(第三製作課)は皇國、第一、二、三工場と呼稱することになった。

五月七日 多摩航機製作所は陸軍管理工場に指定された。

五月十二日 當局の指示により熊谷電機製作所は皇國、第一、八〇〇工場と呼稱することになった。

五月十四日 顧問今井五介は日本蠶絲統制株式會社取締役社長を辭任した。

七月四日 大宮製作所第三製作課において航空機用強化木製造を開始することに決定した。

九月七日 所長會議を開催し各所の經營現況の報告、並に將來の方針について指導があつた。

九月八日 横濱出張所は進駐軍の宿舍となつたので、事務は本社内にて執ることとなつた。

九月二十一日 常任監査役根橋清二逝去す。

十月九日 大宮工場に米第八軍第九十七師團歩兵第三百八十六連隊長ランシング大佐以下百五十名が進駐した。

十月十二日 大宮工場に米將兵三百名が進駐した。

十月十五日 大宮工場に埼玉軍政部及び憲兵司令部が進駐した。

十月二十九日 取締役會において日本機械工業株式會社に貸貸中の八王子分工場の賃借契約解除の件を議決した。

十一月七日 本社においてわが社並に關係會社工場長及び日本蠶絲製造株式會社片倉系工場長外關係者參集、蠶絲業復元につき取締役社長片倉兼太郎並に顧問今井五介の訓示があつた。

十二月十五日 日本蠶絲製造株式會社の解散に伴い、貸貸中の設備を復元した。(昭和二十二年五月十五日までに完了)

十二月二十九日 宮城縣是共榮蠶絲株式會社を合併し、資本金六千七百八十萬圓(拂込三千三百九十萬圓)に増資した。

昭和二十一年

一月七日 多摩製作所は民需生産轉換の認可を受け、自轉車及び同部品の製作をすることになった。

二月二日 神戸駐在所を設置(神戸市葺合區横山ビル地下室)し、生絲販賣の事務連絡を開始した。

二月八日 取締役に於いて秩父蠶絲株式會社の創立を援助することを議決した。

三月六日 大宮工場に進駐していた埼玉軍政部は埼玉會館に移轉した。

五月四日 岐阜縣農業會所有の吉城製絲所(岐阜縣吉城郡小鷹利村)を買収した。(設備、多條線絲機百三十二臺)

五月六日 蠶業研究所において取締役、本社課長、各所長等參集し、復元協議會及び連絡協議會を開催した。

六月一日 大宮工場より進駐軍撤収した。

六月八日 制限會社に指定された。

七月一日 監査課を左記に移轉、執務することになった。

長野縣岡谷市諏訪工業株式會社岡谷工場内 片倉工業株式會社監査室

七月九日 顧問今井五介逝去す。畏くも多年蠶絲業界における功勞を思召され、七月九日附をもつて左の御沙汰を拜した。從五位勳三等 今井五介

追叙正五位勳二等

八月十一日 特別經理會社に指定された。

九月二日 片倉同族の取締役片倉武雄、同片倉直人、同片倉方平、同今井五六、同片倉五郎及び監査役北澤和

巳は辭任した。

九月十七日 大宮工場は管理指定工場を解除された。

九月 鳥栖製絲所内において回轉機の製作を開始した。

十月二十二日 大宮工場において所長會議を開催した。

十月二十九日 片倉工業株式會社と片倉従業員組合總連合會との間に労働基本協約を締結調印した。

十一月一日 大宮工場を大宮製絲所（舊第一製作課）大宮製作所（舊第二製作課）纖維研究所（舊第三製作課）に分離した。

十二月三日 各地區毎に幹事工場を決定し、本社との連絡に當らせることとした。

十二月七日 持株會社に指定された。

十二月十四日 第一回中央經營協議會を開催した。

昭和二十二年

一月十五日 取締役社長片倉兼太郎逝去。

二月三日 取締役會において取締役野崎龍次郎を取締役社長に互選した。

二月八日 第二回中央經營協議會を開催した。

二月二十五日 臨時株主總會において取締役に中島覺衛・小針喜三郎・合田信一・下迫田宗市・鎌田一郎・及び福永健司並びに監査役に林要一郎が補缺選任された。

四月十五日 東京都區制變更により本社所在地を東京都中央區京橋三丁目二番地四と變更した。

四月二十九日 第三回中央經營協議會を開催した。

五月三日 纖維研究所に試験研究用多條繰絲機（四十臺）を設置した。

- 五月十五日 取締役會において常務取締役に取締役中澤正英、同中島覺衛を互選した。
- 六月二日 取締役福永健司は埼玉縣副知事に就任した。
- 八月一日 古城製絲所を岐阜縣蠶絲協同組合に賣却した。
- 企業再建整備法により再建整備計畫を樹立し、事態に處するため本社に再建整備室を設置した。
- 室長 常務取締役 中澤正英
- 副室長 常任監査役 林要一郎
- 八月二十二日 取締役社長野崎龍次郎逝去。
- 八月二十六日 取締役會において常務取締役中澤正英を取締役社長に互選した。
- 十月二十五日 第四回中央經營協議會を開催した。
- 十月二十五日 大宮製絲所において所長會議を開催した。

昭和二十三年

一月二十六日 第四回中央經營協議會を再開した。

二月八日 過度經濟力集中排除法の指定會社となった。

二月十一日 従業員中三月末日に滿五十五歳該當者は三月末日をもつて停年退職することに決定し、本年度より實施することとした。

五月十日 纖維研究所に織物、編物等の絹加工設備工事を完了し研究を開始した。

五月二十三日 取締役社長中澤正英は第一回國際絹業大會に出席のため渡佛（リヨン）の途についた。

- 六月 富岡製絲所において全片倉繰絲競技會を開催した。
- 七月 一日 織維研究所において原料爾格付検査、並にラウジネス検査を開始した。
- 七月 十二日 第五回中央經營協議會を開催した。
- 七月 十九日 取締役社長中澤正英は絹業使節團の任務を終えて無事歸國した。
- 八月 十一日 第六回中央經營協議會を開催した。
- 八月 二十四日 取締役社長中澤正英は大日本蠶絲會副會頭に選任された。
- 十月 十九日 本社内に事務連絡委員會を設置した。
- 十月 二十三日 第七回中央經營協議會を開催した。
- 十一月 二十九日 取締役社長中澤正英は日本製絲協會々長に選任された。
- 十二月 十六日 取締役小針喜三郎は第一回日本學術會議會員選舉に第六部中部地方區より立候補し當選した。
- 十二月 二十日 未拂込資本金三千三百九十萬圓を徴收し、且つ資本金を一億八千二百二十萬圓増加して二億五千萬圓に増資した。
- 十二月 二十六日

昭和二十四年

- 一月 二十三日 取締役福永健司は埼玉縣第一區より衆議院議員選舉に立候補し當選した。
- 三月 七日 下諏訪工場に絹織機二十四臺を設置し織布製造を開始した。
- 三月 十二日 常務取締役中島覺衛は労働省より中央労働委員を委嘱された。
- 三月 十九日 鳥栖製絲所の閉鎖に伴い、同所免許釜數を大宮製絲所に二十臺、小城製絲所に二十臺、仙臺製絲所に

- 四月 一日 四十臺、高田製絲所に四十臺、移設許可があつた。
- 四月 八日 昭和二十四年度の操業方針として各所別適正運轉釜數を決定した。
- 四月 八日 第八回中央經營協議會を開催した。
- 四月 十日 織維研究所においてK₁型自動繰絲機の試作を完了した。
- 四月 十五日 過度經濟力集中排除法による指定を解除された。
- 四月 二十五日 懸賞論文「經營合理化の具體策」の當選者を發表した。應募數四七編、一等該當者なし、二等二編、三等三編、選外佳作八編。
- 四月 二十八日 取締役社長中澤正英は大日本蠶絲會總裁より蠶絲功績賞を授與された。
- 四月 能率給の査定に原料繭の性状を基礎とする方法を採用した。
- 五月 二十四日 第九回中央經營協議會を開催した。
- 六月 十五日 大宮製絲所にK₁型自動繰絲機二十臺を設備した。
- 七月 三十一日 企業再建整備法による再建整備計畫の認可を受け新舊勘定の併合を行つた。
- 八月 十二日 輸出向コーン巻生絲を織維研究所より出荷した。
- 九月 十日 織維研究所においてK₂型自動繰絲機の試作を完了した。
- 九月 十七日 第十回中央經營協議會を開催した。
- 九月 十六日 資本金を二億五千萬圓増加して五億圓に増資した。
- 九月 三十日 平製絲所は八月十八日より實施した二交替制連帶繰絲法の發案、並にその試験に成功せるをもつて社

長より表彰された

- 十月五日 特別經理會社の指定を解除された。
- 十一月十六日 富岡製絲所において全片倉線絲競技會を開催した。
- 十二月八日 本社において所長會議を開催した。
- 十二月十四日 臨時中央經營協議會を開催した。
- 十二月十五日 連合國軍接收中の横濱出張所の建物は接收解除されわが社へ還附された。
- 十二月三十日

昭和二十五年

- 一月二十六日 第十回中央經營協議會を再開した。
- 一月三十一日
- 一月二十八日 取締役會において第一回物上擔保附社債總額五億圓を分割發行することを議決した。
- 二月九日 取締役花岡眞澄は米國、並に歐州各國の絹業事情視察の目的をもつて羽田空港を出發した。
- 二月十四日 第十一回中央經營協議會を開催した。
- 二月十六日
- 三月二日 社長は指導目標に關し各所長に訓示した。

標	品	性	節	約
⊕	和	品	位	增
目	品	格	信	用

- 四月二十五日 第一回物上擔保附社債（發行總額三億圓）を發行した。
- 五月九日 取締役花岡眞澄は米國、並に歐州各國の絹業事情視察を終えて無事歸國した。
- 六月二十六日 勞働協約を改訂した。
- 七月十五日 第一回物上擔保附社債（發行總額一億圓）を發行した。
- 七月二十九日 第一回中央經營協議會を開催した。
- 七月三十一日 第一回中央勞働協議會を開催した。
- 七月二十六日 従來の生絲商標「KATAKURA & Co., L.T.D.」を「KATAKURA INDUSTRY Co., L.T.D.」に統一する」となつた。
- 八月三日
- 八月四日 制限會社の指定を解除された。
- 八月十日 第一回物上擔保附社債（發行總額一億圓）を發行した。
- 八月三十一日 資産再評價を京橋稅務署に申告した。
- 十月三日 取締役社長中澤正英、取締役花岡眞澄、社員矢野榮輝は紐育における第二回國際絹業大會に出席のため羽田空港を出發し、十一月四日任務を終えて無事歸國した。
- 十一月十三日 富岡製絲所において全片倉線絲競技會を開催した。
- 十一月二十三日 常務取締役中島覺衛は國際勞働機構纖維委員會に日本代表として渡佛（リヨン）した。
- 十二月十一日 第二回中央勞働協議會を開催した。
- 十二月十五日 本社において所長會議を開催した。
- 十二月二十日 取締役小針喜三郎は第二回日本學術會議會員選舉に第六部中部地方區より立候補し當選した。

編輯後記

- ☒ わが社は昭和二十五年四月一日記念すべき創立三十年を迎えた。顧みるに過去十年間のわが社の歩みは、時局の要請による軍需産業への轉換、終戦後の製絲業への再轉換更に客觀情勢の推移に基く經營合理化等々誠に波瀾萬丈を極めた。従つて本誌の編纂に當つては各時代の情勢を把握しながらわが社の足跡を記録することを旨とした。
- ☒ 本誌の記述は昭和十六年以降現在に至る十九年間の記録であるが、この間特に終戦の混亂により散逸した資料の蒐集には尠なからず困難を感じた。
- ☒ 記載事項は極力事實の正確を期することに努めたが、業務の傍ら編纂に當つたので時間と紙面の關係で重要事項の逸脱や、不備な點が多々あることと思ふ。これらの缺を補う意味において、巻末にやゝ詳細な年表を附した。文責はすべて編輯委員が負うものである。
- ☒ 終戦後五年わが國は今なお占領下にあり、更に世界は自由、共産の二大陣營に對立して世情は將に噴火口上にある。これを思いあれを考えれば、わが社の前途又苦難の道を迎らざるを得ないだろう。今本誌の編纂を終りて、幾多荆棘の道を踏み越えて克く今日あるを得しめた先人の偉業を偲ぶと共に、後人の責務重且つ大なるを痛感するものである。
- ☒ 本誌の編輯に際し基礎資料の蒐集には調査課員高橋英、塚原末吉、森安二郎、百瀬信政の四名を煩した。こゝに附記して謝意を表する次第である。

昭和二十五年十二月

編輯委員

大野留次郎
中西正喜

昭和二十六年三月二十日印刷
昭和二十六年三月二十五日發行

(非賣品)

東京都中央區京橋三丁目二番地四

編輯兼
發行者

片倉工業株式會社調查課

右代表者

大野留次郎

東京都中央區京橋三丁目二番地

印刷者

伊藤兼二

東京都中央區京橋三丁目二番地

印刷所

中央印刷株式會社

群馬県立図書館



0497233-7

